

博士学位請求論文

英国学派とデイヴィッド・ヒュームの国際政治経済論

関西学院大学大学院 法学研究科

博士課程後期課程 政治学専攻

岸野 浩一

2012年11月

目 次

序 — 「国際社会における政治経済の基礎理論」の探求	p. 2
i. 主題: 問題の所在／本論の主題／学術的意味	
ii. 目的: 本論の研究目的／先行研究の検討／論考対象と方法	
iii. 構成: I章の概要と構成／II章の概要と構成／III章の概要と構成	
I 英国学派の国際政治経済論	p. 12
I章1節 国際関係研究における英国学派	
I章2節 国際社会における経済と自由市場 — 現代における英国学派の理論とその検討	
I章3節 E・H・カーの国際政治経済論 — 英国学派の思想的源流とその再読	
II 英国学派とデイヴィッド・ヒューム	p. 42
II章1節 経験論と「進歩の限界」 — J・メイヨールによるヒューム哲学の再評価	
II章2節 英国学派の「源流」としてのヒューム	
II章3節 国際社会の基礎理論としてのヒューム法哲学	
III デイヴィッド・ヒュームの国際政治経済論	p. 75
III章1節 国際関係研究におけるヒューム	
III章2節 国際社会における経済と人間本性 — ヒューム『政治論集』の国際政治経済論	
III章3節 「均衡と自制」の法哲学と政治経済学	
結 — 英国学派の再構築への展望	p. 95
i. 結語: I章概括／II章概括／III章概括	
ii. 含意: 先行研究への貢献／理論研究への貢献／現代的示唆と含意	
iii. 展望: 研究の展望／今後の課題／論考の総括	
主要参考文献一覧	p. 103

序章 — 「国際社会における政治経済の基礎理論」の探求

i. 主題

i. 1) 問題の所在

国際関係において、政治と経済はどのように考えられうるのか。グローバリゼーションの進展によって、世界経済の一体化が進む現代の国際関係において、この問いは重要性を増し続けている。多角的なグローバル化が進行するなかで、国際政治経済秩序の安定化や、自由貿易政策の是非などをめぐって、最上位のパワーたる主権を有する国家がいかに対応すべきかが議論されている。これらの議論においては、主として自由主義的経済に基づく国際秩序が抱える問題や、国家のパワーと貿易・経済政策の関係、グローバル政治経済の下での地域的・世界的な諸国家の共存のあり方などが問われている。

これらの問いへの応答は、現今の日本においても、国際秩序への関与のあり方や、国際政治経済と主権国家のあり方などに関わる外交政策をめぐり、長期に亘り広く議論されていることから明らかなように、枢要の課題である。とりわけ、各国との経済的相互依存関係が深化するとともに、周辺諸国などと外交的・政治的な対立と軋轢が表面化し顕在化しつつある現今の日本にあっては、喫緊の問題となっている。

そして、経済的・技術的水準や人口規模、地理的環境と風土、文化や価値観、政治体制および歴史的背景などが、地域や国家により様々に異なる世界政治経済の現況にあって、多種多様な文化圏と政治状況が林立する多元的な世界の中で、調和的かつ発展的な秩序をいかにして維持し、世界的政治経済のありようについてどのように考えるのかは、絶えず重大な論題であり続けている。

i. 2) 本論の主題

本論の研究主題は、「英国学派」の国際関係理論(the English School of International Relations Theory¹)における政治経済論の解明と考察、およびその源流として評価される18世紀スコットランドの歴史家・哲学者たるデイヴィッド・ヒューム(David Hume²)の法

¹ 「英国学派とは何か」については、Linklater, Andrew and Suganami, Hidemi [2006] *The English School of International Relations: A Contemporary Reassessment*, Cambridge University Press がとくに詳しい。同書では、英国学派の意味するところについて、多様な解釈と定義が存在していることを明らかにしている(Ibid., pp.12-7.)。国際関係理論としての「英国学派」の特徴については、Linklater, Andrew [2009] “The English School” in Burchill, Scott & Linklater, Andrew et. al. (eds.), *Theories of International Relations*, Palgrave での略説を見よ。また、英国学派において提起され議論されてきた鍵概念などについては、Bellamy, Alex J. [2005] “Introduction: International Society and the English School” in Bellamy, Alex J. (ed.), *International Society and its Critics*, Oxford University Press における概略を参照。

² デイヴィッド・ヒューム(1711年生、1776年没)は、スコットランド出身の歴史家・著述家・外交官・哲学者。エディンバラ大学を卒業したヒュームは、大学教職に就かなかった近代ブリテンの最も重要な哲学者・歴史家の一人である。駐仏ブリテン代理大使も務めた外交経験のある人物であり、様々な分野において古典的著作を遺した。主要著作は、『人間本性論』(*A Treatise of Human Nature*)、『人間知性探究』(*An Enquiry concerning Human Understanding*)及び『道徳原理探究』(*An Enquiry concerning the Principles of Morals*)、『道徳・政治・文芸論集』(*Essays*,

と政治経済の哲学についての分析と省察である。

「英国学派」とその思想的系譜の理論は、多様な主権国家が多数並立し割拠する多元的な「世界大の中央政府無き無政府状態(anarchy)の世界」にあっても、「国際社会」ないし「諸国家からなる社会」(international society, the society of nations, the society of states)と呼称される一定の国際秩序が存在しうることを指摘し、その「国際社会」の秩序構造・性質・歴史などについて議論している。そこで本論では、上記の現代的な諸問題に関する論考に資する視角を得るため、英国学派の理論枠組やその理論的伝統において、法・政治・経済の相互連関がいかにかに把握されるのかを解明したうえで、同学派に関する議論の考察が有しうる現代的意義や示唆、および国際関係理論の研究における含意について考究する。

i. 3) 学術的意味

第二次戦後における国際関係理論の研究では、世界的な「主流派」(mainstream)の理論として名高い、米国を中心として発展してきた諸理論が、長らくその検討の対象となってきた。「主流派」の国際関係(International Relations; IR)の理論および国際政治経済(International Political Economy; IPE)の理論には、「リアリズム」(realism; 現実主義)と「リベラリズム」(liberalism; 自由主義)の二大理論を筆頭として、種々の批判理論(critical theory)や構造論および「コンストラクティヴィズム」(constructivism; 構成主義)の理論などが含まれ³、米国のみならず日本でも、それらの理論の精緻化や検証、あるいは数理的・歴史的なモデル化や実証などが行われ続けている。これに対し、英国つまり連合王国(イギリス)⁴を中心として発展してきた「英国学派」の理論ないし「国際社会」の理論的伝統は、近年になって、英国外とくに日本でも研究が進められるようになってきたもの

Moral, Political, and Literary)、『イングランド史』(*The History of England from the Invasion of Julius Caesar to the Revolution in 1688*)など。ヒュームが著したテキストについて、本論では次のように取り扱う。『人間本性論』(*A Treatise of Human Nature*; 以下、THN と略記)のテキストは、D.F. Norton & M.J. Norton の編集による 2000 年のオックスフォード大学刊行版を、そして『道徳原理探究』(*An Enquiry Concerning the Principles of Morals*; 以下、EPM と略記)は、Tom L. Beauchamp の編集による 1998 年のオックスフォード大学刊行版をそれぞれ参照した。また、『人間本性論』については、頁数ではなく、Norton & Norton 版の巻・章・節・段落番号を注記し、『道徳原理探究』についても、Beauchamp 版の章・段落番号のみを記している。そして『道徳・政治・文芸論集』(*Essays, Moral, Political, and Literary*; 以下、*Essays* と略記)のテキストについては、Eugene F. Miller の編集による 1987 年の Liberty Fund 版を使用し、同版の頁数を附記する。

³ cf. esp. Gilpin, Robert [1987] *The Political Economy of International Relations*, Princeton University Press; Gill, Stephen & Law, David [1988] *The Global Political Economy: Perspectives, Problems, and Policies*, Johns Hopkins University Press; Palan, Ronen (ed.) [2000] *Global Political Economy: Contemporary Theories*, Routledge; Cohn, Theodore H. [2011] *Global Political Economy*, Longman; 飯田敬輔 [2007] 『国際政治経済』(東京大学出版会); 田所昌幸 [2008] 『国際政治経済学』(名古屋大学出版会)

⁴ 本論では、別段明示しない場合、英国・連合王国・ブリテン・グレートブリテン・イギリスという言葉辞は、イングランドとスコットランドの合邦以後の「グレートブリテン連合王国」を示す。なお、連合王国内の England や Scotland など個別地域の名称としては、直訳たるイングランドやスコットランドを用いる。

である⁵。そして、同学派の思想的系譜を検討する論考は、2000年代の前後より英国内を中心として本格化しつつある最新の研究領域である⁶。

よって本論の研究主題である、英国学派とその思想的源流としてのヒュームの国際政治経済論の解釈研究は、その学術的意味として、日本国内の英国学派研究への貢献の可能性とともに、世界的にも最先端の国際関係理論研究としての一翼を担いうる可能性を有するものである。

ii. 目的

ii. 1) 本論の研究目的

本論での講究は、以下の三点を目的とする。第一の目的は、前節での「問題の所在」において示された、「現代的問題への視角」を得ることである。グローバリゼーションが進展しつつも多様な諸国家からなる多元的な現代世界において、調和的な国際政治経済の秩序はいかにして維持されうるのか、そしてまた現代世界秩序の構造はどのようなものであるのか。第一の目的を達するためには、上の問いに挑むための理論や視座とは何かの探究が肝要となる。そこで、「多元的な国際政治経済の秩序についての基礎理論」の探究と、その探究を介した国際関係論の「理論研究への貢献」ないし学術的貢献が、本論における講究の中心的課題および第二の目的として設定される。

この第二の目的を果たすため、本論は、英国学派とヒュームの法・政治・経済をめぐる国際関係理論の解明を主要な研究課題とする。その理由は、第一に、英国学派が主流派の諸理論に比して、グローバリゼーションの下での政治経済や、世界全体の構造およびその歴史の理解に最適化された方法論を提供しうる理論的伝統であるとして、近年評価されているためである⁷。また第二に、同学派の源流と評される、ヒュームの法と政治経済の哲学は、現代の多元的な国際社会にも通用する原理や方法論を詳説した理論であるとして注目

⁵ 近時の日本における英国学派に関する代表的研究として、細谷雄一 [1998] 「英国学派の国際政治理論—国際社会・国際法・外交」『法学政治学論究』37、池田丈佑 [2009] 「賢慮・正義・解放—英国学派の倫理観と現代世界政治理論における展開」『立命館国際地域研究』29、大中真 [2010] 「英国学派の源流—イギリス国際関係論の起源」『一橋法学』9(2)、河村しのぶ [2010] 「英国学派の国際政治理論とその諸批判」『九大法学』(102)、角田和広 [2011] 「英国学派から観る国際政治理論と勢力均衡」『政治学研究論集』33、大中真 [2011] 「英国学派(イングリッシュ・スクール)の生成—チャールズ・マニングとその思想」『一橋法学』10(2); 小松志朗 & 角田和広 [2012] 「人道的介入における国益と価値の調和—ブレアと英国学派を手がかりに」『社会と倫理』26; 角田和広 [2012] 「M・ワイトの国際社会論における勢力均衡の役割—英国学派の文脈から」『立命館国際地域研究』35などが列挙されよう。

⁶ cf. Dunne, Tim [1998] *Inventing International Society: A History of the English School*, Palgrave; Linklater and Suganami [2006] esp. ch.1.

⁷ Buzan, Barry [2001] “The English School: an underexploited resource in IR”, *Review of International Studies*, 27 (3), pp. 481, 484; Buzan, Barry [2004] *From International to World Society?: English School Theory and the Social Structure of Globalisation*, Cambridge University Press; Buzan, Barry [2005] “International Political Economy and Globalization” in Bellamy (ed.), *op. cit.*; Little, Richard [2005] “The English School and World History” in Bellamy (ed.), *op. cit.*; Little, Richard [2009] “History, Theory and Methodological Pluralism in the English School” in Navari, Cornelia (ed.), *Theorising International Society: English School Methods*, Palgrave Macmillan., p.100.

が集まりつつあることが、ヒュームに注視して研究を進める直接の理由である⁸。

さらに、この研究課題からは、本論の講究による「英国学派とヒュームの理論解釈上の貢献」が可能であるか否かを思惟すること、そして英国学派の理論およびヒュームの思想解釈に対する貢献が可能と考えられる場合には、いかなる新たな解釈が提起されたのかを明らかにすることが、第三の目的および課題として惹起される。この目的が達成され、本論が、多元的な国際政治経済の秩序についての基礎理論として、新たな英国学派の理論的展開やヒューム理論の解釈を提示しえたならば、第二の目的に掲げた国際関係論の「理論研究への貢献」と、第一の目的たる「現代的問題への視角」の獲得も達成が可能になろう。

さて、ではなぜ、本論の第一と第二の目的を達するために、英国学派の理論のみならず、数多の思想家および哲学者の中でもヒュームを取り上げるのか。その詳細な理由は、英国学派に関する先行研究の精査から示される。以下では、本論での詳論に先駆けてまずその先行研究の概略的な検討を行い、先の問いに応答することとする。

ii. 2) 先行研究の検討

英国学派の国際関係理論は、二つの世界大戦前後に英国で展開された、国際関係の理論構築に関わる議論を基礎とする諸研究の一群を指し、今日もなお、同学派の視座に基づく理論研究とその理論としての発展・応用可能性への探究が続けられている。

英国学派の「古典」とされる著作を遺したマーティン・ワイト(Martin Wight)、ヘドリー・ブル(Hedley Bull)、ハーバート・バターフィールド(Herbert Butterfield)、C・A・W・マニング(C. A. W. Manning)、アダム・ワトソン(Adam Watson)らを筆頭とする、同学派の「第一人者」ないし創設者たちは、歴史と哲学への省察から戦後の世界を展望する国際関係理論の構築を目指し、外交や国際法などに基づく諸国家からなる社会たる「国際社会」の概念化と理論化を試みた。ここから英国学派は、「国際社会とは何か」を考察する理論的伝統であるとして、主流派のリアリズムの理論、すなわち国益の追求などに基づく「諸国の権力闘争状態」を前提とするホブズ主義的な理論や、リベラリズムの理論、すなわち自由主義や民主主義に基づく諸国の連携から「国際協調」や「世界政府」の実現を目指すカント主義的な理論などと対置されてきた。国際社会の理論を代表する英国学派は⁹、国際社会を「哲学・歴史・規範・原理」などへの着眼によって理論化しようとするアプローチとして¹⁰、あるいはまた国際社会の「構造・性質・歴史」を分析する理論的伝統として¹¹、包括的に理解されている。

冷戦終結後の 1990 年代以降には、英国学派の古典的な理論をさらに発展・精緻化した

⁸ Mayall, James [2000] *World Politics: Progress and its Limits*, Polity; Mayall, James [2009] "The Limits of Progress: Normative Reasoning in the English School" in Navari (ed.), *op. cit.*; Haar, Edwin van de [2008] "David Hume and international political theory: a reappraisal", *Review of International Studies*, 34; Haar, Edwin van de [2009] *Classical Liberalism and International Relations Theory: Hume, Smith, Mises, and Hayek*, Palgrave Macmillan.

⁹ Suganami, Hidemi [2005] "The English School and International Theory" in Bellamy (ed.), *op. cit.*

¹⁰ Butterfield, Herbert and Wight, Martin (eds.) [1966] *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, G. Allen & Unwin, p.12. (佐藤誠ほか訳 [2010] 『国際関係理論の探究—英国学派のパラダイム』(日本経済評論社) p.iv.)

¹¹ Linklater and Suganami [2006] ch.2.

理論が提起されるようになり、同学派の理論研究の新たな潮流を形成している。とくに、理論研究で著名な国際政治学者のバリー・ブザン(Barry Buzan)をはじめ、彼と協働して歴史研究理論などとしての英国学派理論の応用化を進めるリチャード・リトル(Richard Little)や、「安全保障化」(securitization)の概念提起などで知られる安全保障理論におけるコペンハーゲン学派の代表的論者であり、また英国学派の理論と米国の国際関係理論との関連性や対話性などを検討するオーレ・ヴェーヴァー(Ole Wæver)らの研究は、国際社会を主として議論する英国学派の理論枠組を拡大し、ハンス・モーゲンソーらの古典的リアリズムからA・ウェントらのコンストラクティヴィズムまでに至る米国の諸理論との統合可能性や、巨視的な世界歴史(global history; グローバル・ヒストリー)の研究と地域研究なども包括する「グランド・セオリー」としての英国学派の理論的展開の可能性などを探っている¹²。彼らは、ワイトやブルら同学派の第一世代が提起した議論枠組や概念よりも、さらに緻密な理論のモデルやパラダイムを設定し、独自の用語や概念を提示していることなどから、冷戦期の古典的な英国学派の理論と弁別され、「新しい英国学派」(neo-English School)とも称されている¹³。

中でもブザンは、英国学派のパラダイムがグローバリゼーション下の世界における政治経済の分析に適した理論を提供しうるものであるとして、同学派が用いる概念をより洗練させた自らの理論モデルを駆使して、国際社会における政治経済の構造やありようを理解するための議論を提起している。ブザンの研究では¹⁴、古典的な英国学派の論考において「経済」の要素が十全に思慮されてこなかったことが明示・批判されている。加えてまた同研究では、国際政治経済を英国学派の枠組を基礎として理論化することは、ブザン自身に取り組むような英国学派の再構築に繋がるとされる。そしてその再構築された理論は、現代の自由主義的なグローバル政治経済の秩序や EU などの地域統合の分析などに際し、極めて有益であると、同研究は指摘している。

確かに、ワイトやブルらの主要な英国学派の古典的理論は、「経済」の視座が欠けており、ブザンによる「経済の軽視」との批判は妥当である。しかし、これが十全な批判であるとは評し難い。その重要な理由の一つは、「英国学派の創始者」(とくにワイトやブルら)などと呼ばれる理論家たちが、詳細な国際政治経済論を提示していなかったことは確かであるにせよ、「経済」の論点を充分に取り扱う、英国学派の系譜のうちに位置付けられる人物や、同学派の方法論や理論枠組に大いに影響を与えたと評価され、同学派の思想的伝統に包摂される人物らに全く触れることなく、「英国学派は経済の要素を軽視してきた」と批判している点にある。それではそうした人物らとは、いったい誰か。それは、今日でも国際政治学の古典を著した人物たちとして評されている、デイヴィッド・ヒュームと、20世紀英国

¹² ex. Buzan, Barry [1993] "From International System to International Society: Structural Realism and Regime Theory Meet the English School", *International Organization*, 47 (3); Buzan, Barry and Little, Richard [2000] *International Systems in World History: Remaking the Study of International Relations*, Oxford University Press; Buzan [2001,2004,2005]; Little [2005,2009]; Wæver, Ole [1998] "Four Meanings of International Society: A Trans-Atlantic Dialogue" in Roberson, B.A. (ed.), *International Society and the Development of International Relations Theory*, Pinter.

¹³ Dunne, Tim [2005] "The New Agenda" in Bellamy (ed.), *op. cit.*, pp.77-8.

¹⁴ Buzan [2004,2005]

の外交官であり歴史家であった E・H・カー(Edward Hallett Carr)である。

ii. 3) 論考対象と方法

以上、英国学派の先行研究においては、古典的な著作が「国際社会」の理論を確立し、その理論枠組を発展させようと試みる現代の論者らが、「経済」の要素を含意する英国学派理論の再構築を試行していることを確認した。そして、国際政治経済論としての英国学派の理論的再構築においては、同学派の系譜が十分に考慮されていないことが指摘された。「経済」の視点を包含して英国学派の理論を再検討するにあたり、同学派の系譜の議論を精査することは、既存の諸研究が主題としていない研究課題である。この課題の研究は、世紀を跨ぐ長期的視野をもって、英国学派の豊饒な歴史と伝統を明確化することに繋がるほか、国際政治経済の秩序をめぐる同学派の理論的基礎を探ることに連結する。

英国学派の系譜において、とりわけヒュームと E・H・カーは、第一に、近時の研究で英国学派の伝統との連続性が明らかにされつつある古典的理論家である。また第二に彼らは、政治と経済を不可分の要素とする、現代でも解釈研究が続く国際関係理論・国際政治経済論の古典を残している。そして第三、本論で詳解するように、彼らの国際関係理解は、諸国家が統合されることなく犇き合う多元的な国際秩序を中核としており、彼らの議論はまた、現代世界とも近似する諸国家からなる多元的な国際政治経済の秩序が、いかに調和的に維持されるのかを論ずるものである。さらに、殊にヒュームは、英国学派の系譜における位置付けをめぐる論争が続くカーとは異なり、英国学派の古典に直接重合し、かつその哲学的基礎として導入しうる理論を提起していたと、この数年来評されてきている。そしてヒュームは、国際政治経済の論説だけでなく、「経験論的哲学」や「道徳哲学」(moral philosophy; 精神哲学)としての法と社会の理論ないしは正義論を構築した、多様な分野・領域において普遍的な論題を追究した哲学者である。彼は、認識論や科学哲学および倫理学などの哲学の諸領域や、法哲学・政治学・経済学・歴史学など数多くの学問分野で研究対象として現代でも至極重視され続けている。上記の理由から、E・H・カーとヒュームを論考対象とすること、わけてもヒュームに着目して講究することは、本論における第一の目的たる「現代的問題への視角」の獲得へと近づきうること、そして第二の目的である「多元的な国際政治経済秩序についての基礎理論の探究」となりうることが示唆されよう。

よって、本論では、ワイトやブルらの古典的な英国学派の国際社会理論、ブザンを中核とした現代の同学派の理論的潮流、同学派の思想的伝統に位置付けられうる E・H・カーの『危機の二十年』、そしてヒュームの道徳哲学あるいは法哲学と彼の国際政治経済論を、主要な考察対象とする。また本論は、現代的問題を探究する理論の解明を目的とするため、原則として、英国学派とその系譜における法・政治・経済の理論について講究する、「理論研究」の方法を採るものである。なお、米国型の実証的理論とは異なるアプローチを採る、現代の極めて有名な国際政治経済学者たるロバート・W・コックス(Robert W. Cox)が考察したように¹⁵、「理論は特定のパーспекティブを有する」ものであり、理論の構築と研究

¹⁵ Cox, Robert W. [1996] "Social Forces, States and World Orders: Beyond International Relations Theory" in Cox, Robert W. with Sinclair, Timothy J., *Approaches to World Order*, Cambridge University Press.

の当事者における問題意識や空間的・時間的視野などの制約から、理論研究が完全に自由ないし中立であることは困難を極める。したがって、本論の理論研究においては、21世紀初頭の日本から視える現代的問題への接近が、その第一の目的として自覚的に設定され、テキストの論理的分析と理論的解釈を主軸としつつも、その際にテキストを著した論者の時代的・地理的背景事情の考慮を含める論考方法が採用される。そのため本論の研究方法は、コンテキストの分析を主題とする「思想史研究」の方法や、歴史的事象と関連付けて史実としての思想を分析する「歴史研究」の手法などとは弁別されるものである。本論で示された理論的なテキスト解釈が、いかなる思想史および歴史研究上の示唆を与えるものでありうるのかについては、終章にて論議する。

iii. 構成

iii. 1) I章の概要と構成

本論は、以下の次第で展開される。I章では、国際関係研究における英国学派の概略を確認し、同学派の枠組における国際政治経済論について検討する。

I章1節において、第一に「英国学派とは何か」を学派の来歴に沿って概説し、同学派の基礎をなす、M・ワイトの国際関係思想史における「三つの伝統」論とH・ブルが提起した「多元主義と連帯主義」という二つの国際社会の概念を説明する。第二に、国際社会の理論としての英国学派の方法論に関する近時の研究を紹介し、B・ブザンを中核として発展しつつある新しい英国学派の潮流を概観する。そして第三に、ワイトやブルらが展開させた英国学派の代表的理論において、国際関係における「権力」(power)の要素と「法・道義」の要素の双方が斟酌されており、それによって、権力政治の要素を専ら主眼におく所謂リアリズムの理論とは一線が画されてきた一方、他方で「経済」の要素が充分に取り扱われず、軽視されてきたことを明らかにする。同節の最後部では、この経済の軽視が、英国学派における致命的かつ重大な問題として、今日批判されていることを見る。

続くI章2節では、現代における英国学派の中心人物たるブザンの議論において、経済の要素を組み込む理論の構築が進められていることを概説し、彼の理論について検討する。第一に、英国学派の枠組を基盤として構成されたブザンの理論では、「経済」の要素とともに「地域」の要素を導入することで、「国際的な自由経済秩序」と「地域統合」などの論理や視点を国際社会の理論に組み込むことを可能にするものである点を確認する。また第二に、ブザンの理論枠組においては、英国学派の古典理論では仔細に検証されていなかった、国際関係の「貿易」や「市場」が、国際社会の秩序維持に資する「国際制度」として包含されることを見る。そして第三に同節では、以上のブザンの立論は国際社会の「連帯主義」に基づく理解を促進するものであると、ブザン本人が強調していることを指摘する。そのうえで、本論の第一の目的をかんがみて、2010年前後における現在の国際政治経済の環境と、同時点での日本とその周辺諸国との国際政治経済上の関係を省察するとき、「国際的な自由経済秩序」を高く評価するブザンの理論には「限界」があることを議論する。

そこでI章3節において、自由放任思想による国際協調が崩壊しつつあった、現代世界と類比的な二つの世界大戦前後の状況下で、国際政治経済を理論化し国際秩序の維持方法

を探究した E・H・カーの『危機の二十年』を再読する。同節では第一に、英国学派の思想的系譜として、カーがどのように位置づけられているのかを明確化する。第二に、カーの『危機の二十年』は、ワイトやブルらの理論と同様に国際関係における権力と法・道義の要素を論ずるほか、「経済」の要素を考察対象としていることを別出する。さらに第三、同節では、同書での国際秩序の維持に関する論議を讀解する。そして同節の最後では、カーが第二次大戦終結時までの国際政治経済の歴史を俯瞰することで、「自由放任主義」の凋落と「経済ナショナリズム」の勃興を、一種の理論的必然の事態として素描していることを析出する。そのうえで、「自由放任主義」の思想への傾倒から現実を誤認することを防ぎ、経済ナショナリズムの問題と対峙し、国際秩序を維持するための方法を探求するためには、18世紀の「政治経済学」への回帰が肝要であると、カーが同書にて説いていたことを明示する。同章末尾では、政治経済学の古典を今再考することは、なおも経済自由主義と経済ナショナリズムとが対立する現代日本の論議にあって、有意味たりうるものが示唆される。

以上の論考を踏まえ、Ⅱ章以降においては、アダム・スミスと双璧をなす18世紀英国の「政治経済学」の論者であり、さらに近年、英国学派の云わば「源流」や現代的な国際社会の理論として評価され、加えて「経済ナショナリズム」の系譜にあるなどとしても解釈されつつある、デイヴィッド・ヒュームの法哲学(正義論)と国際政治経済論を講究する。

iii. 2) Ⅱ章の概要と構成

Ⅱ章では、英国学派の理論枠組や伝統において、デイヴィッド・ヒュームがいかに位置付けられるのかを解明する。

Ⅱ章1節において、ブザンとは異なり「多元主義」の国際社会理解を重視する、現代の英国学派の代表的人物たるジェームズ・メイヨール(James Mayall)による、ヒューム哲学の評価を詳説する。第一に、メイヨールは、ヒュームの国際法論に示された国際社会理論を「現代に最も通ずるところが大であり、しかも難解ではない」ものとして高く評価していることを見る。また第二に、そのヒューム評価の記述を含むメイヨール自身による国際社会の「進歩の限界」論を概説する。そして第三、同論では、哲学的方法論としてとくにヒュームの経験論が採用されていること、加えてまたそのヒューム哲学が、現代世界政治の分析において重要性を有するものであると強調されていることを確認する。

そして続くⅡ章2節では、以上のメイヨールによる高評価とともに、近年、英国学派の「源流」の理論として、ヒュームの国際関係思想が解釈されていることを明らかにする。同節において第一に、英国学派の古典においてヒュームは国際社会の理論的伝統ではなく、リアリストつまり現実主義者として評されてきたことを見る。そのうえで第二に、既存のヒューム解釈は表面的に過ぎるとして、ヒュームのテキストを精査し、彼を国際社会理論の伝統へと再定位する、E・v・d・ハールの国際関係思想研究を紹介する。そして第三に、英国学派の国際社会理論を形成したブルの法哲学的立場やその基礎が、実は「ヒュームの伝統」の流れを汲むものともいえるべき位置付けにあると、ハールの上記研究において言明されていることに注目する。

同研究の解釈を検討することを介し、Ⅱ章 3 節では、英国学派の「源流」として、ブルの理論へ継受されていくヒュームの法哲学とはいかなるものであるのかを考察する。とくに、同節においては、ブルの理論と関連するヒューム正義論における「自然法と国際法」の理論をテキストに沿って解釈し、第一に、ヒュームの人間本性の分析を通じた法哲学が、「社会」の必要性の論理を根本として展開されているものであることを詳論する。そして第二に、国際法の理論は自然法の理論と同一の枠組で議論されていることを示し、さらに、様々な法規則の責務が当該の「社会」の必要性に比例して成立することを明らかにする。これらの解釈から、同節では第三に、ヒューム法哲学が英国学派の理論に対して与える意味を考究する。ここでは、第一に、ブルの理論への批判として挙げられる法哲学的基礎の脆弱性を補強するものとしての、ヒューム法哲学の有用性、第二に、同学派が推挙する多元主義の国際社会理論の代表的論者たるヴァッテルとの異同、加えて第三に、人間本性に関するホブズ主義的理解との距離とその含意が示される。

iii. 3) Ⅲ章の概要と構成

Ⅱ章での検討を通じ、英国学派の系譜における位置付けが詳らかとなったヒュームは、いかなる国際政治経済の理解と国際秩序の論理を提示していたのか。Ⅲ章では、ヒュームの国際政治経済論を講究する。

Ⅲ章 1 節では、まず国際関係研究におけるヒュームの先行研究とその評価について概観する。第一に、前章での検討を総括し、英国学派の理論枠組における位置付けから、現代におけるヒューム解釈の意義を簡便に再確認する。次に、第二、英国学派の内外を問わず、ヒュームはこれまで国際政治学の全般において「勢力均衡論の古典」を著した人物として理解されてきたことを示す。そして第三、ヒュームを対象とする国際関係の諸思想・議論を視野に含める思想史・経済学などの分野での主要な先行研究において、とくにヒュームは「経済ナショナリズム」の要素をもつ思想家として定位されることがある点を説明する。

そこで、Ⅲ章 2 節において、ヒュームの国際政治経済論における経済ナショナリズムの要素について検討する。第一に、ヒュームの各種経済論説には、確かにネイションおよびステイトと経済との相互関係が明記されていることを確認する。しかし第二、彼の議論は政治と経済の緊張関係を説くものであり、また国際的な調和による自由経済の肯定と併記されていることを見る。そして第三に、ヒュームは人間本性と「国際社会」の視点から、貿易などの国際経済の論理を提起していたことを明示し、人間本性理解に基づいた「国際社会における政治経済」の理論として、ヒュームの国際政治経済論を解釈できる可能性を提示する。

以上に示された国際政治経済論の解釈を敷衍して、本論の最終節となるⅢ章 3 節では、Ⅱ章 3 節で詳説したヒュームの正義論に再度立ち返り、彼の法・政治・経済の理論全体における「均衡」の論理を解明する。第一に、ヒュームの国際政治における勢力均衡論説を読解し、ヒュームの国際政治経済論は、自由貿易政策への一方的な傾斜や国家の対外的な勢力伸張の双方を批判する、国際関係における経済政策とパワーのそれぞれの「均衡」を重視する議論であったことを明確化する。第二に、国家の統治構造においても、政治的な

「均衡」が重要であるとヒュームが論じていたことを彼のテキストから総合的に解釈する。そして第三に、個人間・国家間などにおける法システムにおいて、社会の基礎としての主体間の「均衡」と「自制」が前提ないし枢要となることを明らかにし、個人間の社会から国際社会までに及ぶ、あらゆるレベルの社会の存立と調和的な維持に際して、「均衡」とそのための「自制」が重要な原則として提起されることが、ヒュームにおける法・政治・経済の諸理論の全体的解釈によって示唆される。これらの考察を通じて、同章末では、法・政治・経済の要素を包含するヒュームの国際社会理論の本論における解釈を明晰化する。

以上の論考を踏まえ、終章では、英国学派とヒュームの国際政治経済論の講究と、本論で示されたテキスト解釈について、その結論を示す。そのうえで、本論の結論が有する、英国学派理論の再構築への展望と国際関係理論への貢献の可能性、および現代的問題への含意を論ずる。そして最後に、本論から示唆される研究の展望や、今後の研究上の課題を提示し、本論は締め括られる。

I 章 英国学派の国際政治経済論

I 章 1 節 国際関係研究における英国学派

I.1.1 英国学派の国際関係理論

I.1.1.1 「英国学派」とは何か — 英国学派の歴史とその理論研究の主題

国際政治理論における「英国学派」と称されるアプローチは、現代日本を含む世界的な国際政治理論の主流をなすアメリカの国際関係論と対置される、理論枠組や方法論を提供するものとして、数年来、日本でもその理論研究が顕著に進められ、注目を集めている。

英国学派は、第二次世界大戦後の1959年に創設された「英国国際政治理論委員会」と、そこでの議論の成果として編纂・出版された『外交の探究』¹⁶を主たる出発点として成立したとされ¹⁷、現代でも同学派についての研究や再評価がイギリス本国を中心に続けられている¹⁸。同学派は最初期より、アメリカの国際政治学と対比させられることで、その方法論的特徴が示されており、この点は同学派の存在意義をまた示すものでもある。『外交の探究』の序文において、「現代・科学・方法論・政策」を重視する立場として特徴が描き出されうるアメリカの国際政治学に対し、「歴史・規範・哲学・原則」を重視する立場として英国学派が特徴付けられていることは、とくに有名である¹⁹。

英国学派の国際政治理論の特徴について、同学派の膨大な議論や研究成果を一点に集約して説明するならば、国家間関係を「国際社会」(international society)として見るという点が挙げられる。「国際社会」なる概念の代表的な定義は、「この概念を他の誰よりも発展させた人物」²⁰として挙げられる、重要な英国学派の中心的人物であるヘドリー・ブルが著した、英国学派の最も中核的な古典の一つと評価される著作『国際社会論』において²¹、次のように示されている。

一定の共通利益と共通価値(common interests and common values)を自覚した国家

¹⁶ Butterfield, Herbert and Wight, Martin (eds.) [1966] *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, G. Allen & Unwin. 同書の邦訳として、佐藤誠ほか訳 [2010] 『国際関係理論の探究—英国学派のパラダイム』(日本経済評論社)がある。

¹⁷ 英国学派の起源や成立過程については、とりわけ Dunne [1998] が詳しい。英国学派の始原や、いかなる人物が同学派に含まれるのかについては一義的に定められるものではないが、同書では、学派の系譜を E.H.カーにまで遡っている。

¹⁸ 英国学派の理論研究の近年における代表的な成果として、Linklater and Suganami [2006] 及び Navari (ed.) [2009] などがある。

¹⁹ Butterfield and Wight (eds.) [1966] p.12. (佐藤誠ほか訳 [2010] p.iv.)

²⁰ Holsti, K.J., [2009] “Theorising the Causes of Order: Hedley Bull’s *The Anarchical Society*,” in Navari (ed.), *op. cit.*, p.127.

²¹ ブルの『国際社会論』の第二版に序文を寄せたスタンレー・ホフマンは、同書について、「英国学派の国際関係理論あるいは国際関係への英国的なアプローチと呼ばれるものの中において、最も巧みな著作と見做されている」と述べている(Hoffman, Stanley, “Foreword: Revisiting ‘The Anarchical Society’” in Bull, Hedley [1995] *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 2nd edn., Columbia University Press.)

集団(a group of states)は、それらの国々自身が、その相互関係において共通の規則体系(common set of rules)によって拘束されていると考えており、なおかつ、共通の諸制度(common institutions)を機能させることについて、共同で責任を負うものと見做しているという意味において、一個の社会(a society)を形成している²²。

英国学派における研究のキータームたる「国際社会」の概念を精緻化し理論的に明らかにしたブルは、以上の定義を打ち立て、「主権国家のパワー」の存在を前提としつつも成立する、「共通の利益と価値」に基づいた、国際法や外交などの「規則と制度」の存する調和的な国際秩序とは何かを論究していたのである。

ブルによって明確な定義が与えられた「国際社会」を理論化する英国学派の論者はまた、極めて実践的で規範的な研究を志向しているとされる。例えば、冷戦期におけるブルらの研究は、米ソ二極化のなかにあつて、軍事的対立を緩和しうる共通のルール(国際法)や、国家間の継続的な交流関係(外交)に基づく、「国際社会」の存在やその理論化の可能性を指摘することによって、とくに「国益」の利得計算や「軍事」と「戦略」の論理へと傾倒するような、米国における政策論的な国際政治論とは異なった視点での、世界秩序の本質をより描き出そうとする理論を提供せんとする試みであったことが挙げられる。冷戦後は主に、世界各地で噴出する民族紛争や地域紛争に、国家の主権を超えて国際社会が対処しようとする、人道的介入などの「介入」(intervention)の是非とその含意や、国際倫理の諸問題などをめぐって、そもそも主権国家や「国際社会」とは何かを改めて問い直し、またその国際社会が果たしうる責務とは何でありうるのかなどを問うことで、実際の国際関係の全貌を把握しそこで通用する規範を析出するための議論が続けられている。

それでは、英国学派の理論を特徴付けるこの「国際社会」とは何か。以下、「国際社会」の概念を明確化する思想分類や分析枠組を提唱した同学派の代表的論者のなかでも、とくに今日の英国学派に関する議論でも活用され、それゆえにまた批判や思想分析の対象ともなっている、マーティン・ワイトとヘドリー・ブルについて論ずることにしよう。

I.1.1.2 英国学派が描く国際関係思想史 — マーティン・ワイトの「三つの伝統」論

英国学派の主要な論者であるマーティン・ワイトは、国際政治に関する思想的伝統を次の三つに分類し整理したことで知られている²³。その伝統の第一は、国際関係における「力」(power)の重要性を強調する「現実主義者」(Realist)の伝統であり、代表的な思想家として

²² Bull, Hedley [2002] *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 3rd edn., Columbia University Press, p.13. (臼杵英一 訳 [2000] 『国際社会論—アナーキカル・ソサイエティ』(岩波書店) p.14.) 同著は、1977年に初版が、1995年に第二版が出版されている。なお、本論における引用部での訳文は、訳書が出版されている場合、当該の邦訳を参照し参考文献として挙げたうえで、原則としてすべて岸野が訳出している。また本論では、引用部の訳出に際し、訳書が出版されている場合、基本として邦訳に従っている。但し、鍵となる語句(例えば realism など)については、訳語の統一のため、岸野が一部邦訳に変更を加えている。その場合は、引用中に原著の単語をカッコ内にて示し、変更が加えられていることを明示している。

²³ ここではとくに、Wight, Martin [1991] *International Theory: The Three Traditions*, Leicester University Press (佐藤誠ほか訳 [2007] 『国際理論—三つの伝統』(日本経済評論社))を参照する。

マキャヴェリやホップズらが挙げられる。第二は、国際関係を人類共同体へと変革可能なものと見做す「革命主義者」(Revolutionist)の伝統であり、これはカントやレーニンらの思想に代表される。そして、云わばこれらの二者の狭間に位置付けられうる第三の伝統として、国際関係における国際法や外交の重要性を強調する「合理主義者」(Rationalist)の伝統が挙げられ、これはグロティウスやバークなどに代表される国際思想の伝統であるとされる。こうした三つの伝統(3R)を用いてワイトは国際関係における理論の構築を図り²⁴、後の英国学派の議論においては、この三者の中でも「合理主義者」の伝統がとくに重要視されることとなる²⁵。このワイトが論じた「三つの伝統」の分類枠組は、現代の英国学派の研究者や同学派に準拠するケース・スタディなどにおいて、多用されるところとなっている。例えば、これらの思想伝統の分類に基づき、英国学派の思想的系譜や現代的展開を追う研究や²⁶、これらの「三つの伝統」を理念型として、他国への介入の議論などを分析する研究などがある²⁷。

この「三つの伝統」は、伝統相互の対比により、大きく次のように区別される。「現実主義者」は、諸国の上に立つ政治的上位者を認めず、国際関係は「力」が支配するものであり、究極的には「戦争」によって調整される「国際的なアナーキー」だと考えられるとされる。他方、「革命主義者」は、国家の枠組を超えた人類共同体や世界国家の設立可能性を明示あるいは含意しつつ、国際関係を諸国家の連合体が規範的義務を各国に課すことのできるものと見做すとされる。そして「合理主義者」は、現実主義者の言う「国際的なアナーキー」の条件下でも、国際関係を外交や国際法などを介した国際的交流が存するものとして認識する立場と捉えられる。こうした立場を基礎としながら展開される英国学派の「国際社会」論は、地球全体を覆ういわゆる「世界政府」を有さない国際関係の現実を認めつつ、そこに一定の法的・政治的な交流や繋がりなどを有した国家間の「社会」を見るものである。そのうえで、「国際社会」とは何であるのか、またそれは現実主義的なアナーキーの体系や革命主義的な国際共同体などの他の国際関係認識の伝統と比較されるとき、いかなる意味を有するのかなどの問いをめぐって、今日においても研究が発展させられてきているところである²⁸。既に触れたように、「国際社会」の概念を、以上のワイトによる思想伝統分類

²⁴ 「三つの伝統」の思想的伝統を析出する以前に出版された『外交の探究』においても、政治理論と並びうる国際関係についての「理論」が構築できるとすれば、それは「国際法」の議論を基礎とする思想的伝統にあると、ワイトは論じている(cf. Butterfield and Wight (eds.) [1966] ch.1)。

²⁵ 但し、こうした思想分類を提起したワイト自身が「合理主義者」の伝統に位置付けられるのかについては、直截に断定できるわけではない。例えばブルは、ワイトの生涯における思想的振幅を論じており、時期や著作によっては、合理主義的な伝統を重視する姿勢のみならず、革命主義や現実主義に対して惹き付けられていたようにも見出されうると述べている(Bull, Hedley [1976] "Martin Wight and the Theory of International Relations: The Second Martin Wight Memorial Lecture", *British Journal of International Studies*, Vol. 2, Issue 2)。

²⁶ cf. esp. Linklater and Suganami [2006]

²⁷ こうしたケース・スタディは数多く挙げられるが、日本での近年の研究としては、例えば矢口健作 [2003] 「冷戦後の国際社会における人道的介入—英国学派の視点による正義と秩序の問題」『国際安全保障』31巻(1・2号)がある。

²⁸ 「国際社会」の概念についての子細な分析をまとめた研究として、とくに Navari (ed.) [2009] が挙げられる。また、従来の「国際社会」の概念を批判的に分析しつつ、アメリカの国際関係

を念頭に置きつつ、一つの理論として最初期に提起した人物こそ、ワイトと並び英国学派の古典を著述した一人としてよく知られる、ヘドリー・ブルであった。英国学派の基本的理念群を把握するため、以下では、彼の提示した「国際社会」の概念について、その詳細をみることにしよう。

I.1.1.3 二つの「国際社会」の理解と概念 — ヘドリー・ブルの国際社会理論

ワイトの国際関係の思想的伝統の分類を踏襲しながら、ヘドリー・ブルは、「国際法」や「外交」をとくに重要視する合理主義者の伝統における見解をさらに深化・拡張し、主権国家間の関係性を「国際社会」として概念化して論じている。また彼は、国際社会の概念を提示するだけでなく、国際社会論における「多元主義」(pluralism)と「連帯主義」(ソリダリズム; solidarism)という二つの観点があることを分析し指摘する²⁹。前者は国際関係において、諸国家が最低限の目的のために「合意」を行う可能性を見るが、後者は、単一の価値に基づき、国際社会が他国に何らかの強制を行う「連帯」が可能であることを主張しているとされる。上で確認したように、ワイトは、国際法や外交を重視する国際関係理解の立場をグロティウスらに代表させていたが、ブルは、当のグロティウスやそれに類する20世紀の新グロティウス主義者(学派)(neo-Grotians)³⁰は、「連帯主義」の国際社会論者と規定されるものであって、これとは異なる「多元主義」の国際社会の理論・概念・理解が存在しうることを、そしてまた「連帯主義」には重大な問題があるため、これとは異なる「多元主義」の概念を抽出すべきことを論ずる。

ブルは、こうした二つの立場の導出にあたって、17世紀のグロティウスと20世紀の新グロティウス主義者と、その挟間の時代であるとともに18世紀のヴァッテルらに代表される国際法学者の見解とを対比させつつ、次のように論ずる。

グロティウスの仮説の中心は、法の執行に関して国際社会を構成する諸国家が連帯していること(solidarity)、あるいは連帯しうることにある。この仮説は、グロティウスによって明示的に採用されたわけでも擁護されたわけでもないが、彼が提起した国際的行動にかかわる諸規則は、その実現のための前提条件であると論じることができよう。他方でグロティウスの教義に反対する立場の国際社会概念においては、全く正反対の仮説が出される。諸国家はこの種の連帯をせず、ある最低限の目的のためにのみ合意しうるものの、それを法として執行する連帯は欠いている。この考え方は、国際社会を構成する各国家で実際に、もしくは潜在的に合意が形成される領域があるとする見方である。これは、この点において多元主義的なもの(pluralist)と呼べるし、他方、グロティウスの教義は連帯主義的なもの(solidarist)だということができる。そして、国家間の関係を規定する諸規則は、こうした違いを反映するものなので

論におけるいわゆる「構成主義」(コンストラクティヴィズム; constructivism)の視点を導入して、英国学派の理論をより精緻化しようとする研究として、Buzan [2004] がある。

²⁹ Bull [2002]; Butterfield and Wight (eds.) [1966] ch.3.

³⁰ 具体的には、ブルは、20世紀前半の国際法学者であるヴォレンホーヴェンやローターパクトを挙げている(Butterfield and Wight (eds.) [1966] esp. pp.51-2)。

ある³¹。

ブルは、「グロティウスの教義は、国際秩序にとって明らかに有害な影響力をもつ」として³²、連帯主義的な国際社会論に否定的な立場を表明する。その理由は、グロティウスの正戦論から引き出される。すなわち、グロティウスによれば、「戦争は正しい原因を持つ者によってのみ戦われるべきだとする」が、それは「戦争を制限すべく、国際社会が整備してきた諸制度にとり有害である」とブルは述べ、「紛争時に、一方の当事国が自らは特権を得ていると考えた場合」には、多元主義的な立場において重視されうる「法の相互遵守」が掘り崩されてしまうと、彼は論じるのである³³。20世紀においても、グロティウスの連帯主義の影響が見られるとして、ブルは、1935年のイタリアに対する国際連盟による経済制裁と、第二次大戦後のニュルンベルク(ドイツ)と極東(日本)における二つの国際軍事裁判、そして国際連合の名の下で行われた朝鮮戦争の、三つの具体例を挙げている³⁴。

さて、以上のブルの概念提起を受けて、後代の英国学派の研究でも、ワイトによる国際関係思想の「三つの伝統」の分類枠組やそれに基づく三つのアプローチと同様、「多元主義」と「連帯主義」の二つの国際社会概念が重用されており、これらの思想分類枠組や理念型は、国際関係についての一つの見取図を提供するものであり、英国学派に関わる現代の研究において、重要なキータムとして利用されている。イギリス本国を中心に進められている英国学派やその国際社会の論議を再評価する研究では、ワイトやブルらの議論を批判的に吟味しつつ、まさに「国際社会」とは何か、英国学派の理論や観点とはいかなるものであるかなどについて論究されているのである。次項では、現在の英国学派理論とその諸研究の概要を略説する。

I.1.2 国際社会を理論化する英国学派

I.1.2.1 国際システム・国際社会・世界社会 — 3Rと三つの世界像

英国学派の特徴は、「現代・科学・方法論・政策」を重視する、実証主義型の米国の国際関係論とは対照的に³⁵、「歴史・規範・哲学・原則」を重視する、古典的で伝統的な政治学の方法を用いる傾向にある。英国学派の理論は、米国型の実証的な、因果関係についての試験可能な仮説を立てて検証する「説明理論」(explanation theory)ではない³⁶。英国学派の「理論」とは、米国などで支配的な「科学的アプローチ」における「理論」とはかなり

³¹ Butterfield and Wight (eds.) [1966] p.52. (佐藤誠ほか訳 [2010] p.44.)

³² Ibid., p.70. (佐藤誠ほか訳 [2010] p.64.)

³³ Ibid., pp.70-1. (佐藤誠ほか訳 [2010] pp.64-5.)

³⁴ Ibid., p.71. (佐藤誠ほか訳 [2010] p.65.)

³⁵ cf. esp. Buzan [2004] p.24. なお、20世紀における米国の国際関係論と英国学派との相互影響関係については、Wæver, Ole [1998] を参照のこと。

³⁶ Buzan [2004] p.24. 現代の英国学派研究においては、例えば、「世界政治についての因果関係の問いに対し、英国学派は全くの手付かずのまま」であり、また「同学派において若干の因果的議論は見出されるものの、それらは未発達である」と指摘されている(Suganami [2005] esp. p.42)。

異なる理論を意味しているとされる³⁷。米国を中心に発達した科学的アプローチに対し、ブルをはじめとする英国学派の理論においては、哲学や歴史の解釈を基軸とする「古典的アプローチ」あるいは「解釈的アプローチ」が自覚的に採用されている³⁸。この解釈的・伝統的・古典的アプローチを方法論的な基礎としながら³⁹、同学派においては主として、諸国家間の外交や国際法などを通じて織り成される「国際社会」(international society)とは何かとの問いが、中心的な研究主題となってきた。そして、この解釈的アプローチを採る英国学派の理論においては、独立変数と従属変数の設定などによる試験可能な仮説の定式化ではなく、「異なった歴史的・規範的秩序の境界」を特徴付ける諸性質やその定義を探究するために、「理念型」(ideal types)として「国際システム・国際社会・世界社会」の諸概念が用いられているのである⁴⁰。

「国際社会」(international society)を理論する英国学派は、その概念を明晰化するため、国家間の「システム」(system)と「世界社会」(world society)の二つの理念ないし世界像を多用する。「国際システム」・「国際社会」・「世界社会」は、ワイトの「三つの伝統」(3R)の思想分類における、現実主義ないしホブズ主義・合理主義ないしグロティウス主義・革命主義ないしカント主義の諸伝統が各々理解する世界像の特徴に、それぞれ相当するとされる理念型である。「国際システム」(international system)とは、国家間での共通規則や継続的交渉、つまり確立された外交関係などを有さぬ、単なる諸国家・共同体間の対外関係の集合体としての、ホブズ主義的な国際関係の概念を意味する。ブルはこの「国際システム」について、「諸共同体間の相互行為(interaction)が存在するものの、共有された規則や制度は存在していないアリーナ」と定義している⁴¹。他方、「世界社会」(world society)は、ブルが定義した「国際社会」の様相に加え、さらに「人類共同体」あるいは世界国家とも称されるべき、人類全体が価値や利益を共有するカント主義的な世界像である。「世界社会」についてブルは、「国際社会」と類似した概念ではあるが、共有された利益や価値が「人類共同体のあらゆる部分と結びついている」点において、国際社会とは異なるものと定義する⁴²。そのため、こうした「世界社会」の概念においては、人類共通の法や正義としての「人権」(human rights)がその中核をなすことになる⁴³。現代における英国学派の理論研究においては、「国際システム」の概念との差異化や、「世界社会」の概念との対比

³⁷ コンストラクティヴィズムの理論研究で著名なカナダの国際政治学者マーサ・フィネモアは、因果関係の分析に興味を抱かない英国学派の理論は真に「理論」たり得ているのかとして問題提起を行い、さらにブザンらが目指す「グランド・セオリーとしての英国学派の再構築」のために米国の理論と英国学派が対話するにあたり、この相違点が問題になると批判している(Finnemore, Martha [2001] "Exporting the English School", *Review of International Studies*, 27: 3)。

³⁸ Bull, Hedley [1966] "International Theory: The Case for a Classical Approach", *World Politics*, XVIII, 3; cf. Bull, Hedley [1972] "International Relations as an Academic Pursuit", *Australian Outlook*, 26: 3; Dunne [1998] p.7.

³⁹ cf. Keene, Edward [2005] *International Political Thought: A Historical Introduction*, Polity, pp.198-9.

⁴⁰ Dunne, Tim [2008] "The English School" in Reus-Smit, Christian & Snidal, Duncan (eds.), *The Oxford Handbook of International Relations*, Oxford University Press, p.271; Keene, Edward [2009] "International Society as an Ideal Type" in Navari (ed.), *op. cit.*

⁴¹ Bull [2002] pp.9-10; cf. Dunne [2008] p.276.

⁴² Bull [2002] p.269.

⁴³ cf. Dunne [2008] p.278.

などを通じて、合理主義あるいはグロティウス主義的な伝統が認識し理解する世界像たる「国際社会」とは何かが問われ、その原理と本性が論じられている⁴⁴。

I.1.2.2 英国学派における方法論的多元主義 — 新しい英国学派の潮流

「国際システム」・「国際社会」・「世界社会」の三つの世界像を理論化する、現代の英国学派では、従来、「国際社会」の概念分析のために専ら用いられてきた他の二つの概念を、さらに精緻化してモデル化しようとする試みが行われている。とくに、これら三つの世界像を並置して、それらの相互関係や歴史の変遷を分析することは、英国学派理論が「方法論的多元主義」として特徴付けられることになる⁴⁵。

例えば、「国際システム」に関する研究においては、「費用便益分析」(cost/benefit analysis)の方法論が適切であるとされ、また「国際社会」の研究では、主として「制度論的分析」や「言説分析」(discourse analysis)の方法論が用いられるとされる。そして、「世界社会」に纏わる研究においては、「規範的議論」(normative argument)が展開されることになり、米国型の実証主義的研究とは異なり、英国学派は様々な「方法論」を包摂して活用する理論でありうると評価されているのである⁴⁶。しかし、この方法論的多元主義は、現代の新しい英国学派の特徴であって、ブルを筆頭とする「古典的な英国学派」(the classical English School)の理論研究においては、「国際社会」の哲学的・歴史的分析に主眼が置かれてきたとして、方法論的多元主義を採る理論として英国学派の立ち位置を理解することには、一定の「限界」があるとも指摘されている⁴⁷。

I.1.2.3 国際関係理論としての英国学派の展望 — 歴史・地域・グローバリゼーションの理論

「新しい英国学派」の理論的潮流においては、「国際社会」の分析理論に留まることなく、「国際システム」や「世界社会」の理念型を駆使した、他方面の研究分野での理論展開への発展が展望されている。そうした潮流をなすバリー・ブザンとリチャード・リトルらの諸研究では、第一に古代から現代までの世界全体を見渡す「歴史研究」への展開可能性⁴⁸が見出されているほか、第二に「地域研究」の理論としての応用性⁴⁹、そして第三に「グローバリゼーション理論」としての有用性や、英国学派の「グランド・セオリー」(grand theory)としての発展可能性⁵⁰などが提起されつつある。英国学派の理論枠組は、米国型の理論で

⁴⁴ cf. esp. Navari (ed.) [2009]; Little, Richard [1998] "International System, International Society and World Society: A Re-evaluation of the English School" in Roberson (ed.), *op. cit.*

⁴⁵ Little [2009]; cf. Navari, Cornelia [2009] "Introduction: Methods and Methodology in the English School" in Navari (ed.), *op. cit.*

⁴⁶ Ibid.

⁴⁷ esp. Navari [2009]; cf. Dunne [2005]

⁴⁸ Buzan and Little [2000]; Little [2009]

⁴⁹ Buzan, Barry & Gonzalez-Pelaez, Ana (eds.) [2009] *International Society and the Middle East: English School Theory at the Regional Level*, Palgrave Macmillan; Buzan, Barry [2012] "How regions were made, and the Legacies for World Politics: an English School reconnaissance" in Paul, T. V. (ed.), *International Relations Theory and Regional Transformation*, Cambridge University Press; Quayle, Linda [forthcoming] *Southeast Asia and the English School of International Relations: A Region-theory Dialogue*, Palgrave Macmillan.

⁵⁰ Buzan [2001] pp. 481, 484; Buzan [2005]; Little [2009] p.100.

は分析困難とされる、複雑な世界全体の通史(グローバル・ヒストリー)や諸地域の現実を描写し、モデル化して理解を高めることが可能になると評価されている。そして、以上の理論的發展には、国際関係における「政治経済」の要素を、十分に加味して取り扱うことが求められるのである⁵¹。

それでは、英国学派の理論において、「国際政治経済」はいかに論じられているのか。次項では、ワイトやブルらを代表とする「古典的な英国学派」の理論における国際政治経済の視座を確認する。そのうえで、次節において、ブザンを中心とする「新しい英国学派」の理論における国際政治経済論をみていくことにしよう。

I.1.3 英国学派の古典における「国際政治経済」の視座

I.1.3.1 英国学派の古典における法と権力の視座

国際政治経済の諸要素のなかでも、とりわけ多元的な諸国家からなる現代世界において等閑視することが困難な、国際政治の側面における国家のパワーあるいは権力の要素と、国際経済の側面における交易や市場などの要素について、英国学派はどのように議論しているのか。本項ではこれらについて確認する。

英国学派の国際関係理論は、まず以て国際関係における「法」の存在とその意味を強調する。英国学派の形成に貢献した C・A・W・マニングは、国際的な法や道徳が存在する主権国家からなる社会として国際社会を想定し、その秩序を維持する基幹として「国際法」が重要であることを主張した⁵²。マニングの論考に影響を受けたブルは、「法の支配」(rule of law)を包含しうる「国際社会」の秩序を明らかにして⁵³、彼は国際社会を秩序化し維持するための「制度」(institutions)として、「勢力均衡・国際法・外交・戦争・大国協調」の五つを提示した⁵⁴。爾来、英国学派の視座においては、「国際法」が、国際社会を構成しその秩序を維持するための、とくに重要な制度ないし要素であるとされる⁵⁵。同学派の議論でも引用される「社会あるところ、法あり」(*Ubi societas, ibi ius.*)との法諺は⁵⁶、諸国家間における「法」の存在が、国際関係が秩序を有する一種の「社会」つまり国際社会たりうるための要件であることを、極めて端的に示している。この理解から、同学派が講ずるように、諸国家が互いに自らの利益つまり国益などをめぐり闘う、国家間の闘争状態が描き出されるホップズ主義的な「国際システム」としてではなく、諸国の間に共通規則と秩序が存在する「国際社会」として、国際関係を把握することが可能となるのである。「法」とその支配が諸国家の相互関係において存続することで、世界政府なき主権国家間にあつて

⁵¹ cf. esp. Buzan [2004,2005]

⁵² Manning, C. A. W. [1962] *The Nature of International Society*, The London School of Economics and Political Science (G. Bell and Sons).

⁵³ cf. Armstrong, David & Farrell, Theo & Lambert, Hélène [2012] *International Law and International Relations*, 2nd ed., Cambridge University Press, p.18.

⁵⁴ Bull [2002]

⁵⁵ Wilson, Peter [2009] "The English School's Approach to International Law" in Navari (ed.), *op. cit.*, p.167; cf. Butterfield and Wight (eds.) [1966] ch.1.

⁵⁶ James, Alan [1973] "Law and Order in International Society" in James, Alan (ed.), *The Bases of International Order: Essays in honour of C.A.W. Manning*, Oxford University Press, p.84.

も、諸国からなる「社会」が成立し維持されうるのである。

国際関係における「法」の要素を重視する英国学派はまた、国際社会を構成する国家の「権力」(力・勢力・パワー; power)について、法や道義あるいは道徳の要素とともに国際社会の枢要な要素として考慮し議論している。先述したように、ブルは、政治的な国家の「権力」が、世界大の中央政府により一元化・統御されることなく分散割拠する近代以後の世界政治において、共通規則などを通じて秩序化される「国際社会」を理論化し発見したのであるが、彼が提起した国際社会理論は、「主権国家のパワー」が林立する政治状況を前提としつつも成立しうる、国際的秩序を模索するものであった。ブルの国際社会理論を継受する現代の英国学派の研究視座においても、国際社会は「諸国家(states)からなる社会」を意味しており⁵⁷、国際社会を論ずる際の根本的な前提として「各国家の有するパワー」の存在が引き続き認識されている⁵⁸。

ブルと並ぶ英国学派の中心的人物とされるワイトもまた、『パワー・ポリティクス』(*Power Politics*)と題された著名な論考を遺しており、彼は国際政治の理論⁵⁹を構築することを目指しながら、主権国家間における「権力政治」(power politics)の実像に迫ろうとする研究者であった⁶⁰。それでは、ワイトによる国際政治思想の「三つの伝統」論において、パワーはどのように概念化されているのか。以下、この点について概観する。

ワイトは、『国際理論—三つの伝統』(*International Theory: The Three Traditions*)において、「国力の理論」(Theory of national power)について論じるなかで、三つの伝統をパワーの点から以下のように特徴付けている。

三つの理論のあいだにある違いは、三つの重なり合う言葉を厳密なものにすることによって、描き出されうるであろう。その三つの言葉とは、権力(power)、権威(authority)、そして強制力(force)である。

「権力」(Power)は、現実主義者の概念である。それは、既存の政治組織が服従(compliance)を確かなものにする能力(capacity)であり、対内的および対外的に、国家が自らの意志を押しつける能力である。

「権威」(Authority)は、合理主義者の概念である。それは、道徳的諸原則(moral principles)と調和することによって正当化される権力(power)のことであり、対内的および

⁵⁷ cf. Navari (ed.) [2009]; Donelan, Michael (ed.) [1978] *The Reason of States: A Study in International Political Theory*, G. Allen & Unwin; Mayall, James (ed.) [1982] *The Community of States: A Study in International Political Theory*, G. Allen & Unwin; Navari, Cornelia (ed.) [1991] *The Condition of States*, Open University Press; Clark, Ian [1989] *The Hierarchy of States: Reform and Resistance in the International Order*, Cambridge University Press.

⁵⁸ cf. Navari [2009] p.9.

⁵⁹ ワイトは、『外交の探究』において、国家についての「政治理論」(Political Theory)に対応するような、国家間関係についての「国際理論」(International Theory)の構築可能性を考察している(Butterfield and Wight (eds.) [1966] pp.17-34. (佐藤誠ほか訳 [2010] pp.1-23.))。

⁶⁰ 1978年版の『パワー・ポリティクス』においても、ワイトは「パワー」を国家(state/nation/country)と並立させて論じており(Wight, Martin [1978] *Power Politics*, eds. by Bull, Hedley and Holbraad, Carsten, Royal Institute of International Affairs, p.23)、同書でのワイトのパワー概念は、国家と換言可能なものであると述べる。

び対外的に、自発的に与えられた同意や協力(assent and co-operation, freely given)を国家が確かなものにする能力(capacity)である。

「強制力」(Force)は、革命主義者の概念である。それは、権力(power)を転覆し、革命主義者の教義の名において既存の政治組織を破壊する能力(capacity)であって、必要な再建を成し遂げるために粉碎を行う能力である⁶¹。

すなわち、第一に「現実主義」は、道徳的な正当化とは無関係な剥き出しのパワーたる「権力」(power)の理論として、第二に「合理主義」は、道徳的に正当化された権力(power)たる「権威」(authority)の理論として、そして第三に「革命主義」は、暴力的手段を用いても、既存の政治組織を変革しようとする「強制力」(force)の理論として、それぞれ特徴付けられている。なかでも現実主義と合理主義の伝統においては、「道徳的正当化」の有無という違いを軸としつつ、パワーつまり「権力」が重要な理論的概念とされている。さらに、革命主義の伝統においては、現実主義者の概念たる「権力」、つまり「既存の政治組織」が服従を確保するための能力を転覆させる、云わば既にある「権力」を逆転させる能力としての「強制力」が重要な概念であるとされる⁶²。よって、これら「三つの伝統」の差異を論ずるにあたっては、「権力」、すなわちパワーをどのように処遇するかが問題となるのである。

『国際理論』での「外交の理論としての勢力均衡」論でもワイトは、カント主義ないし「革命主義」がパワーの均衡たる「勢力均衡」(Balance of 'Power')を批判し否定する立場であると論じる一方、他方の「現実主義」(マキャヴェリ主義)と「合理主義」(グロティウス主義)は、「勢力均衡」を異なる意味として各々概念化する立場であると論じている⁶³。

グロティウス主義者にとって、「勢力均衡」という語は二つのことを意味する。第一は、パワーの均等な配分(an even distribution of power)である。・・・パワーの均等な配分は、他のいかなる選択肢(alternative)よりも良いと想定され、これによってこの語は記述的なものから規範的なものに移り、したがってグロティウス主義者にとっての第二の意味、すなわちパワーは均等に分配されるべきであるという原則になるのである⁶⁴。

こうした「パワーの均等な配分」を求める合理主義の伝統に対し、現実主義の伝統では次のように考えるとされる。まず、第一に「勢力の測定方法」が存在しないこと、第二に勢力の「公平かつ独立した測定者」がないこと、そして、第三にパワーの配分は「不安

⁶¹ Wight [1991] p.107. (佐藤誠ほか訳 [2007] pp.142-3.)

⁶² 各伝統をパワーの視点から総合すると、「既存の政治体制」が有する「権力」について、現状を追認するかたちで論ずる立場が「現実主義」とされるのに対し、一方でその現状を否定し変革することを論ずる立場が「革命主義」とされ、そして他方、その現状の「道徳的正当性」について議論する立場が「合理主義」とされるのである。

⁶³ Wight [1991] pp.164-79. (佐藤ほか訳 [2007] pp.220-41.)

⁶⁴ Ibid., pp.164-5. (佐藤ほか訳 [2007] pp.220-1.)

定かつ変わりやすいもの」であることから、「均等な配分」そのものが成立しない。このように現実主義者は考えるとされる⁶⁵。次に、現実主義者による一連の批判を解するならば、「勢力均衡」は平衡や安定ではなく、寧ろ勢力の「変化」を意味することになるとされる。そしてその結果、「よく知られているように、勢力均衡は、自らの側が力の有害な配分を避けるために力の余白(margin)を必要とするという原則になる。ここで「均衡」は、銀行収支(a bank balance)の意味合いを得るのである」と⁶⁶、ワイトは論じるのである。

合理主義と現実主義の伝統がそれぞれ提起する「勢力均衡」の二つの概念を、先の三つの伝統におけるパワーの概念と照合し重ね合わせると、次のように述べることができよう。合理主義的な「均等な配分」という原則としての勢力均衡は、パワーが「均等化」という道徳的・規範的の原則と調和することを要求するものである。これに対して、現実主義的な「銀行収支」としての勢力均衡は、「均等な配分」なる道徳的・規範的の原則が無効であると考えことから意味を持つものであって、この点で、道徳的正当化とは無関係のパワーとしての「権力」の概念に直結した意味を有するといえよう。したがって、ワイトにおける勢力均衡の理論にあっても、現実主義的な視点からは道徳的正当化とは無関係のパワーの概念やその論理が、また合理主義的な視点からは道徳的正当化を必要とするパワーの概念やその論理が各々別出されるのである。

以上に概観してきたように、ワイトやブルを筆頭とする古典的な英国学派の主要理論においては、国際政治における権力つまりパワーが、法の要素や道徳的正当化の問題などとあわせて議論されていたのであって、彼らの論考は、国家のパワーの存在を前提としつつも法や道徳的な正当性を含みうる国際秩序としての、「国際社会」の理論化を模索するものであったと明示できるのである。

I.1.3.2 英国学派の古典における「経済」の視座

国際関係における経済の要素について、英国学派はどのように論じてきたのであろうか。英国学派の主たる理論枠組たる「三つの伝統」論において、経済の観点を重んずる伝統は、主として革命主義ないしカント主義であるとされる。この点についてワイトは、『国際理論』にて「外交の理論としての対外政策」を論じるなかで、以下のように経済の論点に端的に触れている。

カント主義者(Kantian)は、国際制度(「社会的制御を行う行動パターン」)の例として、次の二つをはるかにより重要なものとして提示する。第一は、商業精神(the commercial spirit)であり、これは「戦争状態とともに存在することは不可能であり、そして遅かれ早かれ各国民を支配するようになる」ものである。これは、コブデンの論じた「自由貿易」(Free trade)と同じである(「諸国民間での自由貿易・平和・善意」は、コブデン・クラブのモットーであった)。・・・第二の制度は世界世論(world

⁶⁵ Ibid., p.169. (佐藤ほか訳 [2007] p.225.)

⁶⁶ Ibid., p.170. (佐藤ほか訳 [2007] p.227.)

public opinion)であり、これは長期的には、すべてのもののなかで最も強力である⁶⁷。

ワイトによれば、合理主義ないしグロティウス主義の伝統が「戦争」を国際制度として挙げる一方、革命主義ないしカント主義の伝統は「商業精神」と「世界世論」を国際制度として挙げて重要視しているとされ、カントやマンチェスター学派の自由主義者として名高いリチャード・コブデンらの思想に見られるように、同伝統は、世界的な世論や商業の精神を通じて変革を図るものと論じられている。

他の二つの伝統における「経済」の視点について、ワイトは殆ど語っていない。しかし彼は『国際理論』の議論の端緒で、「外交(Diplomacy)と商業(commerce; 交易)」による国際的交渉(international intercourse)の要素を強調し、それらに焦点を当てる立場として「合理主義者」の伝統を捉えているのである⁶⁸。そして、この合理主義ないしグロティウス主義の伝統は、英国学派における「国際社会」の理論の土台としても考えられうる思想的伝統である。してみると、ワイトが示唆した、合理主義者の伝統における国際的交渉としての「外交と商業」の意味や、またその伝統を特徴づける「権威」の概念、つまり「道徳的に正当化された権力(power)」の概念と、「外交と商業」の要素との関係を問うことによって、英国学派における「パワーと経済」についての国際関係理論が、既に打ち立てられているものと考えられるかもしれない。さらにまた、カント主義的な「世界世論」(国際世論)とともに「商業精神」が有する国際社会への影響力について、その当否や批判を含め、「経済」の視点から考察することも可能であろう。しかしながら実際には、ワイト当人をはじめとする英国学派の主たる理論家らは、「三つの伝統」における「経済」の論理について、立ち入った検討を行っていない。英国学派が専ら議論する国際社会論において、ワイトが論じていたように、経済の要素は概してカント主義的な変革の一要因として扱われるに留まり、経済を国際社会論のなかでどのように考えることができるのかに関しては、殆ど問われていないのである。

ブルは、ワイトの「三つの伝統」論を踏まえて国際社会論を展開したが、彼は、諸国家システム(a states-system)についてのワイトの理解において、貿易(trade)がその制度の一つとして挙げられていることに注目している⁶⁹。そして、先にみたようにワイトが「商業や貿易」の要素に触れる一方、「三つの伝統」論において「経済」の視点を本格的に導入しなかったことについて、ブルは、「ワイトが経済的側面についてあまり関心を払わなかったこと、そして彼が、国際関係の経済的側面についての思想史を扱うことに失敗したことが、批判を招きやすくしている」と述べ⁷⁰、端的に批判を加えている。

ワイトへの批判だけではなく、ブルは自らの著述においても、「国際社会」論における経済の視点について述べており、国際社会において経済が有しうる意味について、積極的な評価を下している。例えば彼は、「経済」が現代の国際社会において主要な部分(a major part)

⁶⁷ Ibid., p.144. (佐藤ほか訳 [2007] pp.192-3.)

⁶⁸ Ibid., p.7. (佐藤ほか訳 [2007] p.9.)

⁶⁹ Wight, Martin [1977] *Systems of States*, ed. by Bull, Hedley, Leicester University Press, p.16.

⁷⁰ Bull, Hedley [1991] "Martin Wight and the Theory of International Relations" in Wight, *op. cit.*, pp. xix-xx. (佐藤ほか訳 [2007] p.408.)

を占めていることを述べているほか⁷¹、『外交の探究』に所収の論考でも、「貿易(trade)はあらゆる国家間関係のなかで、最も特徴的な活動である」と記しているのである⁷²。

だが、そうであるにもかかわらず、ブルもまた、現代の英国学派の研究において「経済の視点を、彼自身の国際社会論において発展させることに失敗した」と評されており⁷³、彼の経済の視点からの議論は、上記のような部分的な示唆や表現において見出されるのみに留まっているのである。国際社会の基礎理論を構築したブルが、「経済」の視点について、肯定的な表現をもって触れていたことは、英国学派の国際社会研究を進めていくうえで、枢要な意味をもっていると考えられうる。ところが、冷戦期の古典的な英国学派の伝統において、経済の視座から国際社会を考える議論は、基本的に提示されることはなかったのである。

I.1.3.3 英国学派における「経済の軽視」への批判

英国学派の主たる理論家らが「経済」の論点に踏み入ることが殆どなかったということは、「学派の重大な致命的問題」であると、近年の英国学派研究においてつとに指摘・批判されている⁷⁴。とくに、ブザンによる最新の批判的論考⁷⁵では、「英国学派における経済の軽視(neglect of economics)」の理由や、それによる同学派の理論への影響などが論じられている。現代でも参照される古典を著したワイトやブルらといった、英国学派の創始者とも言われる論者たちが、本項でこれまで確認してきたように、国際関係理論の構築に際して国家の権力や「パワー」を重要な要素として詳述しつつも「経済」の要素を軽視した理由として、ブザンは、彼らが議論していた当時の冷戦下の国際政治状況において、「国家相互のパワーの衝突」としてのみ国際政治を見る、ハードナリアリズム(現実主義)との理論的格闘を主目的としていたため、秩序や安全保障に関わる「ハイ・ポリティクス」(high politics)に特化して議論する傾向にあったことを挙げている⁷⁶。加えてブザンは、1980年代以後の現代の英国学派の議論においても、ジェームズ・メイヨール(James Mayall)らによる一時期の論説などの例外を除き⁷⁷、経済の観点はほぼ無視されており、その結果、同学派の理論

⁷¹ Bull, Hedley [1990] “The Importance of Grotius in the Study of International Relations” in Bull, Hedley & Kingsbury, Benedict & Roberts, Adam (eds.), *Hugo Grotius and International Relations*, Clarendon Press, pp.72-3.

⁷² Bull, Hedley [1966] “Society and Anarchy in International Relations” in Butterfield and Wight (eds.), *op. cit.*, p.42. (佐藤ほか訳 [2010] p.32.)

⁷³ Buzan [2004] p.19.

⁷⁴ スガナミ, H. [2001] 「英国学派とヘドリー・ブル」『国際政治』126号 p.206; cf. 河村 [2010] pp.238-9; 243-4.

⁷⁵ Buzan [2005]

⁷⁶ Buzan [2004] p.20; Buzan [2005] p.117.

⁷⁷ ブザンは、若干の部分的な例外として、1980年代のR・J・ヴィンセント(R. J. Vincent)とJ・メイヨール(James Mayall)の研究を挙げている(Buzan [2004] pp.19-20; Buzan [2005] p.116)。しかしながら、ヴィンセントと彼の研究の後継者らの議論は、拷問や集団虐殺などの倫理的問題に焦点があてられており、国際政治経済の議論は深化されることがなかったと評価されている(Ibid)。また、かつてメイヨールは、「経済自由主義」(economic liberalism)について国際社会論のタームを用いて考察していたが(cf. Mayall, James [1982] “The Liberal Economy” in Mayall (ed.), *op. cit.*), 近年のメイヨールの著作は、ナショナリズムなどに焦点があてられているとされる(Buzan [2004] p.20; Buzan [2005] p.116.)。

において、経済の要素を含む国際関係の現実を汲取ることができていない状況が続くことになり、深刻な悪影響が及ぼされてきたと批判する⁷⁸。

ブザンはそのうえで、英国学派が蓄積してきた国際社会論に経済の視点を加えることで、今日的なグローバリゼーションの理解を促進する包括的理論として、英国学派の分析枠組をより活用することが可能になりうることを論じている⁷⁹。国際社会の理論として、「経済」の要素をいかに取り入れることが可能となりうるのか。新しい英国学派を代表するブザンの最新の研究を参照することで、この問いについて次節にて検討する。

I 章 2 節 国際社会における経済と自由市場

— 現代における英国学派の理論とその検討

I .2.1 国際社会における「経済と地域」

I .2.1.1 英国学派の理論における「経済と地域」の要素

現代における英国学派の理論において、国際政治経済はどのように論じられているのか。本節では、とくにバリー・ブザンが近年提起している、経済の要素を含み持つ国際社会の理論を詳解し、現代的視角からその意味について検討する。

ブザンは、英国学派の既存の諸研究における弱点を論じるにあたって、「レベル」(levels)・「部門」(sectors)・「境界」(boundaries)・「規範論争」(normative conflicts)・「方法論」(methodology)という五つの項目を示す⁸⁰。彼は、なかでも英国学派が議論の対象とする「部門」の問題として、「経済」の要素が欠落していることを指摘する⁸¹。

同学派が経済について詳細に考察していないことの原因として、ブザンは、英国学派が集団安全保障や外交、そして人権といった政治的問題を強調してきた点と関連する、その「国家中心主義」(state-centrism)の姿勢を挙げる。しかしこの姿勢は、英国学派が「経済」を軽視し続けても構わない理由にはならないと、彼は論ずる⁸²。何故なら、「国家」(state)に焦点を当てる方法は、国際関係研究の一分野として発達してきた「国際政治経済学」(International Political Economy; IPE)の諸研究においても、明らかに用いられてきたものだからである⁸³。したがって、英国学派が「経済」について議論しない、整合的な理由はないとされる。そして、同学派が経済部門に無関心であったことは、古典的な英国学派の著作に見られる「多元主義的な見解」への傾倒を強めてきた可能性があり、加えて、世界規模ではない「地域レベル」(regional level)の国際社会を、同学派が仔細に理論化することなく、無視する結果に繋がってきた可能性があるとして、ブザンは論ずるのである⁸⁴。

経済の要素を国際社会論に導入することは、彼の見通しでは、「地域レベル」での理論的

⁷⁸ Buzan [2004] pp.19-20; Buzan [2005] pp.118-23.

⁷⁹ Buzan [2004] p.270; Buzan [2005] pp.131-3.

⁸⁰ Buzan [2004] p.15.

⁸¹ Ibid., p.19.

⁸² Ibid., p.20.

⁸³ Ibid.

⁸⁴ Ibid.

検討に直結することになる。「もし英国学派が経済部門にさらに注意を払っていたならば、欧州連合(EU)や北米自由貿易協定(NAFTA)、およびメルコスール(Mercosur)のような、地域的な制度や取極などの発達を無視することはできなかった」であろうし、その逆もまた然りだとされるのである⁸⁵。彼は、同学派がグローバル規模の国際社会論に終始する傾向にあること、そして地域レベルないし「サブグローバル・レベル」(subglobal level)の国際社会論を深化させていないことについても、経済軽視の問題と関連付けて、上記のように批判するのである⁸⁶。こうした批判から、ブザンは、自らの理論的研究にて⁸⁷、独特の概念枠組によって、「地域」における国際社会(国家間社会)の議論可能性と連動した、「経済」の要素を組み込んだ国際社会論ないし世界社会論の可能性を模索するのである。

I.2.1.2 バリー・ブザンによる新しい英国学派理論の展開

さて、では国際社会における「経済」の要素について、どのように英国学派の理論枠組において理論化されうるのか。ブザンは、『国際社会から世界社会へ？—英国学派の理論とグローバリゼーションの社会的構造』⁸⁸において、米国を中心とする国際関係論の一部をなす「レジーム理論」(regime theory)の語法や、コンストラクティヴィズムの代表的理論家であるA・ウェント(Alexander Wendt)の知見などを導入し、ワイトが示した「三つの伝統」論をさらに包括的で、概念がより整理されたパラダイムへと精緻化することを試みている。同書では、多元主義と連帯主義の国際社会概念のより精密な区分化と連動して、国際社会における「経済」の要素が議論されている。

彼は、ホッブズ主義的な「国際システム」・グロティウス主義的な「国際社会」・カント主義的な「世界社会」の三つの概念を、主体(actor)の種別などに基づいて「国家間社会」(interstate societies)・「超国家的社会」(transnational societies)・「個人間社会」(interhuman societies)の三つの領域(domains)⁸⁹へと再構成する⁹⁰。こうした概念整理によって、彼は英国学派理論の再構築を目指すのである。

I.2.1.3 国際社会の精緻化された理論 — ブザンの「国家間社会」論

ブザンは、「国際社会」の概念を包含する「国家間社会」については、とくに次の5つのパターンを、最も多元主義的なタイプ(第一のパターン)と最も連帯主義的なタイプ(第五のパターン)とを両端とするスペクトル上に配し、概念化する⁹¹。

第一は、「多元主義的な国際社会」の極限として位置付けられる、「権力政治的」(*Power political*)な国家間社会である。これは、常に戦争の可能性があり、外交に必要な最小限の

⁸⁵ Buzan [2005] p.129.

⁸⁶ Ibid.

⁸⁷ Buzan [2004]

⁸⁸ Buzan [2004]

⁸⁹ Buzan [2004] esp. pp.128-38, 158-60.

⁹⁰ なお、「国家間社会」は、英国学派が全般として論ずる、「国際社会」の定義と同様の意味をもった概念であるとされる(Buzan and Gonzalez-Pelaez (eds.) [2009] p26)。また、「超国家的社会」における政治主体について、ブザンは現代的な具体例として、アムネスティ・インターナショナル、あるいはアル・カイダを挙げている(Ibid)。

⁹¹ Buzan [2004] esp. pp.159-60.

ルールや制度のみが存在する、いわゆる英国学派の論ずる「ホッブズ的な国際システム」の概念に相当する。

第二は、諸国家が共存するためにルールや制度を発達させた、「共存」(Coexistence)型の国家間社会である。これは、近代ヨーロッパのウェストファリア体制を具体像とするものであり、英国学派において一般に議論される「多元主義的な国際社会」の概念に相当する。

第三は、「連帯主義的なタイプ」として特徴付けられる、「協力的」(Cooperative)な国家間社会である。これは、諸国家の共存のルールや制度を超えて、さらに様々な目的のためのルールが発達した、「国際連合」が創立された世界大戦後の国際社会を具体像とするような、国家間での連携可能性が「共存」型よりも増大した国家間社会である。このパターンは、同学派が議論する「グロティウスの連帯主義的な国際社会」の概念に相当する。

第四は、以上のパターンよりもさらに連帯主義的な社会とされる、「相近」(Convergence)型の国家間社会である。これは、一定の「価値」を共有する諸国家が、互いに同様の政治的・法的・経済的な体制や形式を採用しているような状態に適用される国家間社会の概念である⁹²。

また第四のパターンの国家間社会において、さらに「政府間機構」(intergovernmental organizations)が追加された場合には、第五のパターンたる「連邦的」(Confederative)な国家間社会となると定義される。この第四および第五の国家間社会は、「連帯主義的な国際社会」の極限として位置付けられており、現代の「欧州連合」(EU)が具体的なそのモデルとして挙げられている⁹³。EUに見出されるカント主義的な自由の価値に基づく連帯主義は、第四と第五のパターンの社会を形成する一つの選択肢であり、イスラームや共産主義の価値に基づくものなど、選択肢はほかにもありうるとされる。

I.2.2 国際制度としての「貿易と市場」

I.2.2.1 国際制度としての「貿易」

ブザンは、国際関係における経済の要素について、前項で示された5つの国家間社会の概念を介して論じ、「貿易」(trade)と「市場」(market)を、古典的な英国学派が重要視してきた「主権」・「外交」・「勢力均衡」などとともに、国際社会つまり国家間社会を構成する「制度」(institutions)として提示する⁹⁴。そして、現代の国際社会論においては、「市場」がとくに考慮に値する制度であるとされ、既存の英国学派の諸研究が重視してきた勢力均衡や戦争などの制度と、国際制度としての「市場」との関係を、ブザンは自らの国家間社会

⁹² これらの国家間社会について、ブザンは、西洋の歴史的経験に即して議論しており、第一のパターンが古典古代ないし17世紀頃の西洋世界を、第二は18世紀から19世紀にかけてを、第三は20世紀中頃以降を、そして第四と第五は20世紀終盤から21世紀にかけての現代を、それぞれの国家間社会の具体像として想定したものであると、ブザンが論ずる事例などから推察される。

⁹³ なおブザンは、これら五つの国家間社会のパターン以外にも、「非社会的」(Asocial)な状態を、第一の「権力政治的」な国家間社会よりも極度に国家間の社会性が薄れたものとして付置している(Buzan [2004] p.159.)。

⁹⁴ Buzan [2004] esp. p.184.

の概念を用いて議論する。

第一に、「権力政治的」な国家間社会では、古代や古典的な時代の歴史的経験からして、同盟の形成に必要な所有権(property rights)に関わる制度が存在しうるとされ、商人にこうした権利が認められることにより、「貿易」が制度として成立すると論じられる⁹⁵。

第二に、「共存」型の国家間社会においては、第一の「権力政治的」な国家間社会から、重商主義的な慣行や原理が継承されるものの、より洗練された経済制度が作り出されうるとされ、そうした制度として具体的には、19世紀のヨーロッパでの「金本位制」(the Gold Standard)が挙げられている⁹⁶。

また第三の「協力的」な国家間社会では、第二のモデルで成立する「貿易」に関するルールや制度が持続される。そしてこの第三のパターンでは、例えば国連憲章に示されているように、国際制度としての「戦争」に、「自衛権」などの要件がかけられて制約されることにより、結果として、国家間社会を維持する国際的な制度としての「戦争」と「勢力均衡」の重要度がともに下げられる、つまり「格下げされる」(downgrade)ようになるとされる⁹⁷。さらに、国家間社会において制度としての「勢力均衡」が格下げされるのか否か、およびいかにしてそれが格下げされるのかを考えるべく、現代の西洋における国家間社会を範として取り扱うならば、「市場」が注目すべき国際的な制度として位置付けられうると、彼は論ずる⁹⁸。

I.2.2.2 国際社会における「均衡と市場」— リアリストとリベラリストの背反する論理

自由経済のルールを基本とする「市場」は、ブザンによると、「貿易」以上の意味をもつ原理的制度であるとされる。また「市場」は、国家間社会の制度としての「勢力均衡」を必ずしも廃絶させるような国際制度ではないとされる。しかし制度としての「市場」は、重商主義的なルールの下で「勢力均衡」が作用するときよりも、はるかに勢力均衡の作用を複雑化させ、相互に矛盾した事態を引き起こすとされる⁹⁹。彼は「重商主義」を、国際関係を「ゼロ・サム」の競争として認識し、「国家の富・パワー・自立性」の最大化を追求する立場として把握する¹⁰⁰。こうした重商主義の論理においては、勢力均衡の維持という視点から、保護貿易など政府の経済への介入が許容されることになる。だが、自由な経済活動に基づく「市場」の論理においては、「勢力均衡」の観点から、他国との経済活動に政府が介入すべきとされる事態が生じても、それは自由経済に基づく「市場」の論理と背反することになるため、勢力均衡の制度は容易には作用できないことになる。彼はとくに、こうした事態を、「リベララーリアリスト・ディレンマ」(the liberal-realist dilemma; 「自由主義者と現実主義者の間でのディレンマ」)と名付ける¹⁰¹。

リアリストないし「均衡化」(balancing)の論理では、後に自らが戦わねばならないかも

⁹⁵ Ibid., p.191.

⁹⁶ Ibid., p.192.

⁹⁷ Ibid., p.193.

⁹⁸ Ibid., pp.193-4.

⁹⁹ Ibid., p.194.

¹⁰⁰ Buzan [2005] p.125.

¹⁰¹ Buzan [2004] p.194.

しれない諸国と貿易し、それらに投資をすることは、そうした諸国家を強力にすることに繋がるため、賢い行いではないことになる。しかし、リベラリストないし「市場」の論理からすれば、市場経済の作用によって相互依存関係が成立し、戦いの可能性は低減できるとされる¹⁰²。この二つの論理に、政策決定者らは常に「板挟み」の状態となる。例えば、市場の論理に基づく「自由貿易」の発達、かえって自国の勢力的な弱体化や他国の強大化とそれに対する脅威認識を高め、均衡化の論理によって「保護貿易」の必要を促すことになりうる。だが他方で、その「保護貿易」の政策は、自由貿易を通じた「相互依存」の深化が平和的関係を進展させることを説く、「市場」の論理と背馳することになり、「貿易摩擦」や「軍拡競争」などの国際問題を発生させようことになる。こうした循環的で相互矛盾的な諸事態において見出されるように、これら二つの論理は、一方が他方に対し政策上の問題を継続的に提起する。よってここに、国際政治経済の政策決定における「ディレンマ」が生ずることになるのである。またブザンによると、この「ディレンマ」は、現代の西洋・日本・台湾と中国との関係において、最も明瞭に現れているとされる¹⁰³。

I.2.2.3 国際制度としての「市場」

第四の「相近」型の国家間社会、および第五の「連邦的」な国家間社会では、とりわけ欧州連合(EU)を具体像とする、そのカント的でリベラルなバージョンにおいて、「市場」が、所有権・人権・民主制などと並ぶ「第一次制度」(primary institutions¹⁰⁴)となるとされる¹⁰⁵。そしてこれらのパターンの国家間社会では、国家間での価値の共有や法的・政治的・経済的体制の共通化が進んでいるため、自由が共通の価値に位置付けられ、自由経済に基づく「市場」が秩序を維持し諸国の協調を促す制度として機能するとされる。

「自由」の価値とそれに依拠した法や政治経済体制を諸国が共有すること、そしてそれらに基づく「市場」の制度的機能は、国家の「パワー」を維持し均衡化することの意味を失わせることになる。よって、国際的な秩序維持のための国際制度としての「勢力均衡」や「戦争」の重要度が、第三の国家間社会の場合以上に、これらのタイプの国家間社会では両者とも格下げさけることになり¹⁰⁶、こうした第四および第五のパターンの国家間社会においては、市場の論理と均衡化の論理とが対立するような、先の「ディレンマ」として描写される事態は発生しないことになる。そして、国際関係の様態が第五の「連邦的」な国家間社会へと接近するにつれて、国家間社会内の政治は、国際政治よりも「国内政治」に近いものへ変化するとされるのである¹⁰⁷。

¹⁰² Ibid.

¹⁰³ Buzan, Barry and Wæver, Ole [2003] *Regions and Power: The Structure of International Security*, Cambridge University Press, p.169; cf. Buzan [2004] p.194.

¹⁰⁴ ブザンは、主権・外交・国際法・勢力均衡などといった、英国学派が語る原理的制度を「第一次制度」(primary institutions)と呼び、国連安保理・国際司法裁判所(ICJ)・北大西洋条約機構(NATO)・世界貿易機構(WTO)などの、米国を中心として研究が行われているレジーム理論が語る、諸国家によって具体化され明文化された制度を「第二次制度」(secondary institutions)と呼んで区別する(Buzan [2004] esp. pp. xviii, 187.)。

¹⁰⁵ Ibid., pp.194-5.

¹⁰⁶ Ibid., p.194.

¹⁰⁷ Ibid., p.195.

以上のブザンによる研究は、英国学派が展開する国際社会論に、国際的な制度としての「貿易」と「市場」を導入することの可能性や意義を論じており、同学派の視座や伝統を基点として、「国際社会における経済」の理論化を可能にしようとするものである。

I.2.3 国際的な自由経済秩序とその限界

— 経済の視座からの「多元主義—連帯主義」論争の再考

I.2.3.1 「国際的な自由経済秩序」と連帯主義の国際社会論

「経済」の要素を国際社会理論に導入することは、ブザンによると、英国学派における「多元主義者」(pluralist)と「連帯主義者」(solidarist)の間での国際社会概念をめぐる論争の再考に結びつくと思われる。主権を超えた国家間の連帯可能性とその意義について否定的な「多元主義者」と、それらについて肯定的な「連帯主義者」との間では、「主権」の概念や、「人道的介入」の是非などに関わる「人権」、そして大国による国際秩序の管理などが主に議論されてきたとされ、「経済」ではなく「政治や軍事」の部門に関する論争に特化されてきた¹⁰⁸。このように指摘するブザンは、多元主義と連帯主義の枠組を設定したブルを含め、概して英国学派の議論では「多元主義者」が優勢であったが、「経済」の要素を加味するならば、「連帯主義者」の主張が見直されることになり、「英国学派における多元主義者と連帯主義者との間の勢力均衡」(the balance of power between pluralists and solidarists within the English School)を変化させることになると指摘する¹⁰⁹。以下がその理由である。

多元主義者の理解する国際社会においては、共有されうるルールや目的は諸国の「共存」(coexistence)に関するものに限られるとされる一方、他方の連帯主義者は、国際社会には、「共存」を超えた、遂行されるべき共有価値があることを主張する。そして、今日、広く受け容れられつつある「世界経済についての自由なルール」(liberal rules for the world economy)を、「共存」のルールとして特徴づけることは、理にかなっておらず、現代までの歴史的な過程におけるルールの拡大は、共有価値(経済成長と開発等)を集団的に追求するという「連帯主義の論理」への移行を明らかに示すものであると、彼は述べるのである¹¹⁰。

さらに彼は、「自由な国際経済秩序」(a liberal international economic order)の発達が、連帯主義的なものとして数えられるならば、地球規模の国際社会は、より連帯主義的に見えると著述する。そして、ブザンは、「もしグローバル市場と、それに附随するあらゆる規則や制度が、現代の国際社会の一部をなす」のであれば、「国際社会は共存に限定されており、それ以上の発展の見込みは殆どもしくは全くない」という多元主義者らの議論は、疑問に付されることになりうると論じ、加えて、多元主義者が描く、国際社会の歴史についての「悲観的な解釈」に対しても、彼は強烈な一撃が与えられることになるだろうと論ずるのである¹¹¹。

¹⁰⁸ Buzan [2005] p.119.

¹⁰⁹ Ibid., esp. pp.123, 129-31.

¹¹⁰ Ibid., p.123.

¹¹¹ Ibid.

I.2.3.2 ブザンの連帯主義的理論における「限界」— 視座の「時代的制約」と「地理的制約」

上記の当該理論研究におけるブザンの観測はしかし、とりわけ時間的パースペクティブにおける「時代的制約」と、空間的パースペクティブにおける「地理的制約」との二点において、「限界」がある。

第一は、現代の自由市場経済に対する、ブザンの楽観的な見通しの「限界」である。彼が第四と第五の国家間社会として論ずる際に、現代の「欧州連合」(EU)をそれらのモデルとして明示し、彼はまた、21世紀の今日では「重商主義」とその変種たる「経済ナショナリズム」に対し、「経済自由主義」つまり「リベラリズム」が勝利したと主張している¹¹²。だが、まさにこのEUにおいて発生した、債務問題とユーロ圏全体の危機や、それに前後する世界的な金融危機では、彼が国際社会の今後の展望において強調した、EUあるいは「自由な国際経済秩序」に内在する諸問題を顕在化させることになったのである。2000年代後半からの世界金融危機や欧州債務問題は、同年代の前半において論考したブザンには与り知らない事態であったと言え、「時代制約」という点での彼の議論における限界であると言えよう。ブザン本人が明示していたように、英国学派の初期の中心人物であるワイトやブルらもまた、「冷戦期」という「時代制約」の条件下で国際社会を論議したのであり、彼らが経済ではなく軍事や外交などに関心を寄せたこと、また地域的なブロック秩序よりも世界秩序の可能性を志向したことは、世界が分割され核戦争の恐怖に晒されていた彼らの時代状況にあっては当然であった。時代的制約から理論研究が完全に逃れることができない以上、2010年代の日本のパースペクティブから現今の国際社会を理論的に考えるとき、「自由」の価値やその価値に全くもって依存した国際政治経済秩序の可能性にのみ、重心を置くことは困難となろう。

第二の「限界」は、先の点と関連して、ブザンの議論の力点が地理的に制約されたものであることである。彼は、国際社会ないし世界社会の理念型を議論し、独自の概念や術語(terminology)を用いて、包括的な国際関係の分析理論の確立を目指すのが、国家間社会の各パターン間での実践的な変移方法などについて同論で詳論しているわけではない。ブザンは均衡化と市場の論理の狭間での「ディレンマ」を指摘したが、同「ディレンマ」を解消しうる価値の共有化や体制の共通化が進んだ第四・第五の国家間社会へと、他のタイプの国家間社会から移行する実際の具体的な方法については述懐していない。EUないし欧州・中東などの地域への関心とその国家間社会の概念化の意義を彼は示す一方で、自身が指摘するアジア太平洋地域の「ディレンマ」の問題については、深入りしていないのである。

しかしながら、現代日本では、この「ディレンマ」の問題は国際政治経済を考えるうえで至極関心が寄せられうる難問であって、ここにこそ「問題の所在」があるとも述べうる。とくに、日本の対米・対中関係において、顕著かつ明瞭にこの問題が現れ議論されており、米国や中国との経済的依存関係が進化するなかで、「市場」の論理に基づく、「自由貿易」の推進や経済連携の強化などの是非をめぐる、現代日本では、「経済ナショナリズム」の視座や国家間のパワーの「均衡」を求める視点から、絶えず批判が加えられている。欧州のような「相近」型ないし「連邦的」な国家間社会と呼びうる国家間の社会的関係が成立

¹¹² Buzan [2005] p.126.

しているとは言い難い、アジア太平洋地域の現状において、「経済」の論理つまり国家間の自由な「市場」の論理と、「パワー」の論理つまり国家の自立や力の維持を求める「均衡化」の論理を、いかに接合して考えることができるのか。この問いが、現代の日本を取り巻く国際社会の政治経済論において、枢要な研究課題となっているのである。

I.2.3.3 経済自由主義と経済ナショナリズムの対立

以上の二点の「ブザンの立論における限界」を総合し整理するならば、自由市場経済のグローバル化を追求する「市場」あるいは「リベラリズム」の論理と、経済のグローバル化に抗して国家の「パワー」を追求する「経済ナショナリズム」の論理との間に生じうる、実際上の問題に関して、ブザンの理論研究での考察は不充分であると言えよう。

ブザンが英国学派における経済軽視の例外として挙げていた¹¹³、英国学派の重鎮であり、現代でも論考を続ける国際政治学者ジェームズ・メイヨールは、かつて、『ナショナリズムと国際社会』と題された著書の中で、「経済自由主義」の世界展開とそれに対抗する「経済ナショナリズム」の勃興について、近代からの歴史を辿ってその詳細を明らかにしている¹¹⁴。同書での議論の主眼は、「分離された国民国家」の継続的な存立と相容れないかたちで、国際社会が発達すること」は歴史的にみて不可能であることを明らかにする点に置かれており、メイヨールは、「超国家的権威」(supra-national authority)が世界各地で現れたとしても、従来の国民主権の原則から「スーパ・ナショナリズム」(supra-nationalism)へと容易に移行することはないだろうと結論する¹¹⁵。ここには、ブザンが強調した「国際的な自由経済秩序」による連帯主義的な国際社会について、その発展は容易ならざるものであるとして「限界」を指摘する、メイヨールの多元主義的な国際社会理解が示されている。EU諸国の結合力に限界があり、ユーロ危機問題に際して、即座には国境を超越して問題解決へと踏み出すことが求められる一方、関係各国の世論と主権がそうした対応を困難にしている現在の欧州情勢は、約20年前にメイヨールが既にその発生を示唆していた通りの事態を露呈しているものと言えよう。経済ナショナリズムの歴史的展開を論じたメイヨールは、しかしながら、国際政治経済の秩序とその原理について、以上の議論を超えて検討してはならず、以後の著作では多元主義的な国際社会の理論的擁護と、国際社会の「進歩の限界」論がとくに主題とされている。

それでは、英国学派の伝統や理論的視座から、現代の多元主義的な「国際社会における政治経済」の秩序とその原理について、いかに論考することが可能なのか。市場や経済の論理と、国家やパワーの論理とを、一方の論理に加担して他方の主張を棄却することなく、共通の価値や体制をもった諸国家から構成されていない、多元主義的な国際社会を維持し発展させる原則や原理へと、どのように組み込むことが可能であるのか。次節以降、この問いについて考究するため、パワーと経済の連関を析出し、国際社会の秩序の持続と発展に関して論議した、英国学派の系譜や伝統における重要な論者らの国際政治経済論を詳解する。

¹¹³ Buzan [2004] pp.19-20; Buazn [2005] p.116.

¹¹⁴ Mayall, James [1990] *Nationalism and International Society*, Cambridge University Press.

¹¹⁵ Ibid., p.145.

英国学派の中心的人物であるホワイトやブルらは、前節でみたように、大戦後の冷戦期にあって、国際社会におけるパワーについて議論していたが、彼らの古典的著作での議論において「経済」の視点は希薄であった。しかし、冷戦期以前の英国において論考を遺した、英国学派の思想的系譜に位置付けられうる人物らは、パワーと経済の関係や実践的問題について、極めて重点的に論究し取り組んでいたのであり、そうした人物たちに本節で紹介したブザンの理論研究では触れられていない。そして、そのような人物として取り上げられうる代表的論者こそ、20世紀の大戦間期に国際政治理論の古典的著作を発表したE・H・カーと、18世紀の極めて著名な哲学者・歴史家・政治経済学者であり、国際政治論の古典としてよく知られる勢力均衡論説を著したデイヴィッド・ヒュームである。彼らは、国際関係ないし国際社会におけるパワーと経済に関し、いかなる論議を展開していたのか。次のI章3節と続くII章以降では、国際社会における政治経済の論理を、英国学派の思想的な伝統や系譜を辿って、その「源流」から再考することにしよう。

I章3節 E・H・カーの国際政治経済論 — 英国学派の思想的源流とその再読

I.3.1 英国学派の系譜におけるE・H・カー

I.3.1.1 英国学派のメンバー問題とE・H・カーへの再注目

英国学派の系譜において、E・H・カーはいかに位置付けられうるのか。カーが英国学派に属するメンバー(Members of the English School; MES¹¹⁶)であるのかという問題は、近年のA・リンクレーター(Andrew Linklater)とH・スガナミ(Hidemichi Suganami)による研究が指摘するように¹¹⁷、英国学派の定義問題とも関連しており、この点を探ることは容易ではない。ブザンをはじめとして、T・ダン(Tim Dunne)やR・H・ジャクソン(R.H. Jackson)らは、カーを英国学派のメンバーに含めている一方¹¹⁸、他方でスガナミやP・ウィルソン(P. Wilson)らはメンバーのうちには含めていない¹¹⁹。「国際社会」の理論化を志向したマニングやホワイト、そしてブルらを主軸として英国学派の定義やメンバー問題を論じる現代の研究者は、第二次大戦後に設立された「英国国際政治理論委員会」の参加メンバーをもって学派の主たる創始者とする傾向にあり、カーのような同委員会設立以前の英国の論者については、主な学派のメンバーに含めないことがある。だが、例えば、英国学派史を研究するダンがつとに論ずるように、「カーは英国学派のうちにあった」などとして¹²⁰、英国学派の伝統や系譜においてカーが重要な影響力を持っているとする評価は少なくない。とくに、ブザンらを

¹¹⁶ cf. Little [1998] pp.59-60.

¹¹⁷ Linklater and Suganami [2006] p.15.

¹¹⁸ Buzan [1993] p.328; Dunne [1998] p.13; Jackson, Robert H. [1996] "Is There a Classical International Theory?" in Smith, Steve & Booth, Ken & Zalewski, Marysia (eds.), *International Theory: Positivism and Beyond*, Cambridge University Press, p.213.

¹¹⁹ Suganami, Hidemichi [1983] "The Structure of Institutionalism: An Anatomy of British Mainstream International Relations", *International Relations*, 7 (5), p.2363; Wilson, Peter [1989] "The English School of International Relations: A Reply to Shelia Grader", *Review of International Studies*, 15 (1), pp.54-5.

¹²⁰ Dunne [1998] p.38.

中心としてリーズ大学で取り組まれている英国学派のリサーチ・アジェンダの一環として、ウェブ上で現在も随時更新されている「文献目録」(bibliography)では、ワイトやブルらと同様にカーは「中心的人物」(Central Figure)と分類されている¹²¹。

さらに、1990年代後半以降、国際政治学では「カー・リヴァイヴァル」と表現されうるカーに対する関心の高まりが起きており、この現象の大きな背景をなす第一の要因として、「英国の国際政治研究の独自性」の主張があるとされ¹²²、英国学派独自の歴史やその伝統を確認するなかで、カーが再評価されてきているのである¹²³。

I.3.1.2 M・ワイトによる「現実主義者」との評価とその問題

しかし、現代の国際政治学において、これまでカーは国際社会を論ずる英国学派の一員としてではなく、米国の国際政治学におけるハンス・モーゲンソーと双璧をなす古典的な「リアリスト」として、しばしば認知されてきた。このことは、英国学派の中核的な論者たるワイトの認識にも該当する。ワイトは、カーを「著名な現実主義者の一人」(one distinguished Realist)と評し、カーの高名な名著『危機の二十年—国際関係研究への序説』における、以下の記述を引用する¹²⁴。

政治は、二つの要素、すなわちユートピアとリアリティから成り立つが、これらは決して接することのできない二つの側面に属するものである。あらゆる政治的事態は、ユートピアとリアリティ、あるいは道義とパワー(morality and power)という、相互に相容れることのできない要素を含んでいる¹²⁵。

続けてワイトは、「彼の言葉が含意することは、パワーが現実であるのに対し、道義はユートピアであること、つまり「存在しない」ということである。カーは、道義とパワーとの間の実りある均衡や緊張を持っていないのである」と述べて、カーを「現実主義者」の伝統のうちに含めるのである¹²⁶。だが、カーは、「政治における道義とパワー」について、ワイトによる引用部の続きとなる同書の「政治の本性」(The Nature of Politics)と題された章で、以下のように論じている。

ユートピアとリアリティ、理想と制度、道義とパワーは、最初から国家のなかで分ち難く一体となっている。・・・政治から自己主張を排除して、政治体制をただ道義に

¹²¹ English School Resources (Politics and International Studies, University of Leeds), <<http://www.polis.leeds.ac.uk/research/international-relations-security/english-school/>>, 2012年2月19日最終アクセス確認。

¹²² 遠藤誠治 [2003] 『『危機の20年』から国際秩序の再建へ—E.H.カーの国際政治理論の再検討』『思想』945号 pp.47-9.

¹²³ cf. Cox, Michael [2001] “Introduction” in Carr, E. H., *The Twenty Year's Crisis: An Introduction to the Study of International Relations*, Palgrave; 遠藤 [2003] p.48.

¹²⁴ Wight [1991] p.16. (佐藤ほか訳 [2007] p.20.)

¹²⁵ Carr, E. H. [1939] *The Twenty Years' Crisis*, Macmillan, pp.118-9; Carr [2001] p.87. (原彬久 訳 [2011] 『危機の二十年—理想と現実—』(岩波書店) pp.190-2.)

¹²⁶ Wight [1991] p.16. (佐藤ほか訳 [2007] p.20.)

のみ基礎付けることが可能だと夢見るユートピアンは、利他主義は幻想であって、あらゆる政治行動は利己主義に基づいていると信ずるリアリストとちょうど同じく、見間違いをしているのである¹²⁷。

すなわち、カーは「道義が存在しない」ことを論じていたわけではなく、道義とパワーの双方が、相互に切り離すことのできない政治の本質的要素であり、政治の理論と実践において¹²⁸、両者を無視してはならないことを説いていたのである¹²⁹。よって、ワイトによる先の引用部への注釈は文脈を無視したものであり、ワイトの解釈は、カーが『危機の二十年』で議論しようとした「リアリズムとユートピアニズム」の本旨を誤解した結果であると考えられよう。

I.3.1.3 政治における「パワーと道義」

カーの『危機の二十年』は、周知のように、大戦間期の「ユートピアニズム」(理想主義)に対し、「パワー」の論理から政治を視る「リアリズム」(現実主義)の視座から、批判的に考察を加えたものである。しかし、上述したように、同書はただリアリズムの意義を説くだけに留まるものではなく、政治学における「道義」の意義もまた同時に説くものであり、カーは、政治学において、リアリズムとユートピアニズムの双方の視点をもつことの重要性を強調していたのである¹³⁰。

先述したとおり彼は「政治の本質的要素」を論じたのち、「国際政治におけるパワー」と「国際政治における道義」についてそれぞれ詳説しており¹³¹、またそうした道義の背景における「国際共同体」の存在とその概念についても、章節を割いて論じている¹³²。さらに道義とパワーの不可分性のみならず、「法とパワー」の表裏一体性¹³³を論じるなど¹³⁴、彼の同書の議論は、「パワー」のみを国際政治の理解において至上の要素と見做すリアリズムの論理に限定されるものでないことは明らかである。

本章 1 節で引用した、現実主義(リアリズム)と合理主義の「パワー」をめぐる、ワイトが示した「権力」と「権威」の二つの概念では、まさに「パワー」とともにその「道徳的正当性」の有無が、概念を二分する軸となっていた。してみると、「パワー」と「道義」とを政治の本質における不可分の要素として議論するカーは、英国学派の理論枠組においても、純粋な現実主義ではなく、合理主義ないしグロティウス主義に近似する理論を講じて

¹²⁷ Carr [2001] p.92. (原訳 [2011] pp.196-7.)

¹²⁸ Ibid., (原訳 [2011] p.197.)

¹²⁹ cf. Clark [1989] p.83.

¹³⁰ カーは、「政治学は理論と実践の相互依存を認識し、そのうえで構築されなければならない。そして、その相互依存は、ユートピアとリアリティの結合を通じてのみ得られるものである」と述べている(Ibid., p.14. (原訳 [2011] p.45.))。

¹³¹ Ibid., ch. 8 & 9. (原訳 [2011] 第八章・第九章)

¹³² Ibid., ch. 9. (原訳 [2011] 第九章)

¹³³ カーは「法と政治」の不可分性について、「いかなる政治社会も法(law)なくしては存立できず、また法は政治社会以外においては存立できない」(Ibid., p.164. (原訳 [2011] p.340))と約言する。

¹³⁴ Ibid., ch. 10. (原訳 [2011] 第十章)

いたと言えるのである¹³⁵。こうした点から、彼の『危機の二十年』は、ワイトやブルらの理論枠組や概念分析に見られるような、「パワー」と「道義」あるいは法との結節点から国際社会のありようを論議する英国学派の理論的視座と、非常に近い視点を有するものとして把握可能なのである。よって、例え直截にカーを「英国学派のメンバー」(MES)に含めないとする解釈に立ったとしても、彼の論考は、少なくとも、権力政治の単純な「リアリズム」と、それに留まらぬ国際関係における道義や法の意味を論ずる、英国学派の国際社会論とを架橋しうるものであると言えよう。それでは、道義や法の視点を有するカーの『危機の二十年』において、パワーと経済はどのように論議されるのか。次項では、この点に迫ることにしよう。

I.3.2 『危機の二十年』の国際政治経済論

I.3.2.1 『危機の二十年』での「経済」の論点

カーの『危機の二十年』は、「経済」の視点を多分に含んだものであるが、英国内外の近年の代表的かつ主要な先行研究においては¹³⁶、先に概観した「ユートピアニズムとリアリズム」の論点や、国際政治理論の研究におけるカーの位置と意義、あるいはカーのロシア研究・歴史研究の含意などの点から主に読み解かれており、国際関係における「経済」や経済思想に関する彼の論考について、詳細に講究するものは管見の限り少数である¹³⁷。

だが、カーの論考において、「経済」ないし経済思想は重要な論点であり、以下で詳細を見るように、『危機の二十年』を読解するうえで欠くことのできないものである。

I.3.2.2 国際政治における「経済力」

カーは『危機の二十年』において、国際関係における「パワー」の内実の考察に際し、「経済」の論点を取り上げている。彼は国際政治におけるパワーとして、「軍事力」とともに「経済力」と「世論力」を提示し、これら三つのカテゴリーについて議論する。カーは、

¹³⁵ 『危機の二十年』でこのような議論を展開するカーはしかし、後に、実体的なルールを伴う「国際社会」の存在について否定的な態度を示しており(cf. Dunne [1998] p. 35)、国際社会の存在を認めるグロティウス主義者ないし合理主義者として、彼自身を規定することは困難であろう。

¹³⁶ Jones, Charles [1998] *E. H. Carr and International Relations: A Duty to Lie*, Cambridge University Press; Haslam, Jonathan [1999] *Vices of Integrity: E.H. Carr, 1892-1982*, Verso; Cox, Michael (ed.) [2000] *E.H. Carr: A Critical Appraisal*, Palgrave; Cox [2001]; 遠藤 [2003]; 山中仁美 [2003] 「E.H. カー研究」の現今の状況をめぐって『国際関係学研究』29号; 山中仁美 [2009] 「国際政治をめぐる「理論」と「歴史」—E・H・カーを手がかりとして」『国際法外交雑誌』108巻1号; 三牧聖子 [2008] 「『危機の二十年』(1939)の国際政治観—パシフィズムとの共鳴」『年報政治学』2008巻1号

¹³⁷ 『危機の二十年』のテキストや彼の思想的来歴に即して、パワーの概念や国際政治のありようについての議論とともに、カーにおける「経済」の視点を大きく取り扱うものとして、Hirst, Paul [1998] “The eighty years’ crisis, 1919-1999 - Power” in Dunne, Tim & Cox, Michael & Booth, Ken (eds.), *The Eighty Years’ Crisis: International Relations 1919-1999*, Cambridge University Press; 細谷雄一 [2005] 「新しい社会」という誘惑—E・H・カー—『大英帝国の外交官』(筑摩書房)がとくに挙げられる。

「パワー」として「経済」を論ずるのである¹³⁸。

同書の「経済力」についての議論では、19世紀から続く自由放任主義が批判され、歴史的にも「経済」というパワーは、国家の政治的な「パワー」として存在・機能しうるものであって、「軍事力」に結びつくものであることが論じられる¹³⁹。とりわけ第一次大戦では、「交戦国国民の経済生活が、政治的権威によって完璧かつ無情なまでに組織される」ことになり、よって現代ではいよいよ「経済的な武器は、軍事的な武器と対等の関係となった」とされるのである¹⁴⁰。

カーは、「経済は政治の側面として、適切にみなすべきである」ことを述べて¹⁴¹、経済が「政策的手段」として利用されることや¹⁴²、「経済自立国家」(Autarky; 経済的自給自足)という政治目標について¹⁴³、それぞれ論議する。前者について彼は、政策達成のための手段たる「経済的な武器」は、主として「資本の輸出」と「海外市場の支配」の二つの形態をとることを論ずる¹⁴⁴。そして、後者の「経済自立国家」との政策目標は、古来、「重商主義」の政策が目指すところとして知られるように、諸国が追求してきたものであるとされる。現代における国際的な交通網の整備や流通技術の発達、および大量生産方式の確立などは、完全な国際的自由放任主義がもたらす結果を受け容れ難いものにしていくとして、彼は、今日では「ある程度、経済自立国家へ向かうことを人為的に促進することは、秩序のある社会の存続にとって必要な条件である」と述べるのである¹⁴⁵。

まさに現今の、国際的な自由化が進められたグローバリゼーションの下で噴出している、「経済自立国家」への要求が、ここでは「秩序ある社会」の視点から肯定されているものと理解できよう。ブルを筆頭とする、国際秩序を議論する英国学派の国際社会論において、秩序維持の制度として「主権」や「国際法」などが論じられてきたが、カーの主張からは「経済自立国家」あるいは「経済的自給自足」もまた、国際社会を安定的に維持するための同様の制度として提起されうるとも考えられよう。

I.3.2.3 経済ナショナリズムの論理

カーはそして、この「経済自立国家」が社会的に必要とされることとならんで、これが「政治的なパワーの手段」でもあること、さらにそれは「まずもって、戦争のための準備を行う形態」であることについても論じている¹⁴⁶。彼は、18・19世紀の国際政治経済思想を振り返り、米国のアレクサンダー・ハミルトンや、ドイツのフリードリヒ・リストら

¹³⁸ Carr [2001] pp.105-20. (原 訳 [2011] p.224-56.)

¹³⁹ カーは軍事力に続いて経済力を議論するにあたり、「経済の力は、軍事的な手段と結びつくことを通じてのみ、常に政治的なパワーの手段であり続けてきた」(Ibid., p.14. (原 訳 [2011] p.224.))と述べる。

¹⁴⁰ Ibid., p.107. (原 訳 [2011] p.228.)

¹⁴¹ Ibid., p.110. (原 訳 [2011] p.235.)

¹⁴² Ibid., pp.114-7. (原 訳 [2011] pp.243-50.)

¹⁴³ Ibid., pp.110-4. (原 訳 [2011] pp.235-42.)

¹⁴⁴ Ibid., p.114. (原 訳 [2011] p.243.)

¹⁴⁵ Ibid., p.111. (原 訳 [2011] pp.236-7.)

¹⁴⁶ Ibid., pp.111-2. (原 訳 [2011] pp.237-9.)

の議論を引用し、彼らのなかに明確に見出される、保護貿易などを通じた「経済自立国家」の推進と「軍事力」の増強との密接な連動性について指摘する¹⁴⁷。

上記の議論のほかにも、彼はまた、「経済ナショナリズム(economic nationalism)が、それを実践する国にとって、必ず有害であると想定することは、全くもって軽率なこと」だと述べ¹⁴⁸、さらに「あらゆる「勢力」(every Power)が、その歴史におけるある時点で、そして概して長きにわたって、「自給自足の傾向」(‘autarkic tendencies’)に頼ってきた」ことを看破する¹⁴⁹。そうであるがゆえに彼は、19世紀において「自由放任主義」ないし経済自由主義が政治経済思想として支配的であったことの方が、寧ろ「異常」であったとして¹⁵⁰、かつての重商主義、あるいは現代の「経済ナショナリズム」は、国際関係において等閑視できないパワーと経済の論理を提起していると議論するのである。

以上のカーの議論を総合すると、国際関係における「パワーとしての経済」は、とくに二つの関連する視点を国際社会論に提供することになる。その第一は、「国際社会の秩序を保つ制度」として「経済的な国家の自立」が考えられうることであり、そして第二は、その「制度」はまた、「国家の軍事的伸張」をもたらすことである。両者は歴史的に、かつ現代でも容易に観察されうる現象である。前者は国際社会の秩序維持において必要であるとされるが、後者は「戦争の準備」という国際社会の秩序を攪乱しうる問題を生じさせる。両者の矛盾は解きほぐし難い問題であるが、パワーとルールとが共存しうる「国際社会」を重要視する英国学派の視座からは、いかに解法を見出すことができるのだろうか。次項では、カーの同時代における経済思想史の概略的な理解を参照して、彼の提示した「国際社会の持続」のための方策について見てみることにしよう。

I.3.3 「政治経済学」への回帰

I.3.3.1 ユートピアニズムとしての「自由放任主義」

「パワー」を構成する要素として「経済」を把握するカーはまた、『危機の二十年』において、両大戦の前後における当時の主要な「経済思想」が、国際関係認識の枠組を形成しており、その認識枠組が国際関係理解としての重大な問題を抱えていることを、繰り返し論じている。

『危機の二十年』にて一貫して提起される枢要な問いの一つは、国家間関係において、「利益の調和」をどのようにして実現するかというものであり、この問いについて、カーは次のように論じている。19世紀以来、とくにイギリスで影響力を有してきた「自由放任による利益の調和」を説く自由放任主義(つまり経済自由主義)を彼はユートピアニズムの思想的基盤として摘出し¹⁵¹、それが、世界中に未開拓の土地などが残されており、植民地政策が行われた、領域的な「市場と経済の持続的な拡大」の可能性が確保されていた時代

¹⁴⁷ Ibid., p.111. (原訳 [2011] p.237.)

¹⁴⁸ Ibid., p.53. (原訳 [2011] p.121.)

¹⁴⁹ Ibid., p.54. (原訳 [2011] p.122.)

¹⁵⁰ Ibid., p.107. (原訳 [2011] p.228.)

¹⁵¹ Ibid., ch.4. (原訳 [2011] 第4章)

であったからこそ、成立しえたことを論ずる。だが、20世紀になり領土争奪戦の事態などが生ずると、「市場の領域的拡大」の可能性が減退して、「国際的な利益の調和」はやがて崩壊し、経済力などの「国力」(国家のパワー; national power)を、国を挙げて増強しようとする、「経済ナショナリズム」の現象が世界全体へと拡大していくことになったとされる。そしてユートピアニズムとしての「自由放任主義」の思想に基づいた国際関係理解の前提が、もはやリアリティを失っていることを、カーは炙り出すのである¹⁵²。

I.3.3.2 「国家間の不平等」の認識 — 持続する「国際社会」の論理

カーはさらに、「個人間の調和」を説く自由放任主義や経済自由主義が「国家間の調和」と現実的には結びつかないことを示すだけでなく、さらに彼は、「階級間の調和」を考えるマルクス主義もまた、「国家」を究極的な単位として捉え、「国家間の調和」という問題を取り扱っていないことを¹⁵³、階級還元論的なマルクス主義解釈の立場から批判する。つまり、個人間や階級間ではなく「国家間の不平等」こそが、世界で争乱を生じさせるとされるのである¹⁵⁴。カーは、19世紀の自由主義とマルクス主義という戦間期当時の有力な政治経済思想を取り上げて、双方ともに、国際関係の認識において上記の致命的な誤りを含むものだと批判するのである。

ではいかなる方法によって、「国家間の調和」や国際社会の維持が可能になるのか。その答えとなりうる示唆が、彼が問題視した「国家間の不平等」の視点より「国際共同体」(international community)の持続可能性について考察する、以下の議論に見出される。

彼は、諸国家からなる「国際共同体」において、「(世界)全体の利益」が「部分(国家)の利益」に優先することができない点を問題とし、部分に対する全体の優先は、国際関係のみならずあらゆる共同体や道徳律の前提となる認識であるとする¹⁵⁵。カーは、「道義的な国際秩序」(international moral order)は、パワーの覇権(hegemony)に基礎を置かねば成立しないが、そうした秩序が存続するためには、覇権を有する側の「譲り合い」(give-and-take)や「自己犠牲」(self-sacrifice)の要素が含まれていなければならないと論ずる¹⁵⁶。そして、国際共同体に含まれる各国全てが、国際的な秩序や平和のために「貢献」すべきだとする見解を彼は斥ける。そうではなく、既存秩序より「最小の利益」しか得られない部分(諸国)の側でも寛容になれるほど、同秩序から「最大の利益」を得る部分(諸国)の方が「譲歩」(concession)をしなければ、この秩序(全体)は維持できないと、カーは結論するのである¹⁵⁷。「国家間の不平等」を前提とするがゆえに、彼は、国際共同体(国際社会)を道義的に維持する方法として、「持てる側の譲歩」を論じていたのである。

英国学派の歴史に関するダンの研究でも、「国際社会」の実在性とその意義などを論議し

¹⁵² Ibid., pp.57-9. (原訳 [2011] pp.129-33.)

¹⁵³ Ibid., p.210. (原訳 [2011] p.429.)

¹⁵⁴ こうした視点からのマルクス主義批判は、国内での「権力闘争」の要因への注目などと合さず、「中ソ対立」などの共産主義国家間の紛争を説明する、一つの論理を提供するであろう。

¹⁵⁵ Carr [2001] pp.150-1. (原訳 [2011] pp.316-9.)

¹⁵⁶ Ibid., pp.151-2. (原訳 [2011] pp.320-1.)

¹⁵⁷ Ibid., pp.152-3. (原訳 [2011] pp.322-3.)

ようとするブルらとは異なり、カーは、「国家間の不平等」を強調する国際関係理解に立ち、国家間の大規模な不平等を和らげることができていない既存の国際社会を、擁護しようとはしなかったことが明らかにされている¹⁵⁸。ヘゲモニーの存在を所与の前提として、「国際社会における国家間の不平等」を問うたカーは、「道義」の観点から、既存秩序から利益を得ている側の譲歩によってこそ、国際社会の持続が可能になると論じたのである。

I.3.3.3 政治と経済の分離不可能性 — 「政治経済学」の再考

19世紀以後の自由主義とマルクス主義という二つの経済思想が抱える、国際関係の認識をめぐる問題を析出したカーは、両思想が「政治と経済の分離」を各々の仕方で提起していることを批判する¹⁵⁹。そして、国際関係の認識枠組を糾して、国際政治における「経済」の位置付けや意味を探究するためには、「政治と経済の不可分性」の理解から、18世紀のアダム・スミスらが形成した「政治経済学」(political economy)への回帰が必要であると、彼は主張するのである¹⁶⁰。前節で詳解したブザンの研究においては、マニングやホワイト、ブル、ヴィンセントら英国学派の所謂創始者たちが、「国家のパワー(state power)を下支えするものの一つとして捉える以外には、経済を概して考慮しなかった」と端的に記述されている¹⁶¹。だが、カーの「政治経済の分離不可能性」論では、そもそも「政治的なパワーと分離した経済というものはあり得ない」との理解が導出されているのであって、「国家のパワー」として経済の要素を十分に考察することが、国際関係を理解するにあたって重要であると見做されている。そしてカーは、後の論考『ナショナリズムとその後』(*Nationalism and After*)にて¹⁶²、1945年以後の戦後国際秩序について経済の側面を踏まえ展望し、もはや以前の如き重商主義や自由放任主義に基づく秩序の存続は困難であるとしたうえで、今後、国際関係において「経済ナショナリズム」をいかに統御するのが課題となると論じ¹⁶³、

¹⁵⁸ cf. Dunne [1998] pp.34-6.

¹⁵⁹ Carr [2001] p.106. (原 訳 [2011] pp.228-9.)

¹⁶⁰ Ibid.

¹⁶¹ Buzan [2005] p.117.

¹⁶² Carr, E. H. [1945] *Nationalism and After*, Macmillan, pp.46-7. (大窪愿二 訳 [2006] 『ナショナリズムの発展』(みすず書房) pp.68-70.)

¹⁶³ カーは、19世紀的な経済自由主義(レッセ=フェールの個人主義)に対抗して「経済ナショナリズム」が発展してきたが、今やこれも個人の安全と福祉を脅かす(a threat to the security and well-being of the individual)ようになっていると論じる。そして、こうした大戦間期の経済ナショナリズムに対する批判は、それが用いた手段(このなかには、「単に制限的・侵略的なものにすぎない手段もあったが、国際貿易をはじめて計画化しようとした試みとしては賢明で必要な手段も含まれる」とされる)にではなく、そうした手段が用いられた「地理的境界が狭く、不適當であったこと」に向けられるべきであるとされる。したがって、彼は、「計画的な国民経済が多数並び立つことに内在する、社会的・国際的に崩壊を生じさせる諸傾向への解答は、計画化の破棄ではなく、国家的計画化の多国家的・国際的計画化による強化なのである」(Ibid., p.47)と明確に結論する。カーは「計画経済」の利点を受容し、経済ナショナリズムにより生じうる国家間紛争の危機などに対処するためには、その計画化の「国際化」が必要であると前掲書にて論じており、このような論説を著した以後、彼はとくにロシア(ソ連)研究へと傾倒することになるのである。しかし、経済の計画化に内在する問題が幾重にも見出されている現代において、カーの解答は、考慮に値するが容易に受け取られうるものではない。さらにまた、軍事・政治・経済的な「パワー」を有する諸国家が、互いに「主権」を超えて計画化を行うこと

国際関係における経済とパワーの緊張関係を表出させる経済ナショナリズムへの対応が、世界政治の重要な課題となることを示唆している。

主権国家とその経済的自立は、「国際社会」を安定化させるだろう。だが、まさに「主権」の制度と経済的な「自立」の追求が、「経済ナショナリズム」を介して保護貿易への傾倒や資源・エネルギーの争奪を巡る国際紛争を巻き起こすなど、国家間の連帯や平和的な協力関係を崩壊させる危険性を帯びることになる。また、前節で示された「戦争準備へ繋がりうる国家の経済的自立の追求」の論理は、多国間でのナショナリズムの高揚などを通じて「軍拡競争」や武力衝突の発生に至ることも危惧される。前者の危険性は、「経済」の国家的追求が国家のパワーと結合した際に生じうる国際政治問題(保護貿易や資源獲得競争等の国際紛争)であり、後者の危惧は、「パワー」の国家的追求が経済部門と結合して引き起こしうる国際政治問題(軍拡競争や国際紛争の激化等)であると整理できるだろう。これらの諸問題への危惧からは、国家の主権や政治的・経済的なパワーを前提としつつも、国際紛争のエスカレーションを回避し、国際社会を持続可能にする方法とは何であるのかが問われよう。これらの問いに取り組むためには、カーの「政治と経済の分離不可能性」論で回帰の必要性が示されていた、「政治経済学」について、英国学派が重視するルールと秩序に基づく「国際社会」の視点を伴って再考することが肝要となる。

国家の経済的自立の追求が、国際社会の安定化と不安定化の双方に結びつくという問題に、主権国家から構成される国際社会において、どのように応答することが可能なのか。この問題は、「多元主義的な国際社会のなかで、パワーと経済の関係をどのように考えるのか」という、前節での問いに換言できよう。

次章以降では、まさに経済ナショナリズムの問題を示唆していたメイヨールによる近年の再評価を中心として、英国学派の思想的系譜や伝統における多元主義的な国際社会論の「源流」などとして再検討が行われつつあり、かつ、「国家のパワー」たる国力の理論ないし「経済ナショナリズム」の思想においても、その「源流」として評されうる人物として、A・スミスに先んじて、「政治経済学」を議論していたデイヴィッド・ヒュームに着眼する。

国際社会において、パワーと経済の連関から生ずる、上記の問題をいかに考えることができるのか。次章では、まずメイヨールらの評価を踏まえて英国学派の伝統とヒュームとの関係性を明確化し、Ⅲ章において、ヒュームの法と社会についての哲学を前提として、彼の国際政治経済の理解を分析することで、その考察を深める一助としたい。

は歴史的にも困難が付き纏うものであり、「国際的計画化」がいかに実現可能であるのか、いまは疑問に付されざるをえない。

Ⅱ章 英国学派とデイヴィッド・ヒューム

Ⅱ章 1 節 経験論と「進歩の限界」

ー J・メイヨールによるヒューム哲学の再評価

Ⅱ.1.1 J・メイヨールの「進歩とその限界」論

Ⅱ.1.1.1 メイヨールにおけるヒューム

英国学派における代表的な多元主義の国際社会論を展開するジェームズ・メイヨールは、英国学派的視点から現代の国際政治を議論するにあたって、古典的な英国学派的のワイトやブルらといった論者らが取り立てて考察を深めていなかった思想家に着目する。その思想家とは、18世紀スコットランドの高名な歴史家・哲学者であるデイヴィッド・ヒューム(David Hume)であり、彼の哲学や国際関係理解を、メイヨールは自らの分析枠組の基礎として採用する¹⁶⁴。メイヨールは、自らの研究がヒュームの経験論的・歴史学的方法論を採っていることを認めており、とりわけ現代世界の分析において、ヒュームの思想を基礎とすべきことを説いているのである¹⁶⁵。英国学派的の思考において、なぜヒュームが重要とされるのか。本節ではこの問いに対し、メイヨールの代表的な著作を通じて解答する。

Ⅱ.1.1.2 メイヨールによる「進歩とその限界」論

J・メイヨールは、国際関係理論のほか、ナショナリズムや介入などについての研究を行っているが、なかでも英国学派的の視点に基づきつつ、冷戦後の21世紀からの新しい千年紀を前に、今後の国際関係をどのように見るべきかを論じた著書『世界政治—進歩と限界』(*World Politics: Progress and its Limits*)は、「主権」や「ナショナリズム」、「自決」、「民主主義」、そして「介入」などの現代的で論争的なテーマを取り上げ、「冷戦後に提起されたりべらるな国際社会の変革論に対して、それがどこまで見込みのあるものなのかを検討する」¹⁶⁶ものである。同書の特徴付ける、この国際関係における「進歩とその限界」(progress and its limits)との論題は、英国学派的の再評価を行う研究においても「英国学派的の中心的な問題関心であり続けてきている」とされており、メイヨールはその枢要な論者として挙げられている¹⁶⁷。

メイヨールは、上述の何れのテーマに関しても、その変革には限界があることを示す。彼自身が「日本版へのプロローグ」において要約するところによれば¹⁶⁸、同書は第一に、伝統的な国際関係についての概念は修正されてきてはいるものの、冷戦後も主権国家から構成される国際社会は根本的な変化を迫られてはいないことを指摘する。そのうえで第二

¹⁶⁴ メイヨール, ジェームズ 著、田所昌幸 訳 [2009] 『世界政治—進歩と限界』(勁草書房) pp.53-64. 原著は、Mayall, James [2000] *World Politics: Progress and its Limits*, Polity.

¹⁶⁵ メイヨール [2009] p.54. (Mayall [2000] p.28.)

¹⁶⁶ メイヨール [2009] p.2.

¹⁶⁷ Linklater and Suganami [2006] p.117.

¹⁶⁸ メイヨール [2009] pp.2-3.

に、冷戦後に試みられた改革、とくに民主化は、セルビアやルワンダを具体例とする、数々の倒錯した結果をも生んでしまったことを論ずる。そして、同書では第三に、政治的なレトリックや進歩主義的な願望と、現実の動きや利益の世界とが乖離してしまっていること、さらにその結果、世界政治において危険な断絶が生じているのではないかという推論が示されている。彼は、伝統的なヨーロッパの国際政治において重視され、必要とされてきた主権の理解、すなわち国家における「権力と責任」の結び付きが、「進歩主義」の考え方により危うくなってきていることを危惧する。この実例として、彼は端的に、1990年代前半の国連安保理が、人道的な破局を終わらせようという意向を示しながらも、その「責任」を全うするための手段たる「権力」が実質的には与えられておらず、また危機を解決する真の政治的意志を示すことはなかったということを示している。

II.1.1.3 連帯主義への批判と多元主義の再検討へ

メイヨールは、前章で確認したブルの用語法に従い、非現実的な進歩の要求は魅力的だが問題視される「連帯主義的」(ソリダリスト的)なものであるとし、伝統的な国際社会の「多元主義的」(プルラリスト的)な価値観を、国際政治における規範として支持すべきだと論ずる¹⁶⁹。彼は、冷戦後の諸問題、つまり対テロ戦争に関して発生した米英と仏独の深刻な政治的対立による「多国間協調の危機」や、米国や中東などを事例とする「政治的宗教の台頭」、そして「アメリカの帝国化」の傾向などに潜む、「連帯主義」的問題を示す。

そして彼は、とくに中国やインドなどの新たな大国が勃興しつつある現在、ブルの古典的著作などが論じたような、「多元主義的な国際社会」の理解に表わされる諸国間の関係性が世界全体で優勢となりうる可能性を示唆するのである¹⁷⁰。

II.1.2 ヒューム「国際法」論の現代的評価

II.1.2.1 現代国際社会を分析する理論の探求

国際政治における 21 世紀の諸問題と格闘するうえで、メイヨールは、ブルと同様に、グロティウスの議論を参照しない。しかし、彼が明示するその理由は、ブルとは異なり、グロティウスが「連帯主義」の思想的原点であるためではない。21 世紀においては、17 世紀のグロティウスが前提としていた、「国際関係における人の営みを説明する前提が一変してしまった」ためである。この点について、彼は次のように述べている。

グロティウスの考えでは、国際社会とは、自然法が想定した人類共同体の管理に責任を持つ一種の持株会社のようなものだととらえることができた。だが国家間システムとそれを下支えする実定法が発展したことで、その可能性は一掃されてしまった¹⁷¹。

しかも、現代は「18・19 世紀のヨーロッパ国際政治システムの最盛期とは、多くの点で

¹⁶⁹ Ibid., pp.3-4.

¹⁷⁰ Ibid., pp.4-18.

¹⁷¹ Ibid., p.52. (Mayall [2000] p.27.)

異なっている」とされ、現代は「主権が民族の手に移り、主権が個人の権利によって制約されたこと」により、グロティウスだけでなく、18世紀の代表的な国際法論者であった、ヴァッテルの前提も崩されていることが指摘されるのである¹⁷²。

それでは、ブルが念頭に置いていたこれらの伝統的な国際法論、ないし「国際社会」の思想に代わり、メイヨールはいかなる伝統的思想を自らの研究の主軸に据えるのか。彼の表現に従って換言するならば、「国際社会の存在根拠を確定し、その不易の性質に光をあて、それが近年経験している挑戦を理解するのに役立つようにして、しっかりとした言葉で語る事ができる」ような、いかなる定式化がありうるのか。彼はこの問いへの回答として、デイヴィッド・ヒュームを挙げるのである¹⁷³。しかしながら、ヒュームは18世紀の人物であり、ヴァッテルに先行して国際法や勢力均衡についての論説を遺しており、先に示されていた「前提の一変」に巻き込まれうる人物であると考えられるかもしれない。だが、ヒュームはそうした歴史的な条件に制限されることのない、現代にも通用する国際政治論を展開していたと、メイヨールは評価するのである。彼は、ヒュームを「伝統的思想家のなかで、現代に通じるところがもっとも大きく、それでいて難解ではない人物」と評し、「われわれの道德感覚は、つまるところわれわれの経験を超えることは決してできないという主張をしたヒューム」は、間違いなく大よその哲学者よりも「国際関係の基本的な性格に迫っている」と述べるのである¹⁷⁴。そこでメイヨールは、以下のように記述するのである。

ヒュームの正義に関する三つの基本的ルールは、現在の学界にある大概のものよりうまくできていて、新千年紀に進路を決めるための指針として有効であると思われる¹⁷⁵。

II.1.2.2 ヒューム国際法論における多元主義の国際社会理論

メイヨールはヒュームの国際法についての次の議論を引用して、これが「多元主義的な国際社会理解の古典的擁護論である」と解する¹⁷⁶。

¹⁷² Ibid.

¹⁷³ 前章で紹介したメイヨールの代表的著作の一つである『ナショナリズムと国際社会』(Mayall [1990])においても、二度ほどヒュームへの言及がなされているが、本論で取り扱う『世界政治』におけるような議論がなされているわけではなく、同書では、ホッブズの「自然状態」論との関連(Ibid., p.9)や、アダム・スミスと並ぶ、フランス革命以前に、重商主義の考え方を批判した18世紀スコットランド啓蒙思想のもっとも重要な人物の一人として名前が挙げられている(Ibid., p.74)。詳細な理論的検討が加えられていたわけではないものの、比較的早い段階より、メイヨールがヒュームに注目していたことがここから確認されよう。

¹⁷⁴ メイヨール [2009] pp.53-4. (Mayall [2000] pp.28-9.)

¹⁷⁵ Ibid., p.54. (Mayall [2000] p.28.)

¹⁷⁶ Ibid. メイヨールの同書において紹介されているヒュームの国際法論は、『人間本性論』第三巻「道德について」の第2部第11節「国際法について」(David Hume, *A Treatise of Human Nature* (THN), Book III, Part II, Section 11)からの引用であり、本論でのヒュームからの引用の翻訳は、全て岸野によるものである。

…あらゆる種類の交流(intercourse)において、一つの政治体(a body politic)は一人物(one person)だと考えられるべきであると主張される。そしてこの主張は実際に、別々の諸国家が私人と同様に相互扶助(mutual assistance)を要求し、また同時に、そうした各国の利己心と野心(selfishness and ambition)が戦争と不和(war and discord)の絶え間ない源泉である限り、正しいのである。しかし、国家はこうした点で個人に類似してはいるが、他面では大変異なっている。そのため、各国が別の一般原則により規制され、我々が「国際法」と呼ぶ、新しい一組の諸規則を生出すということは、何ら不思議なことではない。こうした項目の下には、国家の大使らの神聖性、宣戦の布告、有毒武器の禁止のほか、明らかに異なる社会間での交易(commerce)に特有なこのために考案された、その他の種類の義務が含まれるのである¹⁷⁷。

そのうえでメイヨールは、「国家というものが、いわばそれぞれ独自の慣習や習俗をもつ社会をいれる容器のようなものである限りは、諸国はお互いにうまくつきあっていくための共通の慣行やルールを発展させなくてはならない」と論ずる。彼は、「ヒュームの議論がグローバル化した今日にはもう当てはまらないと、不満を口にする人もいるだろう」が、「膨大な法律体系のおかげで、諸国が独自の文化的特異性を維持しながら、諸国の共存や協力が可能になっているという事実を考えると、そういった不満は大して重要ではないだろう」と述べたうえで¹⁷⁸、次のように言明する。

領土保全や国家の独立を定めた国連憲章の 2 条 4 項や、内政不干渉を定めた 2 条 7 項は、人間の解放のまえには単なる障害にすぎないと切って捨てるまえに、それが世界政治で果たしている創造的で建設的な機能を、われわれは思い出すべきだろう¹⁷⁹。

この点を明確に論じるものとして、メイヨールは、再びヒュームの国際法論を引用している¹⁸⁰。

しかしながら、これらの諸規則は自然法につけ足されたものであるが、自然法を全く廃絶するものではない。正義の三つの根本的な規則、すなわち、所持の安定・承諾による所持の移転・約束の履行は、統治者にとっても被治者と同様に義務であるということ、間違いなく断言できるであろう。何れの場合においても、同様の利害は同様の結果を産むのである。所持が安定していないとき、絶え間ない戦争が発生せざるをえない。所持物の承諾による移転がなされないときには、交易(commerce)は不可能となってしまう。約束が履行されないとき、連盟や同盟(leagues nor alliances)は不可能となる¹⁸¹。

¹⁷⁷ Hume, *THN* 3.2.11.1 (SBN: 567) (Mayall [2000] pp.28-9.)

¹⁷⁸ メイヨール [2009] p.55. (Mayall [2000] p.29.)

¹⁷⁹ Ibid.

¹⁸⁰ Ibid., pp.55-6.

¹⁸¹ Hume, *THN* 3.2.11.2 (SBN: 567-8) (Mayall [2000] pp.29-30.)

メイヨールは、上記のヒュームの国際法論が、「主権国家」とその関係をめぐる三つの論点を検討するに際し、有益であることを論じている。その論点とは、第一に、「新国家の建設」の問題である。また第二は、「個人などの非国家主体は国際社会のメンバーと考えられるべきか」との問題であり、そして第三は、「国際社会全体の責任とは何か」という問題であるとされる。そして彼はこの三つの問題に対する解答を、ヒュームが言うところの社会生活における「最低限の正義の原則」に合わせて検討し、これらの問題の解決には、まず以てヒュームが指摘した「所有の安定」・「合意の原則」・「約束の信頼性」という基本的な三つの条件を、最低限満たしていなければならない。メイヨールはこのように論ずるのである¹⁸²。例えば第三の原則に関して、彼は次のように議論している。伝統的な国際社会において、国家は自助原理に従い、各政府が各国の国境内部を外部の攻撃から防衛する責任をもつとされていた。そしてある政府が、自国の利益を攻撃的な手段で自らの管轄権外で追及した場合、まさにヒュームが示した第三の原則たる「約束の信頼性」に基づいて相互援助を約する「反対勢力の連合」が立ちあがることになることになるとメイヨールは論じ¹⁸³、このヒュームにおける原則に、主権国家が伝統的に保持してきたその「責任」と、それを全うするための「手段」についての規則が見出されることとなるのである¹⁸⁴。

II.1.2.3 主権国家の責任をめぐる連帯主義的論理の問題

そしてメイヨールは、冷戦後の「連帯主義者」(ソリダリスト)の議論においては、このヒュームが提示した原則から離れた主張がなされており、またそれが現実のものとなっていることを示唆する。メイヨールは具体的に、国連安保理常任理事国への「平和と安全の責任の委託」などを挙げている。メイヨールは、戦間期の国際連盟による「武力行使禁止」の試みの後、世界中で「全般的な信頼の崩壊」が起きてしまったと述べ、それを克服するために成立した国際連合の安全保障理事会においても、目的を達成するための手段を十分に用意しようとしてこなかった点を指摘する。こうした国家間の連帯に基づく政治の現状を述べつつ、彼は、連帯主義的な論理においては、「誰が負担を背負い」、「誰が最終的責任をとるのか」という、特定の目的や計画をもつ国連のような「連合体」の政治につきまとう二つの基本的問題に、十分な注意が払われていないと論じるのである¹⁸⁵。すなわち、連帯主義的な主張においては、ヒュームの三つの原則から示されていた「各国家が有する責

¹⁸² メイヨール [2009] p.58. メイヨールは、第一の問題について、歴史的には「所有の安定」が伝統的な国際関係の特徴であったとは言えないとしながらも、例えば「脱植民地化」という限定的な定義の下での民族自決の考え方によって、国家による「所有の安定」が可能となっていたことなどについて議論する。また第二の問題については、基本的に非国家主体は「主権国家による法的な保護」がなければ存在しえないものであり、国際社会の最低限のルールに挑戦するものではないと論ずる(Ibid., pp.58-62)。

¹⁸³ Ibid., pp.62-3. (Mayall [2000] pp.35-6.)

¹⁸⁴ ここでの議論からは、また、各国の政府が「各国民を守る責任」を負っており、また各国の政府が互いに国境を承認し「所有の安定」を図り戦争を防止するという、ヒュームの第一の原則が見出されるほか、「合意の原則」に則らない攻撃的な手段による「他国の管轄権の侵害」が問題視されるという第二の原則もまた見出されよう。

¹⁸⁵ Ibid., p.63. (Mayall [2000] p.36.)

任」とそれに関する諸規則が不明確になってしまうことが危惧されるのである。そこで、比喩的にはあるが、メイヨールは次のように述べる。19世紀までの伝統的なヨーロッパ国際政治と冷戦後の国際政治の構造は、「誰が主権者であるか」などの点で大きく異なっていることから、このヒュームの原則などの「古い地図は確かにところどころ擦り切れて」おり、「今では大体の方向を知ることには役に立たない」かもしれない。しかし、このことを認めながらも、彼は「目的と手段」ないしは「権力と責任」の結び付きを不明確にしてしまうことなどといった連帯主義的な論理の問題点を考慮し、ヒュームの原則として見出される伝統的な国際政治の観方について、「それは海に投げ捨てない方が賢明であろう」と述べるのである¹⁸⁶。

以上のように、メイヨールは、ヒュームの国際法論から「多元主義」的な「国際社会論」としての議論可能性を抽出することで、英国学派が唱道する国際関係についての伝統的な見解を現代に再現する思想として、ヒュームの国際法論を高く評価するのである。

II.1.3 経験主義に基づく「進歩の限界」論

II.1.3.1 深慮と道徳的見地のある現実主義

前項では、メイヨールがヒュームの国際法論を高く評価していることを紹介したが、同『世界政治』の末尾において、メイヨールは以下に示す引用部で、端的にはあるが経験主義としてのヒューム哲学についても評価している。メイヨールは、ワイトが提示した3Rつまり「三つの伝統」を、「現実主義」(リアリズム)・「革命主義」・「リベラルな合理主義」という三つの国際社会の解釈に再整理・再定義したうえで、後者二つを「説得力がなく非現実的ないし自己欺瞞的である」として退ける¹⁸⁷。そのうえで、最後に残る「現実主義」に関して、そのうちに「道徳的見地」を含むものこそ¹⁸⁸、国際政治の理論的分析と政策的実践において有用であることが、彼の議論における結論として、以下のように示される。

わたしがかくあるべしと考えている現実主義は、道徳的見地を含むものであり、もしわれわれがそれを無視する場合には大きな危険がもたらされる。現実主義は単なる権力政治と見なされるべきではなく、人間が自分の行動に責任をもつこと、そしてそれが予期できる結果ばかりでなく、意図せざる結果をも生むことを認めるよう求める立場である¹⁸⁹。

以上の引用部に示されているように、メイヨールが重んずる「道徳的見地」を含む現実主義の核心は、いわゆる「力よりも道義が重要である」という立場に収斂されるものでは

¹⁸⁶ Ibid., pp.63-4. (Mayall [2000] p.36.)

¹⁸⁷ Ibid., pp.206-7. (Mayall [2000] pp.154-5.)

¹⁸⁸ 「全く没道徳的で、深慮を用いても穏健化できない権力政治」のみを国際関係に見出すような立場には説得力がないとして、メイヨールは「深慮」や「道徳」を国際政治の中に見出す立場を重要視する(Ibid., pp.207-8.)

¹⁸⁹ Ibid., p.208. (圏点は岸野による) (Mayall [2000] p.156.)

なく、「自らの行動に責任を持つこと」、さらには「自らの行動が意図せざる結果を生む」可能性があることを自覚することである。

そして、同結論部でメイヨールは、こうした「道徳的見地を含む現実主義」の古典的な思想家として、経験的な現実認識の枠組みに則りながら、国際法論に見られる国際関係の「道徳」の論理などを探求してきたヒュームやアダム・スミスらを挙げるのである。

デイヴィッド・ヒューム、アダム・スミス、その他のスコットランド啓蒙主義の思想家たちが、経験的現実を説明する合理的根拠を探しつつも、道徳的論理の分析にも多大な時間を割いてきたのは、決して偶然ではない。うっかりすると致命的帰結をもたらしかねない重大決定にかかわった者で、リスクや蓋然性を無視できる者はいない。この観点からみれば、深慮(prudence)こそが美徳である。深慮がなければ、未来のビジョンはすべて、ありとあらゆる危険がともなうユートピアに墮してしまう¹⁹⁰。

メイヨールは、以上の引用にて示されているように、「深慮」を重視する「道徳的意味も持ち合わせる現実主義」が必要であることを強調するが、しかし、現代において、その現実主義の形成は困難になっているとする¹⁹¹。その理由について、メイヨールは、我々が住む現代世界は「世俗的で民主的な文明」であり、「公共の問題が民主的基準によって判断される文明」であるからだと指摘する。つまり、民主主義の性格上、「短期的考慮」が政治を支配し続けることになってしまうと彼は論じ、こうした今日の民主政治が直面している悲劇は、実は以前の貴族主義の政治よりもはるかに大規模なものなのかもしれないとすら、彼は述べるのである¹⁹²。よって、「短期的視点しかもっていない」¹⁹³とされる民主政治は、リスクや蓋然性などを無視せずに長期的展望に立つ「深慮」を美徳とするような現実主義の政治とは、折り合いがつきにくいことになるのである。メイヨールは、民主化の達成などという「進歩」の考え方を問い直すべきであるとしながらも、「時計の針を逆に回すことができると言うつもりはないし、またそれを望むべきでもないだろう」と述べる¹⁹⁴。民主政治を前提としつつ、それが抱える問題点をいかに克服していくのかが問われていると示唆するメイヨールは、「進むべき道は、われわれの道徳はわれわれの経験を超越してはならないという、ヒュームの断言を時代遅れとして無視することではなく、われわれの経験をわれわれが現在直面している道徳的ジレンマにいかに関係させるかということであろう」と結論するのである¹⁹⁵。

II.1.3.2 英国学派の思考における経験主義哲学

上で引用したように、メイヨールは、『世界政治』においては単にヒュームの名を挙げ彼の思想がもつ意義を自らの結論にて示唆するに留まっていたが、同書の出版後に著された

¹⁹⁰ Ibid., pp.207-8. (Mayall [2000] pp.155-6.)

¹⁹¹ Ibid., p.208. (Mayall [2000] p.156.)

¹⁹² Ibid., pp.208-9. (Mayall [2000] pp.156-7.)

¹⁹³ Ibid.

¹⁹⁴ Ibid., p.204. (Mayall [2000] p.153.)

¹⁹⁵ Ibid., p.209. (Mayall [2000] p.157.)

論文「進歩の限界—英国学派における規範的推論」において¹⁹⁶、同書の議論の根本をなす思想は、「他の英国学派の著作と同様、イギリスの「経験主義」(経験論)である」と論じ、なかでもヒュームの歴史哲学が、自身の議論の基礎となっていることをメイヨールは明示している¹⁹⁷。

同論文にてメイヨールは、「経験主義」(empiricism)が「実証主義」(positivism)としばしば混同されてきたことを指摘する。彼は両者の違いについて、経験主義は「認識論」(epistemology)のうちに含まれるが、実証主義は「方法」(method)であることを挙げる。すなわち、経験主義とは、一種の「知識の身分について説明すること」(an account of the status of knowledge)であるのに対し、実証主義は「資料を整理して、その妥当性を判断するやり方の一つ」(a way of organizing material and judging its validity)であり、両者は異なるものだと言われるのである¹⁹⁸。彼によると、「方法」としての実証主義は、「仮説を証明するための科学的モデル」であり、「理論的推論」(*theoretical reasoning*)と称されるものである。そして、彼は自らの『世界政治—進歩と限界』では、実証主義の方法を一切用いていないと述べて、同書では寧ろ「実践的推論」(*practical reasoning*)に関わる議論こそを展開していたとする。「実践的推論」とは、「異なる帰結についての評価を行う議論」や「行動の影響についての議論」のやり方であるとされ、事実関係やそうした事実の説明を主題とする実証主義の「理論的推論」とは大きく異なり、「価値」や「規範」を主題とし、「とるべき望ましい行動とは何か」などを問うものであるとされる¹⁹⁹。実際にメイヨールは、本章で紹介してきたように、国際政治の分析において、仮説を立てそれを論証すべく事実の因果関係について探り、結論として科学的な「法則」を見出すという、実証主義の方法論を採用してはおらず、主として、「進歩」の考え方に基づいた人々の行動や主張が、国際政治においてどのような結果を招いたのかについて論じており、そうした結果の問題に対して、空想的でない、「経験的に確認できる知識」を基礎としつつ、道徳的見地を伴う現実主義など、別の考え方に基づいて行動することが規範的に求められるのではないかと論じていたのであり、まさに経験主義的な「実践的推論」に基づく議論を展開していたのである。

明確に述べられているわけではないが、こうした実証主義と経験主義との対比において、彼は現代アメリカにおける国際政治理論を念頭に置いているものと考えられる。米国型の国際政治学では、一般に自然科学的な「理論モデル」や方法を重視する傾向があり、メイヨールは実証主義と経験主義とを対置することで、アメリカにおける国際政治理論と自らを含む英国学派の理論との方法論的な相違点を強調していると推測できよう。

II.1.3.3 「進歩の限界」論とヒュームの経験論的哲学

それでは、実証主義的な「理論的推論」と経験主義的な「実践的推論」とを対比させることで、いかなる論点が浮上しうるのか。メイヨールは、この点について、彼の「進歩と

¹⁹⁶ Mayall [2009]

¹⁹⁷ Ibid., pp.210-4.

¹⁹⁸ Ibid., p.211.

¹⁹⁹ Ibid., p.212.

その限界」の議論において一つの結論をなしていた、「行動の結果は予測可能なものばかりではなく、自らが意図してはいなかった結果が起こりうること」の自覚の必要性を挙げて論じていた。つまり、理論的推論からは法則的な「予測可能性」が見出されうるが、経験主義的な「実践的推論」からは、「予測可能」な結果に対して「意図せざる結果」もまた強調されるということである²⁰⁰。メイヨールは、ヒュームの哲学を参照し、彼の著名な因果論や歴史論などを引用・紹介しつつ、歴史における全ての結果は「意図せざるもの」(unintended consequences)である可能性を含んでいるということ、ヒューム哲学を解釈することで析出するのである²⁰¹。彼は、この点を明確に示すとされるヒュームの『イングランド史』(*The History of England*)における著述を引用し、次のように論じている。

『イングランド史』には、意図せぬ結果という原理(the principle of unintended consequences)に基づいた説明が数多くある。ヒュームによれば、歴史が「一般的に知恵と先見のわずかな要素(a small ingredient of wisdom and foresight)と一致する、出来事の大いなる混合体(the great mixture of accident)」を示すものであるということ、歴史の重要性が存するのである²⁰²。

彼はこの観点から、ヒュームの歴史分析の視角や、その背景をなす哲学を評価する²⁰³。そして彼は、方法論的ないし哲学的な基盤としてヒューム哲学を採用していることを論じたうえで、同論文でも、ヒュームの国際法論を再説し、その有用性を概括的に指摘するのである²⁰⁴。

そして、メイヨールは、「進歩」が19世紀にあったような目的論的な力の大半を失ってしまった概念である今、「世界が最もよく進歩する方法」とは何であるかということが問われるとし、この問いに対し、現実主義・合理主義・革命主義の三つの理論的パラダイムは、いずれも満足のいく解答を示していないと論ずる²⁰⁵。そこでメイヨールは、この問いへの解答を模索するために、著書『世界政治』での結論と同様、「深慮」の倫理(an ethic of prudence)を提唱し、その具体的な内実については詳述していないものの、こうした立場を理解するために啓蒙思想全般を参考とすべきであると述べ、唯一、ヒュームの名を参照すべき人物として挙げるのである²⁰⁶。

²⁰⁰ 極めて常識的ともいえる立場での批判だが、こうした英国学派の視座からのメイヨールの議論の意義は、先に示唆したように米国型の理論との対置によって明白となろう。

²⁰¹ ヒュームの因果論に関しては、哲学の領域を中心として膨大な研究の蓄積があり、歴史哲学と因果論の哲学とを容易に接合できるのかどうか、慎重な検討が必要である。本論ではこの問題を取り扱わないが、日本語で論じられた哲学研究からはとりわけ、久米暁 [2005] 『ヒュームの懐疑論』(岩波書店)が大変参考になる。またヒュームが、社会科学の「法則」に関していかなる見解を示していたのかについては、とくに、坂本達哉 [2011] 『ヒューム 希望の懐疑主義—ある社会科学の誕生』(慶応義塾大学出版会)・第1章を見よ。

²⁰² Mayall [2009] p.211.

²⁰³ Ibid., pp.210-1.

²⁰⁴ Ibid., esp. pp.213-4.

²⁰⁵ Ibid., p.225.

²⁰⁶ Ibid., p.226.

メイヨールはヒュームを自らが解釈する彼の哲学の全体像を含めて、高く評価しているが、英国学派のこれまでの諸研究においては、メイヨールと同等の評価がこれまでなされてきたとは言い難い。実際に、メイヨール自身も、「驚くべきことにヒュームは国際社会の研究者から無視されてきた」と述べており²⁰⁷、先にみたブルをはじめとする英国学派の国際社会論や同学派の思想史的研究などにおいて、ヒュームが重要な理論を提示した哲学者として言明されることはなかったと述べるだろう。それでは、英国学派の国際政治理論において、ヒュームはどのように位置付けられうるのか。次節では、この問いを検討する。

II 章 2 節 英国学派の「源流」としてのヒューム

II.2.1 古典的な英国学派におけるヒュームの評価とその批判

II.2.1.1 ワイトによる「現実主義者」としてのヒューム解釈

メイヨールによる高い評価に比べ、英国学派における既存の諸研究のヒューム評価は、概して詳細な検討を加えない、低い程度のものにとどまっていた。その代表とも言うべき評価は、マーティン・ワイトによる「現実主義者」としてヒュームを分類するというものである。ワイトはヒュームについて、彼の勢力均衡論や、国際法論における「国家理性」の議論を中心として部分的に参照し、思想的伝統の分類を行っている。ワイトは国際関係における「力」の側面を重視する「現実主義者」としてヒュームを分類しており²⁰⁸、その哲学をホッブズやマキャヴェリ、グロティウスなどと並びうるほどに重要視して分析しているわけではない。ワイトがこうした評価に至った主因としては、ヒュームは今日の国際政治学において、メイヨールが引用する「国際法」の議論ではなく、彼の「勢力均衡」論において、寧ろ高名であるということが挙げられる。彼の勢力均衡論は、国際政治学の諸研究において度々言及されており、時世の政治的パンフレットだけとしてではなく、古代からの歴史をみて勢力均衡を論ずる点などから、「疑いなく、勢力均衡というテーマについて最も有名な理論家」などとも称され²⁰⁹、勢力均衡論の歴史を論ずる際に頻繁に参照されてきた。これは、ワイトだけでなく同じく英国学派のハーバート・バターフィールドが、メイヨールのような評価を加えることなく、勢力均衡論に関する議論にて端的にヒュームに言及していること²¹⁰などとも関連しているであろう。

それでは、こうしたワイトによる「現実主義者としてのヒューム」との解釈と、前節で示されたメイヨールによるヒューム評価は、いかにして理論的に調停されうるのか。

II.2.1.2 ワイトの評価に対する E・v・d・ハールによる批判

ワイトは現実主義者としてヒュームを理解し、メイヨールのように仔細なヒューム哲学

²⁰⁷ メイヨール [2009] p.54. (Mayall [2000] p.28.)

²⁰⁸ cf. Wight [1991] pp.4, 13, 17, 165, 171, 247, 267.

²⁰⁹ Wright, Moorhead (ed.) [1975] *Theory and Practice of the Balance of Power 1486-1914: Selected European Writings*, J.M.Dent & Sons LTD, p.59.

²¹⁰ cf. Butterfield and Wight (eds.) [1966] ch.6.

の紹介と評価を行うことがなかったが、近年、このワイトの解釈を批判し、メイヨールと同様、英国学派の伝統に類する重要な思想として、ヒュームの法と政治の哲学を解釈する研究が、「古典派自由主義」の国際関係理論などを研究するエドウィン・v・d・ハールによって提示されている²¹¹。ハールは、ワイトが示した「現実主義者としてのヒューム」という評価を批判し、ヒュームの国際政治理論をワイトの「三つの伝統」における代表的な国際関係についての見解と比較して解釈している。ハールは自らの研究において、アダム・スミスやルートヴィヒ・フォン・ミーゼス、フリードリヒ・ハイエクらの、いわゆる「古典派自由主義」(classical liberalism)の思想がこれまで国際関係論の研究において注視されてこなかった点を批判し、彼らの理論を国際関係の視点から読み解いている。そして、古典派自由主義の思想史的系譜における重要な理論家の一人として、最初にハールが取り上げる人物こそ、デイヴィッド・ヒュームなのである。ハールは、ヒュームやスミスらに代表される古典派自由主義者が、英国学派が論ずる「多元主義的なグロティウスの伝統」と非常に近似した国際関係認識を示していたと解し²¹²、英国学派は、自らの思想史的系譜を確認するために、また同学派の議論をより深めるためにも、スコットランドやオーストリアなど、より多くの国々の思想家に目を転ずるべきであると論じているのである²¹³。

II.2.1.3 「国際社会論」の伝統へのヒュームの再定位

ハールは、「国際法」のほか、国家間の貿易や戦争などの議論を通じて、ワイトの解釈を斥け、ヒュームが、「国際社会論の伝統」(the international society tradition)、ないしは「多元主義的なグロティウスの伝統」(a pluralist Grotian)に即する人物であることを析出する²¹⁴。

ハールは、ワイトの示した「三つの伝統」とヒュームの議論とを比較対照し、ヒュームは、現実主義的なホブズ主義的伝統と革命主義的なカント主義的伝統の双方と異なる、「独立した国家からなる国際社会」を肯定的に描き出す、「グロティウスの伝統」の国際関係論を展開していたと解釈する。そのうえで、ハールは、ブルの提起した「連帯主義」と「多元主義」の二つの国際社会論を踏まえ、ワイトの「三つの伝統」の思想分類に従えば、ヒュームはグロティウスの伝統に位置付けられるが、しかしヒュームは連帯主義的な主張ではなく、「多元主義」に基づいた国際社会論を講じていたものと理解するのである²¹⁵。

²¹¹ Haar [2008]; Haar [2009]

²¹² なお、ハールは、ヒュームの国際関係論が英国学派の国際社会論と親和的であるとしながらも、ヒュームを古典派自由主義者として把握して、国際関係の議論に関しても、「個人の自由」の擁護が主な目的とされていたと解釈している。しかしながら、こうした「自由」を基軸とするヒューム解釈が妥当であるかどうかについては定かではない。例えば、ヒュームの政治哲学における「自由」の意味が一義的ではなく、極めて重層的な意味内容を有していることを指摘する、極めて緻密な分析を加える重要な研究として、森直人 [2010] 『ヒュームにおける正義と統治—文明社会の両義性』(創文社)を参照。

²¹³ Haar [2009] pp.156-7. ちなみにここでの指摘からは、英国学派がイングランドの思想的伝統と、例えばそれ以外のウェールズ・スコットランド・アイルランドの様々な思想や哲学とを、それぞれどのように遇しているかを検討する必要性などが見出されよう。

²¹⁴ Haar [2008] p.240; Haar [2009] p.54.

²¹⁵ よって、ハールが解する「多元主義的なグロティウスの伝統」とは、ワイトの「三つの伝統」

ハールによれば、ワイトが現実主義者とヒュームを解釈した原因はヒュームのテキスト全体を斟酌しないことにあったとされ、彼のテキストを広範に見渡すことにより、ハールは上記のヒューム解釈を提示する²¹⁶。そのうえでハールは、英国学派の国際社会論を再考するにあたり、既存の研究では詳細に取り扱われてこなかったヒューム国際政治理論が²¹⁷、欠くことのできないものであると論ずるのである。

II.2.2 ヒュームにおける多元主義の国際社会理論

II.2.2.1 再解釈されるヒュームの主権国家・勢力均衡・帝国・戦争の論説

メイヨールは国際法論を中心にヒュームを取り上げたが、さらに進んでハールは、勢力均衡論を含むヒュームの国際関係認識の全体像を析出する。ハールは、メイヨールの解釈と同様に、まずヒュームが「主権国家」を議論の出発点としており、国際政治の中心的なアクターとして主権国家を把握する国際社会論を展開していたことを示す²¹⁸。

ハールは、加えて、ヒュームの「勢力均衡」論が、ワイトが現実主義的な伝統における勢力均衡論の特徴として論ずる「自国勢力の拡大」などを企図するものではないことを指摘する。寧ろ、「反対勢力に対して、自らの好戦的な企図を実現するような巨大な勢力による支配を阻止すること」こそが、ヒュームが論じた勢力均衡の中心的な目的であったと、ハールは解するのである²¹⁹。つまり彼の理解においては、ヒュームが論じた勢力均衡政策の目的とは、「互いに独立した主権国家」から構成される「国際社会」が、古代ローマ帝国をモチーフとする「世界帝国」などという「巨大な覇権的勢力」の出現によって破壊されることの阻止にあったと考えられているのである。

さらにハールは、ヒュームの「戦争」や帝国に関する議論にも触れる。ハールによると、ヒュームは「戦争を不可避と見る」こともあり、ヒュームの議論においては、例えば他国の自由を脅かす国家に対する戦争は正当化されたと解釈される。しかしそうした場合でも、ハールはヒュームが「限定戦争を望んでいた」と解釈し²²⁰、ワイトの言う「現実主義者」の伝統における「戦争や征服の肯定的議論」とは一線を画するものと解している²²¹。また、アメリカの独立に賛意を示すヒュームの書簡などから、当時のブリテンの対外政策

論とブルの二つの国際社会論とを総合し組み合わせた思想分類によるものであり、ブルの言う「連帯主義としてのグロティウス主義」とは異なるものであることに注意されたい。

²¹⁶ 但し、ワイトはヒュームを「現実主義者」と分類しながらも、「ヒュームの政治理論は合理主義的伝統とも親和性を持つ」と述べている(ワイト [2007] p.355)。ヒュームを含め、ワイトは多くの論者における伝統の重なり合いを指摘し、「三つの伝統」の均衡について論じており、これは、思想解釈の点においては誠実な態度として評価されるであろうが、ここからはかえって彼が示した「三つの伝統」なる思想分類それ自体の意味が問われることになるだろう。

²¹⁷ なお、国際関係論におけるヒューム研究がこれまで進んでこなかった理由について、ハールは「現在、ヒュームは哲学著作において有名あり、そのことは国際政治の論点に関するヒュームの考えが見過ごされ、誤解されてきたことの一つの理由であろう」(Haar [2008] p.225)とも述べている。

²¹⁸ Haar [2009] pp.42-6.

²¹⁹ Ibid., p.47.

²²⁰ Ibid., pp.47-9.

²²¹ Ibid., pp.52-4.

を含め、「帝国化」について彼は否定的であったとされる。

II.2.2.2 ヒュームの貿易理論とカント主義的伝統との距離

国際交易(貿易)についての議論でも、ヒュームは、重商主義者の思想を批判して、自由貿易に肯定的な評価を下していたとの解釈に則り、独立した国家の間での自由貿易が齎す利点とともに、帝國的拡大政策が齎す経済・財政上の問題をヒュームが論じていたことを、ハールは指摘する²²²。

加えてハールは、ヒュームがカント主義的伝統とは異なる国際関係の認識を示していたことを論ずる。ヒュームが、貿易によって齎される各国の政治経済的な利点を示すと同時に、諸国家間の交易が、「国家にとっての国際的なパワーの拡大」へと直結するものとして論じていることをハールは紹介し、貿易論におけるヒュームの現実主義者に接近した国際政治経済理解を見る。そのうえで、さらにハールは、「商業を通じて恒久的平和に至る」というカント主義的な見通しをヒュームは持っていなかったと解釈する²²³。

II.2.2.3 多元主義的な国際社会としての「ヒューム的世界」

以上のヒュームにおける国家・勢力均衡・帝国・戦争・貿易に関する諸論説の解釈からハールは、ヒュームが、現実的な人間本性ないし国際関係の理解を示すものの、ワイトが規定するところの現実主義者の伝統において論じられる、「絶え間ない闘争」の状態としての世界像とは距離を置いた国際関係認識を持っていたこと、また、それとともに、国際的な領域において人間を進歩させる「改善」の機会は、カント主義的な革命主義者の伝統における理解とは異なり、限定されたものと考えていたことを析出する²²⁴。

したがって、ハールによると、「ヒューム的世界」とは「国際法によって規則化される、独立した国家からなる国際社会」であり、「国際法による国際秩序の維持」を達成するためには、「勢力均衡」もまた重要であるような世界であるとされ²²⁵、ヒュームの論じた戦争や帝国・貿易などの議論は、そのような世界を擁護し促進するものであるとされる。

そしてハールは、「ヒューム的世界(The Humean world)はグロティウスのなものであり、それは自然法を補完する基本的な国際法によって規律された、独立国家からなる国際社会を伴うような世界である」としたうえで²²⁶、「ヒュームによると、諸国家からなる社会の内部では、国際的な正義の観念がきわめて重要なものであるとされる」と論じる。さらに、「人々の基本的な利害というものは、国際的な領域でも変化しないので、所有権に対する敬重がなければ、戦争が規範(the norm)となってしまう」と、ハールは上のヒューム理解を通じて述べるのである²²⁷。

ハールは、ワイトが示していたようにヒュームを「現実主義者」と評価すべきではなく、「明らかに、多元主義的なグロティウス主義者と考えられるべきである」と結論している。

²²² Ibid., pp.50-1.

²²³ Ibid., pp.50-1, 54.

²²⁴ Ibid., p.52.

²²⁵ Ibid.

²²⁶ Haar [2008] p.238.

²²⁷ Ibid., p.231.

よって、英国学派の視点からメイヨールが重視したヒュームの国際法論を見据えて、国際政治経済についてのヒュームの著述全体を再確認するならば、ワイトによる「現実主義者(マキャヴェリ主義者)としてのヒューム」との評価は、テキストの一部のみを取り上げたもので解釈上妥当ではなく、ハールの言う「多元主義的なグロティウスの伝統に位置付けられるヒューム」との評価が、妥当と見做されるのである²²⁸。

II.2.3 英国学派における「ヒュームの伝統」

II.2.3.1 ヒュームにおける多元主義的な国際関係認識

ハールは「多元主義的なグロティウスの伝統」としてヒュームの国際関係認識を解するが、その「多元主義」は、論説「技芸と学問の生成と発展について」におけるヒュームの次のような言明から象徴的に引き出されている²²⁹。同論説では、国家が分散割拠する多元的国際関係が、学問や技芸の生成と発展を促したと議論されており、ここに、多元主義的な国際社会の構造に対するヒュームの肯定的な評価が表れているとされる。

この論題において私が示したい次なる発見は、近接しているが互いに独立した諸国家が、通商と政策とによって結合していることほど、技芸(politeness)や学問(learning)の生成にとって、より好ましいことはないという事実である。そうした近接する諸国家間で自然に生ずる競争(emulation)は、明らかに改善の源である。しかし私がとくに主張したいことは、そのように国家の領域が制限されていることが、権力と権威の双方に抑制(stop)を与えるという点である²³⁰。

このヒュームの著述は、彼の国際関係認識を見るうえでしばしば言及されるものである。例えば、「英国学派と多くの点で共通する認識を持っていた」とも評される²³¹、至極著名であった日本の国際政治学者たる高坂正堯もこの部分を引用しており、上記の引用部から特徴的に見出されるヒュームの思想が、18世紀ヨーロッパにおける思想の特性としての

²²⁸ とくに国際法論から、ヒュームの国際関係についての観方を抽出するにあたり、ヒュームの道徳哲学を研究する J・L・マッキーもハールと同様の解釈を提示している(Mackie, J. L., [1980] *Hume's Moral Theory*, Routledge, p.117)。マッキーは、ヒュームの国際間正義論について論じるなかで、「主権国家はホッブズの戦争状態にあるわけではないが、それらはこうした戦争状態と完全な正義の体系との間の中間的な状態の下にある」と述べており、英国学派の議論に即せば、ヒュームの国際関係理解はワイトのいう「ホッブズの伝統」と「カント的伝統」の中間に位置付けられることが論じられていると言えよう。

²²⁹ Haar [2009] p.54.

²³⁰ Hume, David, "Of the Rise and Progress of Arts and Sciences" in *Essays, Moral, Political and Literary*, p.119. なお、ヒュームの『論集』(*Essays*)からの引用は、Liberty Fund より出版されている Eugene F. Miller 編の *Essays* に所収のものを底本とし、頁番号などもそれに準ずる。訳文は岸野による。訳出に際しては、田中敏弘訳『ヒューム政治経済論集』(御茶の水書房)および『ヒューム道徳・政治・文学論集』(名古屋大学出版会)、小松茂夫訳『市民の国について』(上下全二巻)(岩波書店)、そして田中秀夫訳『政治論集』(京都大学学術出版会)を参考にした。引用文中の括弧は岸野によるものである。

²³¹ 細谷 [1998] p.262.

「多様性への愛」を顕著に示すものであったと解している²³²。

II.2.3.2 ブルの多元主義的な国際社会論と「ヒュームの伝統」

さらに、ヒュームはこのように多元主義の国際社会論を展開していたと評価されるだけでなく、寧ろ英国学派の議論の基礎を提供する思想家であったことを、ハールは指摘している。ハールは、とりわけ英国学派の第一世代において、ヘドリー・ブルが最もヒュームと共通する理論家であると述べる。「多元主義的な国際社会論の諸特性を理論化したブルは、「ヒュームの伝統」(Humean tradition)の下にあった」と主張したとしても誇張にはならないと、ハールは論じているのである²³³。

とくにハールは、ブルがヒュームと同様に、社会的秩序を維持するための自然法を価値あるものと見做し、国家を国際関係における主要アクターとして見ていたことを指摘する²³⁴。そしてハールは、ヒュームの正義論にて示される「三つの基本的な自然法と国際法」とその目的が、ブルが論じていた「社会の三つの目標」と極めて類似していることを示し²³⁵、ヒュームとブルの理論における共通項を明確化する。

ブルは、自らの国際社会論での「社会生活における秩序」の議論において、メイヨールも挙げていた、「所有の安定」・「合意の原則」・「約束の信頼性」というヒュームの「三つの基本的な国際法ないし自然法」の議論と類比的な目的を確かに掲げている。ブルは、「社会生活の条件の一つであるだけでなく、その条件そのものであるような主要な基本的目標」を「あらゆる社会は、承認し、それを推し進めるような配置を具体化している」として、

²³² 高坂正堯 [1978] 『古典外交の成熟と崩壊』(中央公論社)・第1章。なお高坂は同書にて、ハールのヒューム理解と親和的な解釈を提示している。古代ローマ帝国のような世界的君主国家(世界君主国; universal monarchy)を批判するヒュームの勢力均衡論での記述から、「ヒュームが勢力均衡原則によって得ようとしたものは、まったく明白である。それは平和ではなかった。彼が勢力均衡原則に求めたものは一者による他のすべてのものの支配、すなわち世界帝国が成立しえないという保証であった」と述べる。そして、「近代ヨーロッパは多様な存在であり、それが与える自由と活力が近代ヨーロッパに力を与えて来た、というのが近代ヨーロッパの支配的な考え方であった」としたうえで、「ヒュームが『芸術と学問の勃興と発達について』で論じている次の文章は、なぜ彼が勢力均衡体系を選んだかというより深い理由を示していると言えるであろう」と論じ(Ibid., pp.12-14)、本論で先に示した引用部を紹介している。また、上の高坂の指摘のみならず、ヒュームの勢力均衡論についての主要な各種先行研究においても、ヒュームが「世界君主国」に対抗するための「戦争」は否定してはならず、世界的な「平和」のために「勢力均衡論を積極的に唱えていたわけではない」という点については、概ね一致が見られる(cf. 竹本洋 [1990b] 「D.ヒュームの『政治論集』にかんする試論 (2)」『大阪経大論集』197号, p.32; 高橋和則 [2003] 「国際秩序思想としての勢力均衡—思想史的考察—」『法學新報』110巻3・4号; Whelan, Frederick G. [2004] *Hume and Machiavelli: Political Realism and Liberal Thought*, Lexington Books, p.133; 森直人 [2006] 「十八世紀ヨーロッパに関するヒューム国際関係認識の二面性について」『調査と研究』32号, pp.44, 49)。この点からは、ヒュームが「戦争」をどのように認識していたのか、戦争は「社会」や「秩序」などどのように理論的に結び付けられるのかが問われるであろう。こうした問いに関する一考察として、拙稿「デイヴィッド・ヒュームの安全保障理論」(日本イギリス哲学会・第43回関西西部会 研究例会報告・要旨)『イギリス哲学研究』第34号(2011年)、pp.141-2を参照。

²³³ Haar [2009] pp.54-5.

²³⁴ Ibid., p.55.

²³⁵ Ibid.

「とくに、三つのそのような目的が挙げられうる」²³⁶と論ずる。それは次のようなものである。

第一に、あらゆる社会は、結果として死や肉体的危害をまねく暴力に対して、ある程度、その心配がなく、生命が保全されることを確保しようとする。第二に、あらゆる社会は、いったん結ばれた契約が遵守され、いったん約束した合意が実施されることを確保しようとする。第三に、あらゆる社会は、物の所有が、一定程度で、安定であり続け、絶えず続く際限のない挑戦にさらされることのないことを確保するという目標を追求する。社会生活における秩序とは、社会生活のこのような基本的な・主要な・普遍的な目標を維持する人間活動の様式のことを意味している²³⁷。

ブルは、この三点を「生命・信義・財産の価値」と要約したうえで、「三つの目標すべてが、「基本的な」ものであると言えるかもしれない。暴力に対する安全の確保や、合意の遵守、所有の安定といった期待が相互にまったく存在しない個人や集団の群れは、およそ社会とはほとんど言えないからである」²³⁸とする。そして、「また三つの目標は、「普遍的な」ものでもある。現実のあらゆる社会は、それらの目標を考慮しているように思われるからである」²³⁹とも論じているのである。

II.2.3.3 英国学派の「源流」としてのヒュームの伝統

以上の議論は、ブルにおける国際社会の理論的出発点であり、英国学派の多元主義的な国際社会理解の基礎を提供するものである。この社会的目標の分析についてブルは、「こうした分析には多くの典拠がある」としつつ、具体的に H.L.A.ハートを注で挙げているのみであるが²⁴⁰、しかし、上述した「三つの目標」論の引用部において、「言うまでもなく、ヒュームその他の人々が論じてきたように、社会が感じる所有の安定化という必要性は、条件つきである」²⁴¹と論じており、よって、ブルがヒュームの議論を意識していることは疑いえないところであろう²⁴²。

かくして、ヒュームの国際関係論が英国学派の伝統と親和的な思想であっただけでなく、寧ろ、とりわけ多元主義的な国際社会を理論化する英国学派の「源流」をなすヒュームの哲学から、英国学派の国際社会理論を再検討あるいは再構築しうる可能性が、前節で詳解したメイヨールのヒューム評価と、ハールが示したブルの国際社会論とヒューム正義論の共通性ことから展望されうるのである²⁴³。

²³⁶ Bull [2002] p.4.

²³⁷ Ibid.

²³⁸ Bull [2002] p.5.

²³⁹ Ibid.

²⁴⁰ Ibid., p.309, n.2.

²⁴¹ Ibid., p.5.

²⁴² cf. 河村 [2010] p.210.

²⁴³ ブルのこうした議論に対して、国際関係における秩序を論ずる際、「ブルはこうした社会の三つの基本的目標を超越したものをどう取り扱うのか」という批判がある。つまり、ブルが示す社会の三つの抽象的な基本的目標ではなく、寧ろ人々はより具体的な問題、例えば「誰の生

それでは、ブルの理論的出発点と共通性を有するヒュームの正義論は、いかなる社会と法の論理を提示しているのか。そして、ヒューム正義論は、英国学派の理論探究において、どのような含意を示唆するものであるのか。次節では、これらの問いについて検討する。

Ⅱ章 3節 国際社会の基礎理論としてのヒューム法哲学

Ⅱ.3.1 ヒューム法哲学における「社会と正義」の論理

Ⅱ.3.1.1 社会のための正義 — 人間本性・社会・「自然法」

ヒュームの法哲学(正義論)は、共通利益の一般感覚たるコンヴェンションを基礎とする「人為的徳」の議論であり²⁴⁴、既存の諸研究ではその原理や彼の立論の思想的・理論的含意などが詳解されてきた²⁴⁵。前節でみたメイヨールの著作『世界政治—進歩とその限界』

命財産が、いかなる暴力から守られるのか」、「どのような内容の契約がいかに締結されるのか」、そして「財産の安定によってどの人々がどの人々よりも、より多くの利益を得ているのか」などの問いを重要とみなすであろうとされ、その場合、ブルの理論における出発点が全く堅固でない可能性がある指摘されているのである(ex. スガナミ [2001] p.207)。こうした批判は当然、ヒュームの議論にも該当しよう。スガナミが批判するように、確かに「社会や政治の目的は歴史的に動的に捉えられるべき」であろう。しかしそうした具体的な目標の設定は、ヒュームやブルらのいう社会を秩序化する「三つの基本的目標」の上においてのみ成立しうることに注意すべきである。とくに、ヒュームは「正義」の基底をなすものとして、社会の必要性和「社会の維持」を繰り返し論じている。自然法論で彼は、「所持の安定」・「同意による所持の移転」・「約束の履行」という三つの自然法と、社会の平和や安全保障とを結びつけ、「これら三つの法の厳格な遵守に、人間社会の平和(peace)と安全の保証(security)が完全に依存している」と論じ、「人間の安寧(well-being)にとって社会は絶対に必要であり、社会を支えるために先の三つの法が同様に必要なのである」と述べている(Hume, *THN* 3.2.6.1 (SB: 526))。また、こうした「社会の必要」と社会による「安全保障」がヒュームの正義論において基底をなしていることは、自然法のみならず、法やその運営、および議会制定法などに関するヒュームの見解にも共通して表れている。彼は「人々の安全こそ、最高の法である」と述べ(Hume, *EPM* 3.32)、制定法・慣習法・判例・類推などといった「それらすべてに帰される極限の目的は、人間社会の利益と幸福である」としている(Hume, *EPM* 3.35)。また、「ただ人間社会が必要であることからのみ」、国王・議会・裁判官などの「そうした諸制度すべてが生じているということ、誰か知らぬ者などいるだろうか」とも論じており(Hume, *EPM* 3.43)、ヒュームは「社会を支えるために正義が必要であることが、正義という美德のただ一つの基礎である」と結論しているのである(Hume, *EPM* 3.48)。さらにまた、本章3節にて詳解するように、ヒュームは、「必要性」に呼応して「義務」が成立・強化する可能性を含意する正義論を展開しているのがあって、これら三つの基本的な自然法や、その国家間におけるバリエーションとしての国際法が成立した上では、条件に応じて、「社会を支える」という目的に資する新たな具体的な規則が生成されうるのが、ヒュームの議論において示唆されているのである。

²⁴⁴ ヒューム道徳論で取り上げられる「美德」(virtue)は、大きく「人為的徳」(artificial virtue)と「自然的徳」(natural virtue)の二種類に分けられている。「コンヴェンション」(convention; 「黙約」とも訳される)と経験を通じて漸進的に成立していく徳である「正義」は、「人為的徳」として他の美德から分離される。なお、ヒュームが議論する「コンヴェンション」の概念と理解については、プーフENDORFの理論との類似性や関連性が指摘されている(cf. esp. 桜井徹 [1988] 「ヒュームにおけるコンヴェンションの概念」『一橋研究』13(2))。

²⁴⁵ ヒュームの正義論については、哲学・倫理学(Mackie [1980]; Harrison, Jonathan [1981] *Hume's Theory of Justice*, Clarendon Press)や、法哲学・法思想史(esp. 桂木隆夫 [1988] 『自由と懐疑—

が取り上げていたように、ヒュームが論じる「正義」の内実は、とりわけ、「所有の安定」・「同意による所有の移転」・「契約の履行」についての三規則、すなわち、三つの基本的な「自然法」(laws of nature)と、その「自然法」を大規模な文明社会においても人々が恒常的に遵守することを支える「統治機構」(government)への人々の「忠誠」(allegiance)、および統治機構間で成立する「国際法」(laws of nations)などである。

ヒュームは、人間本性と自然環境の諸条件によって正義が必要となると論じるが、その議論は、「個人にとっては「社会」が必要」であり、「「社会」の維持には「正義」が必要」となることを表すものとして、要約可能である。個人が社会を必要とする主たる根本的な原因は、ヒュームによると、人間の内的および外的条件にあるとされる²⁴⁶。人間の内外における「二つの自然(自然環境と人間本性)の限界」²⁴⁷を打ち破る唯一の方法こそ、人間が集まって「社会」(society)を作り維持することである。「社会」の形成により、各人は自身の本性的・能力的限界を克服し、人間が置かれた状況下の限界を乗り越えることが可能となるとされる²⁴⁸。

しかしながら、社会形成の後も、「他者に対し各人の寛仁が制限されている」という人間の本性が、新たな問題を引き起こす²⁴⁹。

ヒューム法哲学の構造とその生成』(木鐸社); 桜井徹 [1988]; ホーコンセン, クヌート 著、永井義雄・市岡義章・鈴木信雄 訳 [2001] 『立法者の科学—デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学』(ミネルヴァ書房); 下川潔 [2005] 「ヒュームの正義概念と近代自然法学の伝統」『人文』4号; 下川潔 [2007] 「ヒュームと近代自然法学の変容」『法哲学年報 2007』(有斐閣)、経済思想・社会思想史(esp. 森 [2010]; 坂本 [2011])、あるいは政治哲学(esp. Whelan, Frederick G. [1985] *Order and Artifice in Hume's Political Philosophy*, Princeton University Press; McArthur, Neil [2007] *David Hume's Political Theory: Law, Commerce, and the Constitution of Government*, University of Toronto Press; Hardin, Russell [2007] *David Hume: Moral and Political Theorist*, Oxford University Press)などの多岐に亘る諸分野・領域において、様々に研究が進められている。

²⁴⁶ 「この地球に棲息する生物のなかで、一見したところ、人間ほど自然が過酷に扱っているものは他にないと思われる。自然が人間に負わせている、限りない欠乏や必要という点と、そうした必要を負わされていることから解放し楽にしてくれるような手段を、自然が不十分にしか与えてくれないという点とから、そう思われるのである」(Hume, *THN* 3.2.2.2)

²⁴⁷ この限界とはすなわち、「人間が望む全てのものを、自然は提供していないが、自らの望みが全て叶えられないことに対し人間の本性は寛容でないこと」、そして「他者に対する寛仁・寛大さや心の広さに限界があること」である(cf. Hume, *THN* 3.2.2.18)。

²⁴⁸ 「ただ社会のみが、人間が自らの欠点を補うことを可能にし、そして人間を他の生物と等しいところにまで持ち上げることや、他の生物に優位することさえ可能にするのである。…社会は、三つの不都合を解決する救済策を提供する。個人の力能(forces)を連結させることにより、我々の力(power)を増大させる。分業(the partition of employments)により、我々が出来ること(ability)を増やす。そして相互援助(mutual succour)により、我々は運命や偶発的な出来事にさらされるのが、より少なくなるのである。このようにして付け加えられた、「力能」(force)・「出来ること」(ability)・「安全保障」(security)によって、社会は有利なものとなるのである」(Hume, *THN* 3.2.2.3)

²⁴⁹ 「どんな人物であれ他の誰よりも自己を愛するものであり、また他者に対する愛情にかんしてみると、自らと関係のある者やよく知っている者に、最も大きな情感を生むものである。そのため、こうしたことは必然的に情念における対立や、結果として生ずる行動における対立を生み出す。これらの対立は、新しく設立された結合関係にとって危険なものとなりうるのである」(Hume, *THN* 3.2.2.6)

・・・財物の増進は社会の主要な利点であることと同様に、財物の所持の「不安定性」(*instability*)と財物の「希少性」(*scarcity*)は、社会を妨害する主要なものなのである²⁵⁰。

社会は人間本性が有する自然的欠点を補い、各人や社会全体の富を拡大させる。だが、各人の財産となる「所持品」の不安定性と希少性は、「他者に対する寛仁の限界」なる人間本性からして、社会内での争いを生む。「富をめぐる各人の間での争い」に歯止めをかけるため、通常の約束やホップズらが理論化した社会契約とは異なる、共通利益の一般的感覚たる「コンヴェンション」(*convention*)が成立し²⁵¹、云わば狭義の「正義」たる²⁵²、所有権に関する「自然法」が作り出されるようになったこと、そして自然法という正義が社会の設立において最も必要であることを、ヒュームは論じるのである²⁵³。財産をめぐる争いが社会不和を起こす重大問題であり²⁵⁴、所有権を確定して所持をめぐる問題を解消するための諸規則、つまり基本的な自然法によってこの争いに終止符を打つことは、社会の維持・平和にとって必須となるのである。

社会の必要から成立する「正義」たる自然法は、社会を維持するという「当該社会の全メンバー」に共通した利益を実現するものである。正義の形成過程を説明する、ヒュームの「コンヴェンション」の論理において²⁵⁵、以下のように「社会の全構成員」の利害一致が正義形成の原初的ステップとして示されている。

²⁵⁰ Hume, *THN* 3.2.2.7

²⁵¹ 「コンヴェンション(*convention*)は、「約束」(*promise*)という性質のものではない。と言うのも、「約束」自体ですら我々が後で見ると、人間のコンヴェンションから生ずるからである」(Hume, *THN* 3.2.2.10)

²⁵² 本論では、ヒュームの『人間本性論』での分類に従い、統治への「忠誠」や国際法なども、「正義」の概念の範疇に含まれると解し、自然法は根幹的な正義であるという点で「狭義」の正義であると理解する。だがヒュームが議論の随所において自然法を指して「正義」と呼んでいることから、例えば森の研究では、自然法と正義とを同一視し、統治の議論と明確に概念を峻別している(森 [2010] 巻末注記 p.16)。

²⁵³ 「所有の区別と所持の安定のためのコンヴェンションは、すべての事情のうちで、社会の設立にあたって最も必要なことであって、この規則を確定し遵守する取り決めがなされた後には、完全な協和や調和を安定させるためになすべきことは、殆どあるいは全く残っていないのである」(Hume, *THN* 3.2.2.12)

²⁵⁴ 「救済策は、自然から来るわけではなく、「人為」から来るのである。すなわちより適切に言えば、情感(*affections*)における不規則性や不具合の救済策を、人間の判断や理解のうちに、自然が供給しているのである。というのも、人間は社会での初期の教育から、社会から帰結する無限の利益に感づくようになっており、またさらには交友や会話に対する新たな愛情の感を獲てしまっているからである。そして、社会を乱す主要なものは、我々が外的と呼ぶ財物から生ずること、つまりそうした財物が固定され難いものであり、容易に人から人へと移り変わりうるものであることから生ずることであると、我々が見出すとき、こうした財物を、可能な限り心身がもつ不動性や不変性と同じくらい強固な足場におくという救済策を、人々は探さねばならないからである。この救済策はコンヴェンション(*convention*)という方法によるしかない。それは、外的な財物の所持に安定性を与え、すべての者に自らが運(*fortune*)や勤労(*industry*)によって獲得したものを平和裏に享受させたままにしておくために、社会の全構成員が結ぶものである」(Hume, *THN* 3.2.2.9); cf. Hume, *THN* 3.2.2.7

²⁵⁵ Hume, *THN* 3.2.2.8-9; cf. Hume, *EPM* Appendix 3.7

コンヴェンションとは、単に共通利益の一般感覚(a general sense of common interest)のことである。この感覚は社会の全ての構成員(all the members of the society)が互いに表しあうものであり、またこの感覚が社会の全構成員に対し、ある規則によって自身の振舞いを規制するよう仕向けるのである²⁵⁶。

ヒュームの正義理解は、「社会を構成する全てのメンバー」が、「共通利益」についての全般的な感覚の表示に基づいて、互いが規則に従うよう仕向ける「コンヴェンション」の成立を基礎とするものである。この正義の理解は、正義の諸規則が、その成立時点から、当該社会の全構成員に共通して例外なく普遍的に適応されることを意味する。そしてまた、「コンヴェンション」に基づく正義の規則は、幾度かの「規則違反の不都合」を当該社会の人々が経験することを経て、徐々に力をもつようになるとされる²⁵⁷。経験に基づく進化的過程を辿ることで、「偏愛」などとして表現しうる人間本性の一般的・自然的な傾向性に背馳して、社会の全メンバーに対し正義が不偏的に適用されるようになるのであって、これは、正義概念の根幹に関わる特質であることを示すものである。

坂本の研究でも強調されているように²⁵⁸、ヒュームは、「単独の行為がそれ自体有徳」と見做される「自然的徳」の場合とは異なり、「人為的徳」たる正義の「ある単独の行為は、それ自体としては、公共善(the public good)に反することがしばしばありうる」²⁵⁹と述べる。例えば、自然法たる所有権規則に即するならば、裁判官が貧しい人間から物を取り上げて富める人間に与えることもあれば、放蕩者に勤労者の成果つまり財産を与えることなどが起こりうるものであり、これらの事例は「公共善」とは対立する。しかし、ヒュームは続けて、「行為の一般的なスキームあるいはシステム(a general scheme or system)において、人類が一致することによってのみ、正義は利点をもつ」と論じ、「法と正義のスキーム全体が、社会とあらゆる個人にとって有益である」と明示する²⁶⁰。すなわち正義とは、その「一般規則」の厳格な執行により、「行為全体のスキームやシステム」として機能することで有益なものとなるのであり²⁶¹、部分的には「公共善」と対立する場合もありうるものとされるのである²⁶²。このことこそ、深慮や節制などといった「自然的徳」ではなく、自然法などの正義が、「コンヴェンション」を通じて、人為的なしかたで主体間のシステムとして構成されていく「人為的徳」たる所以である。

それでは、公共善に反することを含意する、一般規則たる「システムとしての正義」が、なぜ肯定されるのか。ヒュームはこの点について、次のように議論している。

²⁵⁶ Hume, *THN* 3.2.2.10

²⁵⁷ Ibid.

²⁵⁸ 坂本 [2011] pp.83-4.

²⁵⁹ Hume, *THN* 3.3.1.12

²⁶⁰ Ibid.

²⁶¹ 「もし全体のプランやスキームが市民社会の維持にとって必要であり、また大部分において、善の収支(the balance of good)が悪のそれによりも上回っているのであれば、それで十分である」(Hume, *EPM* Appendix 3.6)

²⁶² Hume, *THN* 3.2.2.22

もし人々が、他の全ての事柄と同様に、社会の法(laws of society)について自由に行動してよいとするならば、殆どの場合、彼らは個別の判断によって行動するだろう。そして彼らは、問題の一般的な性質とともに、人物らの性格や事情を考慮に入れるだろう。しかし、このことは、容易に見出されるように、人間社会における無限の混乱を生み出すだろうし、また何らかの一般的で不変的な原則(some general and inflexible principles)によって抑制されなければ、人々の貪欲と偏愛とが、即座に世界を無秩序の状態にするだろう。それゆえに、このような不都合を見て、人々はそうした原則を定立したのであり、悪意や好意および私益や公益についての個別の見方によって変動させられうるものがない、一般規則によって自身らを抑制することに同意しているのである²⁶³。

すなわちヒュームは、「一般規則」としての正義が必要とされる理由について、「社会の混乱」や無秩序化を阻止することを挙げているのであって、「社会の必要性」から、正義の根本的な特性が論議されているのである。ヒュームはまた、具体的な自然法の規則や原則に関しても、終始一貫して「社会」の維持という正義の目的を基礎として議論している。例えば、自然法という正義が「何故、所有権に関するものであるのか」、その理由については、「所持物の篡奪」のみが「社会を端的に破壊しうる」ためであると論じている²⁶⁴。また所有の安定が必要とされながらも²⁶⁵、「厳格な所有権の固定化」ではなく、「所有の同意による移転」を認める規則が成立する理由として、「規則の厳格化が寧ろ暴力を招来させてしまうこと」への危惧が挙げられている²⁶⁶。かくして、彼の正義論で中核的に論じられる、「自然法」(狭義の正義たる基本的な三つの法規則)は、「社会の平和や安寧」などと結びつけられて、次のように総合されるのである。

これら三つの法の厳格な遵守に、人間社会の平和(peace)と安全保障(security)とが完全に依存している。…人間の安寧(well-being)にとって社会は絶対に必要であり、社会を支えるために先の三つの法が同様に必要なのである²⁶⁷。

ヒュームは、人間の生活においては社会が必要であり、「社会の平和と安全」は自然法の厳格な遵守に基づくことを説く。こうした「社会の必要」と社会のための正義の必要性は、自然法のみならず、法やその運営、および議会制定法(実定法)などに関するヒュームの見解にも、共通して表れている。彼は諸々の法や規則・司法制度についての議論において、「人々の安全こそ、最高の法である」²⁶⁸と述べ²⁶⁹、実定法・慣習法・判例・類推などの、

²⁶³ Hume, *THN* 3.2.6.9

²⁶⁴ cf. Hume, *THN* 3.2.2.7

²⁶⁵ 「所持の安定に関する規則の確立は、たんに人間社会にとって有用であるだけでなく、絶対に必要でさえある」(Hume, *THN* 3.2.3.1)

²⁶⁶ cf. Hume, *THN* 3.2.4.1

²⁶⁷ Hume, *THN* 3.2.6.1

²⁶⁸ Hume, *EPM* 3.32

²⁶⁹ 正義論に係わる著作以外でも、例えば『政治論集』に収められた論説「絶対服従について」

「すべてに帰される極限の目的は、人間社会の利益と幸福である」²⁷⁰と述べる。そして彼は、「ただ人間社会が必要であることからのみ」、国王・議会・裁判官の「諸制度すべてが生じているということ、誰か知らぬ者などいるだろうか」²⁷¹と論じ、「社会を支えるために正義が必要であることが、正義という美德のただ一つの基礎である」²⁷²と結論するのである。こうした、「社会のための正義」の必要性を軸とする正義論解釈からは、ヒュームが「何故、正義概念を外的事物の所有の問題に縮小化したのか」という自然法学の歴史上の問いに対しても²⁷³、一定の見解を提示することができよう²⁷⁴。

II.3.1.2 社会のための統治 — 政治社会と「統治機構」

ヒュームは、統治機構(政府)の起源と原理についても、「正義の遵守」を困難にさせる²⁷⁵「人間本性の近視眼的な傾向性」²⁷⁶が発現しうる社会、あるいはまた換言すると、「大規模

において、ヒュームはラテン語の法格言を引用しつつ同じ著述を展開している(*Salus populi suprema Lex, the safety of the people is the supreme law.* (Hume, “Of Passive Obedience” in *Essays*, p.489))。ラテン語の引用については、本論で参照した『道徳原理探究』(Hume, *EPM*)のテキスト编者であるピーチャムも编者脚注にて、ケケロ『法律について』(*De Legibus*)の第3巻3部8からのものと推定している。

²⁷⁰ Hume, *EPM* 3.35

²⁷¹ Hume, *EPM* 3.43

²⁷² Hume, *EPM* 3.48

²⁷³ cf. 坂本 [2011] pp.65-7.

²⁷⁴ 「ヒュームにおける正義概念の縮小化」を指摘する下川潔の研究では(下川[2007])、外的事物の所有権に正義の主要対象を絞り込むヒュームの論法が批判的に検討されている(下川[2005])。本論の見解によると、ヒュームは「社会を混乱させる最大問題」を問い、その答えとして「外的事物の所有の問題」を挙げていることから(Hume, *THN* 3.2.2.7)、正義がそもそも「社会安定化」の方策として捉えられていることが明らかとなろう。そしてそれゆえに、個人の内心や身体については、それらの個別の侵害が当該の個人自身や特定の間人間関係を害しうるものであったとしても、ヒュームが述べるようにそれらの侵害の動機は「外的事物」の場合ほど大ではないため、即座に社会全体の混乱には直結しないと考えられうることから、正義の対象としては考慮されていないものと説明できよう。さらにまた、この見解に立つならば、個人の内心や身体への侵害問題を扱う「刑法」の議論において、ヒュームが、犯罪者の処罰を社会の便益に基づく「正義の停止」の事態(Hume, *EPM* 3.10)として記述した理由や、「正義」の概念について外的事物の所有や契約の問題を扱う「民法」の議論においてのみ展開した理由を理解することができるであろう。

²⁷⁵ 「あらゆる人々は、平和と秩序の維持のために、正義が必要であることを分かっている。また社会の維持のためには、平和と秩序が必要であることも分かっている。だが、こうした強力で明白な必要性があるにもかかわらず、われわれの本性は何と弱く歪んだものであることか！まさにそのような本性の弱さや歪みは、人々が誠実かつ誤りなく正義の道を歩き続けることを不可能にする」(Hume, “Of the Origin of Government” in *Essays*, p.38.)

²⁷⁶ 「正義」を無力化し社会を無秩序なものとする原理として、「時間的・空間的に隔たったものよりも近いものを選びがちである」という人間本性の傾向性をヒュームは挙げている(Hume, *THN* 3.2.7.2)。なお、こうした人間本性の原理は、ヒューム哲学の全体において基底をなす、「印象と観念」の区別や「遠近」の差異などといった諸議論に連続しているとも考えられよう。ヒュームが、認識論や情念論のみならず道徳論や正義論においても頻繁に用いている、「自己と対象との距離」の遠近により、ある力が自然に変化するという主張は、「遠近原理」とも称することができるかもしれない。とりわけ正義ないしコンヴェンションの成立の論理と連関する偏愛すなわち遠近の作用については、Hume, *THN* 3.2.1.18, 3.2.2.6, 3.2.2.8-9などを参照のこと。また、情念論における「偏愛や遠近の原理」に関する議論は、Hume, *THN* 2.3.7.1-3お

で洗練された社会」²⁷⁷においても、「社会の維持のための正義」の遵守を保全・持続させることを²⁷⁸、その議論の基礎に据えている。政府つまり「統治機構」(government)とは、かような「政治社会」(国家)において、その「社会の維持」のために発明されたものであると、ヒュームは論じるのである²⁷⁹。

ヒュームは、人間本性の傾向性が正義の遵守を困難にさせるとともに、それ自体が寧ろ救済策を生むと論ずる²⁸⁰。それは、「我々のおかれた事情や状況を変えて、正義の法の遵守を各人にとり最も近接した利害とし、それらの違反を最も隔たった利害とすること」である。だが、この方法は、全人類に対しては適用不可能であって、「正義の執行を直接の利益とする者」にのみ限られる。よって、こうした条件に該当する少数者が、統治機構における政務官・国王とその大臣・統治者や支配者などと呼ばれ、彼らは国の大部分に対して無差別的(不偏的)であり、不正義の行いには何らの利益ももたないか、隔たった利益しかもたないとされる²⁸¹。つまり、ヒュームによると、人間本性に内在する近視眼的で偏愛的な傾向性から正義の遵守には限界が生ずるが、その傾向性がまさに正義の執行を司る統治機構を成立させるのである²⁸²。

よび Hume, *THN* 2.1.11.1-8 を参照。

²⁷⁷ ‘large and polish’d societies’ と表現される(Hume, *THN* 3.2.8.5)。

²⁷⁸ 人間本性の傾向性は、個人間の自然法のみによって社会の秩序を維持し続けることを困難にし、まさにこの点から、統治機構を有する政治社会たる国家が存在するようになる。「隔たったものよりも近いものを好むという、私が見つ傾向をあなたも持っている。それゆえ、あなたも私も不正義の行いへと自然に誘致されてしまう。あなたの具体例は、私に模倣をさせることで、私を不正義の道へと押し進める。そしてまた、他者が放縦の状態にあるのに私が独りで厳しい抑制を自分に課したとしても、それは私の誠実さ(integrity)が馬鹿を見るだけだということ、あなたの行いが私に示すことにより、衡平(equity)に違反する新しい理由を私に与える」(Hume, *THN* 3.2.7.3)のであり、また「もしあらゆる人が、常に、自身を正義や衡平の遵守に拘束する強力な利益を認識するほどの聡明さを有しており、そして現在の快や利益の誘惑に抵抗して、一般的かつ隔たった利益を一貫して頑なに守ることに十分耐えられるほどの心の強さを有しているならば、その場合には、統治機構や政治的社会などというようなものは決して存在しなかつただろうし、各人は、自身の自然的自由に従って、完全な平和と他者との調和のうちに暮らしていることになるだろう」(Hume, *EPM* 4.1)と、彼は論じている。

²⁷⁹ cf. Hume, *THN* 3.2.10.16

²⁸⁰ Hume, *THN* 3.2.7.5

²⁸¹ そしてそうした人物らは、現在の社会的地位に満足しているため、社会にとって不可欠な、あらゆる正義の執行に直接の利益をもつとされる。「ここに統治機構やそれに対する忠誠の起源がある」と述べられるのである。さらにこうした少数者は、「自らの振舞いに際して正義の規則を履行しよう心が傾くだけでなく、他者も同様の規則に拘束させて、衡平が指令するもの〔正義〕を社会全体に強制するように心が傾く」のであり、よって正義を判定し、執行する司法権などが成立することになるとされる(cf. Hume, *THN* 3.2.7.6)。

²⁸² 統治機構が必要とされる実際の契機についてヒュームは、「戦争と内戦」の論理から説明している。ヒュームによると、自己から遠ざかるにつれ他者への寛仁が制限されていくという偏愛的な人間本性の傾向性からして、「同一社会内での団結」は容易いとされる。「見知らぬ者との戦い」つまり「戦争」は、すぐに自分の不利益になるわけではないため起こりやすいが、戦争が始まると、「各人の生命」という最大の価値があるものを賭けなければならなくなる。すると、各人は最良の武器を求めて取り合うという争いを起こし、また我先にと戦線を離脱する口実を考えようとする。こうしたことから、社会間の「戦争」が引き金となって社会内の「内戦」が発生する。そしてここに、戦時の軍事的指導者による「統治」の必要が生じるとされるのである(Hume, *THN* 3.2.8.1-2)。

また、統治機構を成立させる原初的動機とされる「安全保障と保護」の利益は、個人が完全な自由の下にいる場合には決して獲得出来ない利益であると言及される。ヒュームは、統治機構設立の最初の動機であり、統治機構に我々が従う源泉でもある利益は、「我々が政治社会において享受するが、我々が完全に自由で独立しているときには決して得ることの出来ない、安全保障と保護とにあるもの」と述べるのである²⁸³。またヒュームは統治機構への抵抗についても、社会の必要性の視点から論じている。ヒュームは、「統治機構は社会という利益のために人間が発明したものに過ぎない」と述べ、「統治者の暴政がそうした利益を除去してしまうときには、統治への忠誠という自然的責務もまた除去される」と論ずるのである²⁸⁴。そして、自然法と統治の関係についてもヒュームは、統治機構の主たる目的は「自然法の遵守」にあるとして、統治への「忠誠」なる「市民的義務」は、自然法における「自然的義務」に結び付いているものだとされるのである²⁸⁵。

したがって統治機構は、自然法の「正義」の延長において存在し、自然法に基づく社会の存立を安定化させるために、統治機構への忠誠なる政治社会における正義が必要になると、ヒュームは議論しているのである。

II.3.1.3 国際社会のための法 — 国際社会と「諸国家の法」

では、「国際関係における法」について、ヒュームはどのように捉えているのか。彼は、先述の如く、個人間の「自然法」と政治社会における統治機構の理論を示したのち、統治が成立した国家の間において「諸国家間の法」(the laws of nations)つまり「国際法」が成立しうることを論じ、そして当該法規則の具体例として、大使の不可侵性・宣戦布告・有毒兵器禁止などを列挙する²⁸⁶。続いて、メイヨールが記した引用部の通り、ヒューム自身が提示した三つの「基本的な自然法」に対応する²⁸⁷、三つの「基本的な国際法」が国際関係において利益を齎すことが論じられるのである²⁸⁸。

II.3.2 国際社会における「正義の条件」

II.3.2.1 自然法と国際法の「責務」における差異

ヒュームは、自然法と国際法との対応性を論ずる一方で、統治機構の主権者は、個人間における自然法と同等の「範囲」(extent)の責務を有するが、その責務の「効力」(force)は

²⁸³ Hume, *THN* 3.2.9.2

²⁸⁴ Hume, *THN* 3.2.9.4

²⁸⁵ Hume, *THN* 3.2.8.5

²⁸⁶ Hume, *THN* 3.2.11.1

²⁸⁷ 主要な先行研究でも、国際法はヒュームが議論するところの「自然法」に対応すると解されている(cf. esp. Mackie [1980] p.113; Harrison [1981] p.229)。

²⁸⁸ 第一に「所持の安定」の規則は、「絶え間ない戦争」(perpetual war)の防止、つまり政治社会間の「平和」(peace)を齎すとされる。また第二に「同意による所持の移転」の規則は、国際的交易たる「通商」(commerce)を齎すとされ、そして第三に「約束の履行」の規則は、社会間での「連盟や同盟」(leagues or alliances)の維持、つまり「相互援助」(mutual succour)を実現するとされる(Hume, *THN* 3.2.11.2)。

異なっていると明示する²⁸⁹。そして、正義が齎す利益と連関する当の正義の「自然的責務」(*natural obligation*)は、国家間においては個人間の場合ほど強くはないため²⁹⁰、当の「自然的責務」の弱さに対応して、正義の規則を守るよう促す正義の「道徳的責務」(*moral obligation*)もまた弱いものとならざるをえない。このように論ずる彼は²⁹¹、個人間の場合に比して国家間の法はその責務が弱くなりうること、そしてこれは法の齎す有用性や利益に起因することを、次のように論述する。

だがここに、国家と個人との違いがある。人間は、個人間の社会的協力関係(*association*)がなければどうしても存続することができない。そして、そうした協力関係は、衡平と正義の法に敬意が示されないならば、決して生ずることができないのである。無秩序・混乱・万人の万人に対する戦争が、そのような放縦な振る舞いの必然的な帰結である。しかし、国家は交流(*intercourse*)がなくとも存続できる。国家は一般的な戦争の下でも、ある程度は(*in some degree*)、存続しうるだろう。諸国家間での正義の遵守は有益であるが、個人間におけるほど強烈な必要性によって護られるものではない。そして道徳的責務(*moral obligation*)は有用性(*usefulness*)に比例するのである²⁹²。

ヒュームの国際法論は、彼の自然法論と連関しつつも、国際法が、自然法に比して弱い責務しか与えられない可能性を、以上のように示している。そして、この点は、前節にて紹介したワイトとハールのヒューム解釈の分断点でもある。何故ならば、彼らの解釈上の分断点は、ハール自身が認めているように²⁹³、「国家理性」や「自然法と国際法」の責務の相違という論点に収斂されるためである。そしてこれらの論点を考えるうえで、ワイトとハールがともに引用していた、下記のヒュームによる記述をいかに解釈するのかが問題となる²⁹⁴。

正義の厳格な遵守が、締約当事国の何れかにとりかなりの程度の損害を齎しうるような特定の非常事態には、「国家理性」(*REASONS of STATE*)が正義の諸規則を免除して、条約や同盟を無効にしうるということは、すべての政治家や大半の哲学者らが認めるであろう。…しかし、もっとも極限の必要以外に、個人間の契約違反や他

²⁸⁹ Hume, *THN* 3.2.11.3

²⁹⁰ 「しかし、ここにわれわれは次のことを見出すだろう。異なる諸国家の交流(*intercourse*)は有益であり、必要でさえある時もあるが、それは個人間におけるほどには必要でも有益でもない。個人間では、交流なくして人間が存続することは全く不可能なのである」(Hume, *THN* 3.2.11.4)

²⁹¹ 「それゆえ、異なる国家間の正義の「自然的」責務は個人間におけるほど強くはないため、自然的責務から生ずる「道徳的」責務は、その弱さを分かち合わねばならない。よって、我々は紳士個人が自身の名誉にかけて述べた約束を破る時に比べ、君主や大臣らが他国の君主や大臣らを欺いた時には、自国の君主や大臣らに対して、必然的により寛大な免償を与えねばならないのである」(Hume, *THN* 3.2.11.4)。

²⁹² Hume, *EPM* 4.3

²⁹³ Haar [2009] p.52.

²⁹⁴ ワイト [2007] p.335; Haar [2008] p.231; Haar [2009] pp.45-6.

者の所有権の侵害を正当化しうるものはなにもない²⁹⁵。

上記の引用部からは、「国家理性」の視点から「国際法の限界」をヒュームが認めていたことが判明し、ワイトが論じていたように「現実主義」の伝統とヒュームが親和的であるように一見思われる。しかしながら、ハールはこの「国際法の停止」の論理を「究極的な例外」としてヒュームが論じていることに注意し、常に国家理性が国際法を停止できるとする、マキャヴェリ主義的な見解との違いを強調する²⁹⁶。またハールは、ヒュームの勢力均衡論を独立した主権国家からなる国際社会を支えるための政策原理として理解していたが、上に引用した議論はこの見解を補強しうるものである。ヒュームの国際関係認識に関する近年の研究において、上記の国際法論は「勢力均衡の必要」などから論じられたものであるとする解釈が提起されており²⁹⁷、国際法の停止の論理は、勢力均衡を保持するための「同盟の組み替え」の論理などと表裏一体のものと解され、国際法と勢力均衡との協働性が見出されている。然らば、ハールの示した「国際法と勢力均衡の連動による国際社会論」というヒューム解釈は、より理論的に裏打ちされたものとなる。

国際法の有効性と限界性の「二面性」を鋭く指摘する森直人のヒューム研究は、以上の国際法論に、自国の利益たる「自国の統治の安定」と「国際間正義の遵守の利益」との比較衡量を見出し、「統治と正義の衝突」と、その際の国家理性の優先あるいは「統治優先の論理」を析出している²⁹⁸。しかし、こうした国際的正義(法)の二面性をヒュームが論ずる理由は、「個人間」における社会的協力関係の場合と比較すると、「国家(統治機構)間」の協力関係や交流は、必ずしも絶対に必要だというわけではない点にある²⁹⁹。上記の二つの引用部を踏まえて、厳密にテキストの論理展開を追うならば、ヒュームが国際法に比較的弱い責務を認めた理由は、まさに社会の「必要性」が個人間と国家間の場合とでは異なるという原則にあったのである。現実主義者との評価を下したワイトとは異なり、ハールはこの点を斟酌して、自らのヒューム解釈を提示していたのである³⁰⁰。

よって、統治機構間での「国際法」の原理についても、「自然法」や統治への「忠誠」と同様、「社会」(諸国家の交流関係)のために「正義」(諸国家の法すなわち国際法)が必要であるとの論理を、ヒュームは示しているのである。したがって、本論の視座においては、「社会」の必要性に比例してヒュームは、「正義」が必要とされる度合の幅を測定し論じているものと解しうるのである。

²⁹⁵ Hume, *EPM* 4.3

²⁹⁶ Haar [2009] pp.45-6.

²⁹⁷ cf. 森直人 [2007] 「十八世紀ヨーロッパに関するヒューム国際関係認識の総合性について」『経済論叢』179巻2号

²⁹⁸ 森 [2010] pp.133-4.

²⁹⁹ 森の研究がつとに指摘するように(森 [2010] esp. 1章・5章)、ヒュームは、個人間あるいは被治者と統治者間の「相互の利益」が一致することで自然法や統治機構が成立することを、各々別個の利害を想定して論述しており、そのため、「正義」と「統治」の論理を弁別することは解釈上可能であろう。だが本章で概観してきたように、「自然法」・統治機構への「忠誠」・「国際法」など(広義の)「正義」は、総じて人間にとっての「社会の必要」から生ずるとされるのであって、同一の基盤あるいは起源を有する人為的徳である。

³⁰⁰ Haar [2009] pp.45-6.

II.3.2.2 「戦争」と「連邦」の法と社会の論理

しかしながら、個人間と国家間での社会的関係の「必要性」の違いという議論は、「国際関係は常に闘争的なものである」と考える現実主義的な国際関係理解と、やはり大差ないように思われるかもしれない。だが、国際法に続いてヒュームが論ずる、「戦争」時の法や「連盟」あるいは連邦における責務についての議論を見るならば、ヒュームが国内社会と国際関係の二分法を用いて、固定化された「闘争状態」として国際関係を見ているという現実主義者の解釈は困難となる。

ヒュームは、「戦争法」を「国際法の停止」に伴う国家間正義の一種であるとしており³⁰¹、彼はまた、法規・格言・正義と不正義の観念がなければ、人々は「互いに殺し合うこと」(murder each other)も不可能であるとして、平時と同様に戦時にも法が存在し、共通の利害や効用が、関係者や関係諸国家に正邪の判断基準を齎すと議論している³⁰²。彼の戦争法論からは、国際法の停止が即座に「法の停止による社会の不在や無秩序化」を意味するわけではないとする、ヒュームの人間と社会についての理解が析出されよう。加えて、まさに「殺し合い」においてさえ、一定の秩序を要するとの人間本性における根本的な社会需要という³⁰³、ヒュームのアリストテレス的な人間と社会の理解³⁰⁴がここから析出されよう³⁰⁵。「国際法の停止」の論理について、自然法との比較のみならず、戦争法との連関も視野に含めて再考するならば、平時／戦時の個人間・平時／戦時の国家間など、あらゆる社会的な状況や条件に応じて、その状況に即した社会秩序の必要性や利益を基礎とした、様々な正義の法や規則が成立しようと、ヒュームが考えていたことが明らかとなるのである。

実際に、「連邦国家」の場合に関して³⁰⁶、ヒュームは次のように議論している。社会間の連合の諸条件は、「特別の効用」があると連邦内で認識されているため、その諸条件つまり「連邦盟約」とでも言うべき規則の責務に関する違反は、「個人間での私的な権利侵害や不

³⁰¹ 「戦争状態」では、通常正義は両陣営にとって役に立たないために停止され、戦争法(the laws of war)がその代替となるとされる(Hume, *EPM* 3.11)。

³⁰² Hume, *EPM* 4.20

³⁰³ ここで、彼が「殺し合い」(murder each other)と述べている点は注目に値する。つまり、ヒュームは、「相互の利益」を前提として正義について議論しており、一方的な「殺人」(murder)であれば、そこに何らの規則も必要ないということになる。これは、ヒュームが「相互に行為する人間の関係性」という前提のもとで議論していることの証左でもあろう。本論ではこれ以上論じないが、彼の正義論におけるコンヴェンションの論理を解明する場合、この点は無視できないものとなるだろう。

³⁰⁴ なおメイヨールは、「人間は孤独な獣であるというよりも、社会的な存在である」という認識を「アリストテレス的關係」(Aristotelian connection)と解する。そして英国学派が理解する「国際社会」の概念は、このアリストテレス的な人間相互の関係性ないし社会理解を、国際関係へと適用させたものであるメイヨールは論じている(Mayall [2009] p.213)。

³⁰⁵ これはしかし、常に秩序を求めて人々が合意し連帯できるということを意味しない。例えばヒュームは「徳のある人物が悪党の集団に入り込んでしまったなら、正義を尊重することは役に立たなくなると、そうした人物もただ自己保存(self-preservation)だけを考慮して動くようになるだろう」とも論じており(Hume, *EPM* 3.9)、どのような状況下でも相互に法・規則・規範などが生じ秩序が形成されると考えているわけではないと言えよう。

³⁰⁶ ヒュームは、アカイア同盟・スイス連邦・連合諸州(オランダ)などを具体像としている(Hume, *EPM* 4.4)。

正義と同等、あるいはそれ以上に犯罪的と見做されると³⁰⁷、ヒュームは論ずるのである。この議論からは、平時の「国際法」と戦時の「戦争法」との対比だけのみならず、社会間連結の一種の「濃度」に応じた「国際法と連邦盟約」との対比が浮上する。国際法は確かに、戦時などにおいて「国家の理由」(国家理性)によって停止されうる。しかし、国家や社会間における正義は、その社会間の関係が「必要」とされる程度に応じて、上の連盟や連邦の場合のような高い規範性を要求しうることをヒュームは論じているのである。これら国際法・戦争法・連邦盟約という社会間の三種の法とその責務は、まさに当該の「社会」相互(諸国家や諸州)からなる「社会」間連結、云わば「社会間社会」(国際社会や連邦国家)の必要性に比例して成立するのであり、また「社会が必要とされる状況」に呼応し、責務の効力が変化するものとして理解されるのである³⁰⁸。

II.3.2.3 ヒューム法哲学における「正義の条件」 — 社会の必要性に比例する責務

以上に示された見識は、ヒューム正義論の全体において一貫するものである。社会秩序の必要性を基盤としつつ、法や規則が齎す「社会」の維持による利益・有用性・必要性に正義の成立如何や責務の程度が比例していることを論証すべく、ヒュームは種々の状況下の「社会」を想定し取り上げて議論している³⁰⁹。そのうえで、ヒュームは、「衡平と正義の諸規則は、個々の状態や状況に完全に依存するものである」³¹⁰と総括するのである。正義の「状況依存的な可変性」については、既に先行研究でも明らかにされているが³¹¹、こうした「可変性」は、本論での理解に従えば、「社会の必要性」をその原則としていると理解できるであろう。人々の置かれた状況や「社会」の必要性の変化は、「正義の条件」の変化を意味しているのであって、条件の変化に応じて「正義の規範性」の程度が濃淡(gradation)

³⁰⁷ Ibid.

³⁰⁸ 『人性論』での正義論(Hume, *THN* 3.2)を「社会の必要性」の点から要約するならば、次のようになろう。両性の自然的結合による「家族」では、人間本性の仁愛が機能するため正義は必要ではない。しかし家族が寄り集まった部族社会ないし「自然社会」では、仁愛の限界から「自然法」が必要となるが、統治機構を有さずとも持続可能である(Hume, *THN* 3.2.8.1)。ところがさらに巨大な「文明社会」は、自然法を補完する「統治機構」がなければ維持は困難となる。そして統治機構間の「国際社会」では、人々にとって当該社会での交流の必要性が相対的に少ないことを受けて、責務の度合が減じられた「国際法」が成立する。

³⁰⁹ 自然がすべての「外的な便益」(必要物)を提供しており、自らの望みが全て満たされるような幸福な状態では、「正義」という「用心深く、猜疑的な徳」(the cautious, jealous virtue)は夢想だにされなかったであろうと論じられる(Hume, *EPM* 3.2-3)。また、水と空気は人間にとり最も必要なものであるにもかかわらず、それらがふんだんに提供されているために、そこには所有権の規則が適用されていないとされる(Hume, *EPM* 3.4)。そして人々の心がより寛大であれば、所有権や責務などは考えだされなかったであろうし、かくも「拡張された仁愛」により、正義は停止されることになる(Hume, *EPM* 3.6)。なお、家族はその事態に近い具体例であるとされる(Hume, *EPM* 3.7)。さらにまた、社会が最低限必要なものも欠いていて、どのように儉約して勤労をしたとしても、社会の極限の悲惨な状態から救いだせない場合、正義の厳格な執行は停止されうるとされ(Hume, *EPM* 3.8)、実際の「政治社会」でも、犯罪者に対しては「社会の便益」のために、通常の「正義の諸規則」(自然法)が一時的に停止されて、刑罰が執行されていることが指摘される(Hume, *EPM* 3.10)。

³¹⁰ Hume, *EPM* 3.12

³¹¹ 森 [2010] pp.37-45.

をもって変容する余地があることが、ヒューム正義論の全体において承服されているものと解釈されうるのである。

さらに、本論の解釈からは、「必要性」の条件が異なれば、個人間の「自然法」の場合と同等あるいはそれよりも強い責務が付与される法が、社会間でも生起する場合があります。ヒュームが論じていることが明らかとなる。ヒュームの国際法論からは、多元主義的な国際社会の存立を前提としていながらも、国際環境において正義や法を必要とするその「条件」が変容するとき、そうした法はより強い「責務」を帯びることになるという議論が析出できるのであり、そこには連帯主義やカント主義が志す、国際的あるいは人類的な道義に基づく世界平和の理想へ向かう道程もまた、理論上の可能性として秘めているとも解しうる。よって、ヒュームの法哲学を含めた彼の国際関係論とは、主権国家の存立や、勢力均衡論説などに見られる政治的パワーの存在という「現実」と³¹²、現実主義者の言う道徳的見地なき権力政治に留まらぬ、「国際法」や「国際社会」の意義を提示しつつ、またそして「国際正義の拡張」³¹³という「進歩」の可能性をも内包する思想であったと解されうるのである。こうした可能性は、本論でみたメイヨールやハールらの解釈では充分斟酌されていない、ヒューム法哲学の国際関係理論における有意性やポテンシャルを示すものである。

II.3.3 ヒューム法哲学と多元主義的な「国際社会」の理論

II.3.3.1 国際社会理論の「哲学的基礎」としてのヒューム正義論

本節で理解を深化させたヒューム法哲学は、英国学派の理論において、いかなる含意を示唆するのか。本項では、第一に、ブルの多元主義的な国際社会論との関係から、また第二に、ヴァッテルらの国際社会論の伝統における位置付けから、そして第三に、現実主義

³¹² とくにヒュームは、論説「原始契約について」において、「小王国が大帝国へと増大していくことや、大帝国が小王国へと分裂していくこと、あるいは植民地の拡大や、民族の移動により、地球の表面は絶えず変化している。そうしたあらゆる出来事において、力と暴力(force and violence)の他に何が発見されるだろうか。一体どこにあれほどよく語られる相互の契約や自発的な協約があるというのだろうか」(Hume, "Of the Original Contract," in *Essays*, p.471)とも述べており、「力と暴力」が世界史において見出されることを明確に指摘している。ここで注目されるべき点は、ヒュームが「国家や民族の拡張」において、「力と暴力」を見出しているという点である。つまり、帝国や植民地の拡大、あるいは国家の分裂などによって、諸国家からなる多元主義的な国際社会が変容する事態において、「相互の契約や自発的な協約」ではなく「力と暴力」が発見されると論じられているのであって、現実主義者のように国際関係が常に「力と暴力」に支配されているとか、国家間の「相互の契約や自発的な協約」(つまり国際法)が見出されないなどと論じられているわけではない。国境に変更が加えられる事態において、「力と暴力」が常に発見されるという「現実」を、ヒュームは指摘していたのであり、彼の指摘は現実主義的な「パワー」が支配するアナーキー状態の国際関係理解に直結するものではないと言えよう。寧ろ、このヒュームが示した「現実」の認識からは、マキャヴェリ主義(現実主義)的な「国家(帝国)の拡張」やカント主義(革命主義)的な「世界国家の樹立」などが抱えるであろう、国境の変更つまりは主権領域の変容に伴う「実力行使」の問題が浮き彫りになろう。

³¹³ ヒューム自身、直截に、人々が相互の利益になる交流を行うとき、その人々の視野の広さや相互関係の強さに応じて、正義の境界が拡張される可能性を示している(cf. Hume, *EPM* 3.21)。

ないしホブズ主義的な国際関係認識との差異から、その示唆を探ることとする。

「ヒュームの伝統」にあると評されたブルの国際社会論は、あらゆる社会における基本的な「三つの目標」を出発点として組み立てられている。だが、ブルが提示した「三つの目標」について、現代の英国学派研究においては、その「哲学的基礎」が不在であるなどの批判が加えられている。とくに、イギリスにおける日本人の英国学派研究者として著名なヒデミ・スガナミ(Hidemi Suganami; 菅波英美)は、「ブルの議論の出発点には、真剣な哲学的省察(serious philosophical reflection)が欠けている」として、なぜ、ブルが「生命・信義・財産」の諸価値を選んで重視したのか、その根拠が薄弱であると批判している³¹⁴。

こうした批判に対し、ヒューム法哲学は、その「哲学的基礎」を提供しうるものとして再評価されうるであろう。ヒュームは、自然環境における人間の弱さと人間本性における問題を克服するために、個人にとって社会が常に必要であることを示していた。そして、あらゆる人間が逃れられないであろうこの外的・内的条件を議論の出発点として、「社会」を維持するため「三つの基本的な自然法」の必要性を説くヒュームの法哲学は、現代でも該当する正義論の基礎を提供するものである。実際に、例えばジョン・ロールズの正義論も、正義が成立する「環境」について、ヒュームと同様の論理を示していると指摘されている³¹⁵。ブルは、人間にとって社会が必要である理由の基盤にまで遡及して理論を展開してはなかったが、ヒューム法哲学はその理由の基盤を示しており、なおかつその哲学的な基盤より、自然法から国際法に至る様々な社会の正義や法の原理を論ずるものであった。ヒュームの理論を礎石として、国際社会理論を再構築するならば、三つの目標を実現して社会を維持するための「共存のルール」を重要視する、ブルの多元主義的な国際社会理論の「哲学的基盤」が明確化されるであろう。そしてそれとともに、正義の条件たる「社会の必要性」に応じて正義の規範性が可変するとした、ヒューム法哲学の本論での解釈からは、18世紀当時の状況よりもさらに国際的(経済的)な相互依存関係が深化した、現代国際関係の状況において、諸国にとって「国際社会」の必要性が高まることで、さらに「国際法」の遵守が求められるようになる可能性が³¹⁶、提示されうることになる³¹⁷。

ブルを筆頭とする英国学派における国際社会理論では、「国際社会」の構造・機能・歴史をめぐる理論的概念化などに主として論議が特化する傾向にあったと総合できようが³¹⁸、本論で詳解したヒュームの法哲学は、「国際社会」を法に基づいて規律し維持するためには、いかなる条件や状況が必要となるのかを考える際の基礎となる、一つの理論たりうること

³¹⁴ Suganami [2005] p.37.

³¹⁵ ヒュームが論じた「正義の環境」を、ジョン・ロールズ(John Rawls)の『正義論』はほぼ踏襲しているとされる(cf. esp. 飯島昇藏 [2001] 『社会契約』(東京大学出版会)p.110)。

³¹⁶ ヒュームが明言していることではないものの、国際社会の維持が必要である状況において、国際社会の存続に背馳する国際法の停止を主権者が行った場合には、(尤も、常に実態としてそうであるか否かは別にせよ)「違法」の行為であると、国内的・国際的にも司法において判じられようと想定されることが、本解釈から論理的に帰結しよう。

³¹⁷ グローバリゼーションが深化し国際的相互依存関係が複合的に発達した現代世界において、国際的な「法の支配」の高まりは、国際連合や国際司法裁判所などの国際機構の活動を中心に、現実となりつつあると言えよう。本論で解釈したヒュームの法哲学は、この国際的な法の遵守が世界的に拡大し規範性が高まっていく過程について、理論的に説明しうるものであろう。

³¹⁸ cf. Linklater and Suganami [2006] ch. 2.

が示唆されるのである³¹⁹。

II.3.3.2 多元主義的な「国際社会」論の伝統とその再考

本章では、ヒュームが「多元主義的な国際社会論」の思想的伝統に位置付けられうる、重要な論者であることを確認してきたが、英国学派において、多元主義的な国際社会論の代表的理論家は、とくに18世紀・スイス出身の国際法学者エメール・ヴァッテル(Emer de Vattel)であるとされてきた。ヴァッテルが著した『諸国家の法』(原著は *Droit des gens*、英語翻訳版は *The Law of Nations* と題されている)は、現在でも近代的な国際法論の古典として世界的に知られている。

ヴァッテルの理論と対置したとき、ヒュームの国際法論を含む法哲学は、いかなる意味をもつのか。第一に、文献学的な視点からは、ヴァッテルの『諸国家の法』の初版が1758年に出版されたが³²⁰、ヒュームの国際法論が示された『人間本性論』第三巻と『道徳原理探究』は、それに先立つ1740年と1751年に各々出版されていたことが指摘される。確認可能な出版時期の時系列においては、ヒュームの理論がヴァッテルの著作に先行していたことが見出される。また第二に、ヴァッテルの著述が原則として国家と国際関係に焦点をあてていることと対照的に、ヒュームの正義論は、個人間の自然法論を中心とするものであり、国際法はその延長上で議論されていることが析出できよう。よって、ヴァッテルの古典的著作が国際法学上の画期をなすものであることは疑いえないところだが、ヒュームは自然法論と国際法論をより密接させ、人間本性を論ずる哲学の一環として、国際関係の法と社会の論理を明らかにしていたのであり、この点で、「主権国家により構成される国際社会の基本原則」を示したヴァッテルの多元主義的な国際社会理論に対し、ヒューム正義論は、ブルの理論に対してと同様に、その法哲学的基礎を提供しうるものでありえよう。

ヴァッテルに先立って、「諸国家からなる国際社会」の法的原理やその基本的性格に迫るヒュームの法哲学は、自然法学および国際法学における伝統や思想史において、以上の点で然るべき位置付けを与えられうるものであると示唆されよう。英国学派の国際社会理論の「源流」として解されうるヒューム哲学が、グロティウスやプーフENDORFらの国際関係思想や法思想とどのように関連しているのかを探究することは³²¹、思想史研究として

³¹⁹ 不変的な「人間本性」の原理を起点にして、不可分かつ表裏一体のものとして「社会と正義」の連関を解明するヒュームの法理論は、国際社会のみならず種々の「社会」を支える原理とは何かを今日再考するための、強力な一助となろう。

³²⁰ cf. Vattel, Emer de [2008] *The law of nations, or, Principles of the law of nature, applied to the conduct and affairs of nations and sovereigns, with three early essays on the origin and nature of natural law and on luxury*, edited & with an introduction by Kaposy, Béla and Whatmore, Richard, Liberty Fund.

³²¹ ハールも指摘しているように(Haar [2008] p.232; Haar [2009] p.54)、ヒュームはグロティウスとプーフENDORFを学んでおり、彼らの思想から影響を受けているものと考えられる。なお、合理主義者の代表格としてグロティウスを掲げるワイトは、プーフENDORFを「ホッブズの使徒」と呼び、「現実主義者」に分類している。その際、彼は、プーフENDORFを「アナキーな自由という意味で自然法を理解した」「自然法学派の最高峰に立つ」思想家であると述べている(cf. Wight [1991])。ワイトのヒューム評価に対するハールによる批判を踏まえると、このようなワイトのプーフENDORF評価を題材として、ホッブズとプーフENDORFとヒュームの思想的系譜やグロティウスの思想と彼らの国際関係理解の異同等を再考することが可能

の意義を有するだけでなく、「国際社会についての伝統的な思想とは何か」という英国学派の根本をなす大きな問い³²²に対し、新たな検討材料を提供することになるかもしれないのである。

II.3.3.3 国際社会の基礎理論としてのヒューム法哲学の展望

英国学派の国際社会論は、グロティウスやヴァッテルらの思想を参照して展開されてきたが、「社会」の必要性を第一とするヒューム法哲学の解釈によって、国際社会における法システムを、「自己保存の権利」の論点のみからではなく、また「共通の宗教的・文化的な紐帯」の点からでもなく、人間本性における「諸国家からなる社会」(society of states/nations)の「必要性」の点から考えることが可能になる。各国家の自己利害のみにではなく、国際社会の必要性に、国際法の原理が根ざしているということは、ホッブズ主義的な「諸国家の相互行為」の体系としての「国際システム」とは異なる、「国際社会」を基礎とする国際法の原理的理解であることを意味する。諸国家間の利害関係によって国際法が規定されるという認識は、とくに、当の国際法(条約)が「国際社会の存続」にとって必要と目されるものであるならば、ヒューム法哲学を通じて批判されることになる。彼の理論は、現代の社会規範についての哲学やゲーム理論あるいは合理的選択理論などの領域でも知られており、盛んに紹介されているが³²³、それらの諸研究で主たる議論の対象となる、各主体の「利益」の視点のみを基盤として、ヒュームは法や正義の成立を論じていたのではない。本論で確認したように、人間には「社会」が必要であり、ゆえに社会の維持が齎す恩恵という「社会のメンバーに共通する自己利益」を土台とするコンヴェンションによる、社会的規則や制度の形成を、彼は論じたのである。自己利益の論理に先立つ「社会」の必要性

であるかもしれない。第一に、ヒュームとグロティウスとの思想的関係については、次の点が指摘される。それはつまり、ヒュームは、彼の正義や所有権の起源論について、『道徳原理探究』所収の補論の注記にて、「グロティウスの理論と同じである」と述べている点である(Hume, *EPM* Appendix III)。しかし、同箇所ではヒュームが述べている理論の継承は、あくまでも「正義や所有権の起源」に関して、「大筋において」のものであり、しかもグロティウスが「示唆した」ものと同じというだけに過ぎない(この点については、例えば、坂本 [2011] esp. pp.93-4を参照せよ)。第二に、プーフェンドルフとヒュームの法学史における連関について見ると、法哲学における研究では、「言語・私的所有・貨幣・統治支配」というプーフェンドルフの論じた合意による四つの「制度」が、ヒュームのコンヴェンション論において語られていることの指摘がなされており(桜井 [1988] p.38)、プーフェンドルフの「制度」論に見出される「コンヴェンションナリズム」をヒュームは忠実に継承しているとする解釈が提示されている(桜井徹 [2008] 「ゲーム・プーフェンドルフ」、勝田有恒 & 山内進 編著 『近世・近代ヨーロッパの法学者たち—グラウティアヌスからカール・シュミットまで』(ミネルヴァ書房)・所収, p.192)。こうした思想的検討について、本論では深く立ち入らないものの、例えば、自然法学の思想史におけるヒュームの位置付けに関する法哲学の領域における論考(下川 [2005, 2007])などの先行研究の存在に触れておくべきであろう。

³²² これは、ワイトが『外交の探究』の第1章で論じていた、「国際理論とは何か」という大きな問いへと直結する、英国学派における基本的かつ重要な問いである。

³²³ cf. ex. Lewis, David K. [1969] *Convention: A Philosophical Study*, Harvard University Press, pp.4-5; Taylor, Michael [1987] *The Possibility of Cooperation*, Cambridge University Press (テーラー, マイケル 著, 松原望 訳 [1995] 『協力の可能性—協力、国家、アナーキー』(木鐸社)); 飯田高 [2004] 『<法と経済学>の社会規範論』(勁草書房), pp.91-9.

という論理が彼の法哲学に内在していることは、とくに国際関係における法と社会のありようを考えるうえで、重要な論点を提起するであろう³²⁴。

個人間の社会から政治社会そして国際社会まで、あらゆる「社会」に共通する正義や法の原理を論じたヒューム法哲学は、国際関係を国内社会とは異質の「諸国の原理的衝突の状態」として理解することを峻拒し、「社会と正義」の連続的理解とその論理を提起する。そして、ヒューム正義論は、「コンヴェンション」を理論的基礎として組み上げられており、また「統治機構による法の強制」を個人に対する正義の執行確保による安全保障の手段として理解するものである。世界政府が存在しない国際社会において、国家は他国と社会的関係を取り結ぶために国際法を成立させる。そして、国際社会を持続させるための国際法を遵守することは、個人間の社会における場合と等しく、各国政府の責務となるのである³²⁵。こうしたヒューム国際法論とその法哲学は、まさにブルに通ずる多元主義的な国際社会の基礎理論として展開されるものである。

「社会」の必要に応じて「正義」が要求されるとのヒュームの論理は、「国際社会の必要性」が増大することで、国際正義の遵守や拡大が見込まれることを示している。つまり、国際社会が、緻密にネットワーク化し、複合的・重層的に個人や国家が協力しあうようになることで、社会全体の共通利益に適うシステムとしての国際的な法や正義に基づいて、国際社会が深化していく可能性を、ヒュームの理論は示唆しているのである。二国間または多国間の国家間関係や国際機構の枠組などを基礎とする米国型の国際関係理論に対し、世界や「国際社会」の全体像を歴史・哲学・原則・規範などへの着目から包括的に把握しようとする、英国学派のアプローチは、現代世界の複雑なグローバリゼーションの分析に有利であると考えられている。本章で確認したように、英国学派の伝統の源流をなすとも評価される、「社会」の視座を基礎としたヒュームの正義論とともに、彼の国際政治経済論を通じて現代国際関係を考察するならば、グローバル化が進行する国際社会について、「法と社会」の側面および「政治と経済」の側面を総合して、改めて捉え直すことができよう。次章では、本章でのヒューム法哲学の解釈を踏まえ、ヒュームの国際政治経済論について分析する。

³²⁴ なお、ヒューム哲学における「自己利益」の問題に関する最近の論考として、森直人 [2011] 「利己的な情念と利他的な情念—ヒュームと自己利益の問題に関する試論—」『思想』1052号を参照。

³²⁵ 本章でみたヒュームの統治機構に関する理論を踏まえると、統治機構は「自然法の遵守」を最大の目的として設立されるものであり、「自然法」と平行に存立する「国際法」の遵守義務についても、「世界政府」に対してではなく、各国家の「統治機構」に対して、各国国民が要求する責務となろう。こうした国際関係の自然法的理解は、国際関係についての「国内類推」を峻拒すると同時に、国内法と国際法とを主権国家の対内的・対外的責務として一元的に把握する理論的見解の立場であると述べよう。

Ⅲ章 デイヴィッド・ヒュームの国際政治経済論

Ⅲ章 1 節 国際関係研究におけるヒューム

Ⅲ.1.1 英国学派の伝統と理論枠組におけるヒューム

Ⅲ.1.1.1 多元主義の国際社会における政治経済の考究へ向けて

ヒュームは、英国学派の理論枠組において、いかに把握されるのか。前章で詳細に確認したように、ヒュームはワイトの伝統分類において、「現実主義者」として位置付けられていたが、ハールによって指摘された通り、ヒュームを「多元主義的な国際社会論」の伝統に再定位することは妥当な解釈でありうる。英国学派の「源流」をなすものとして、彼の国際関係論や国際政治経済論とそれに関わる哲学を吟味することは、現代の多元主義的な国際社会における政治経済の秩序についての探究となりえるだろう。

以下では、多元主義的な国際社会理解に潜む問題とそのヒュームの応答の可能性を、前章で展開された英国学派の国際社会論におけるヒュームの解釈と評価を再確認することで分析する。

Ⅲ.1.1.2 多元主義的な国際社会の潜在的問題

前章で詳論したように、ヒュームは、国際法論において「国家理性」を登場させ、国家が自らの判断で国際法を停止・破棄することは可能であると論じていた。この議論からは、ヒュームを含む「多元主義」の国際社会論は、結果として、対外的な「主権国家の自由」による紛争の危険性と表裏一体であって、その多元主義の論理それ自体が、「国際システム」として描写される世界と同等の、「国家間の闘争状態」を産出しまうものなのではないかとの批判を招来させるかもしれない。

これは、多元主義の国際社会理解が取り組むべき潜在的問題であろうし、またヒュームの国際政治経済論を讀解するにあたり、ヒュームの理論からはこの問題に対していかなる応答が可能でありうるのか、詳細な検討を開始する前に確認しておく必要がある。

Ⅲ.1.1.3 多元主義的な国際社会におけるヒューム理論の意味

多元主義的な国際社会論者としてヒュームを理解するハールとメイヨールらの先行研究における解釈からは、上記の問題に対し、どのような解答が見出されるのか。以下、この点について見ていくことにしよう。

第一に、ハールの解釈からは次の点が示唆される。ハールは、ヒュームの国際法・勢力均衡・帝国・戦争・貿易の論説などを総合することにより、独立した主権国家からなる、多元主義的な国際社会論を抽出していた。そして、彼の解釈からは、ヒュームに見出される多元主義の国際社会論が、「反=世界帝国」とも言うべき、「勢力均衡政策」や「重商主義批判」などの政治経済論に代表されるように、諸国家間での絶え間ない「相互の独立維持」への注力の必要性にもまた論を割くものであったと理解できる。

第二に、メイヨールの「進歩とその限界」論とそこでのヒューム解釈からは、以下の点が指摘される。メイヨールが議論していたように、連帯主義的な国際社会理解では、国際社会における「責任」の所在を不明瞭にしてしまう危険性があり、多元主義的な独立した主権国家の概念の重要性を説くことは、上述の国際関係における「国家の自由」とともに、「国家の責任」をもまた、強調することになる。

以上の二点を総合すると、国際法が「国家理性」として認める諸国家の自由や、諸国間の相互の対等性を主張しその利点を享受しようとするのみに留まるのではなく、ヒュームは、主権国家がそれぞれ自らの独立を維持し、「国際社会」を持続させていくために、国際法・勢力均衡・貿易政策などを通じて、各国が努力すべきことを説いていたとする解釈の可能性が想起されうる。

こうした解釈は、多元主義的な国際社会論の潜在的問題にヒュームが応答していたことを示すものであり、そして、その問題の発生を回避して多元主義的な国際社会を維持するための方策をヒュームが提起していた可能性を暗示するものである。ハールとメイヨールらのヒューム理解からは、「独立した主権国家」の概念と、現代における多元的な主権国家体制、つまり「多元主義的な国際社会」の秩序を問い直すための視点が、ヒュームの論説を読み解くことで得られうる可能性が見えてくるのである。

それでは、ヒュームは多元主義的な国際社会における政治経済の秩序を維持するために、どのような原理が必要と考えていたのであろうか。本章では以下、国際政治学とヒュームを主題とする経済学の代表的な先行研究において、ヒュームの国際政治経済論がどのような解釈と位置付けを得てきたのかをみたく、ヒュームの国際政治経済論を讀解する。

Ⅲ.1.2 国際政治学におけるヒューム

Ⅲ.1.2.1 ヒュームの哲学と思想についての現代日本における再評価

デイヴィッド・ヒュームは、現代の日本における国際政治学あるいは西洋政治思想史の研究において、例えばホブズやロック、ルソーやモンテスキュー、カントやヘーゲル、ウェーバーやマルクスらほどに、ヒュームは高名ではなく、主として哲学や経済学の領域などにおいて、彼の著作に関する研究が行われてきた。

だが、近年、様々な視点からヒュームの著述に注目する動きが日本においても持続的に活発になりつつあり、政治学を含め経済学・思想史・哲学・倫理学など、多分野での研究が一層進められ、その成果が顕著に示されているところである³²⁶。そして、現在の日本の国際政治学においても、英国学派の研究の翻訳や、同学派の理論と類比的な国際政治思想史の理解などを通じて、その名がさらに言及されるようになりつつある³²⁷。

³²⁶ 象徴的には、雑誌『思想』の2011年12月号において、「デイヴィッド・ヒューム生誕300年」の特集が組まれていることが例示されよう(『思想』(岩波書店)、1052号)。

³²⁷ なお、日本の国際政治学者である中西寛は、本論でみたハールの見解と同様に、ヒュームの勢力均衡論を「合理主義的伝統」として紹介している(中西寛 [2009] 「国際政治理論—近代以後の歴史的展開」、日本国際政治学会 編『日本の国際政治学 1 「学としての国際政治」』(有斐閣) p.27)。当該論文では、ヒュームの議論は「合理主義」に位置付けられ、ヒュームとモン

Ⅲ.1.2.2 古典的な勢力均衡論者としてのヒューム

英語圏を中心とする国際政治学の研究においては、ヒュームの論説「勢力均衡について」がよく知られており、同論説には「勢力均衡論の近代における古典」などの評価が与えられてきた³²⁸。英国学派の論議においても、ワイトやバターフィールドが彼の勢力均衡論に触れるなど、国際政治学において、ヒュームの名はとくに同論説とともに語られてきた。

現代日本では、「勢力均衡はなぜ擁護されるのか」という問題点に着眼する政治思想研究者の高橋和則が、勢力均衡の代表例としての19世紀以後に展開された西洋外交との関わりからヒュームを読み込んだ高坂正堯の論説を重要な先行研究として取り上げつつ³²⁹、国際政治秩序の一構想としての「勢力均衡」への関心から、ヒュームの勢力均衡論を読み解いている³³⁰。高坂の考察は国際政治学の領域からの研究であり、高橋和則の論文は政治思想史の領域からの研究である。両者の研究は分野こそ異なるものの、ヒュームの勢力均衡論を、18世紀当時の時代背景や思想的文脈、および勢力均衡論説以外のヒュームの諸論説を土台にして読み解くことにより、ヒュームが論じた国際秩序構想を明らかにしようと試みている点で一致している。

Ⅲ.1.2.3 日本の国際政治思想研究におけるヒューム解釈

それでは、日本の国際政治思想研究における代表的な高坂と高橋の論考では、ヒュームの国際関係認識はどのように解釈されているのか。高坂は、ヒュームの国際政治認識を、「多様性」の擁護として解釈する³³¹。高橋は、高坂による解釈を肯定し、勢力均衡が齎す「ヨーロッパの自由」の価値観と、勢力均衡を齎す「文明社会」としてのヨーロッパ像とを有する国際秩序構想として解釈する³³²。また両者は共通して、ヒュームは「平和や安全保障」を主眼とした国際政治論を展開したわけではないと解釈し³³³、ヒュームの議論は、「多様性」や「自由」あるいは「文明社会」などのキータームにより表現される、18世紀欧州の国際社会の理想像に基づいた国際政治論の主張であったと結論している³³⁴。これらの理論の解釈に際して、高坂と高橋はモンテスキューら18世紀欧州の他の論者を参照し、均衡の重視といった点などでの、ヒュームの論説との基底的な親和性を訴えている。

高坂と高橋は、ハールと同様、勢力均衡論を読み込むと同時に他の主題の論説を考察し

テスキューの関連性やエドマンド・パークらへのヒュームの思想的継受が示されている。

³²⁸ cf. esp. Seabury, Paul (ed.) [1965] *Balance of Power*, Chandler Publishing, p.32; 高坂 [1978]; Sheehan, Michael [1996] *The Balance of Power : History and Theory*, Routledge, p.4; Paul, T.V., & Wirtz, James J. & Fortmann, Michel (eds.) [2004] *Balance of Power: Theory and Practice in the 21st Century*, Stanford University Press, p.29.

³²⁹ 高橋和則 [2004] 「ヒュームにおける国際秩序思想」『政治思想研究』4号, p.101, n.7.

³³⁰ 高坂 [1978] pp.9-20; 高橋 [2003,2004]

³³¹ 高坂は、当該研究の論説の題目名を「ヒュームの『勢力均衡論』—多様性への愛」(高坂[1978] p.9)としており、ここから、「多様性」とそれに付随する自由の重要性を説いたとする解釈を基底とし、貫徹させていることが伺える。

³³² 高橋 [2004] pp.112-6.

³³³ 高坂 [1978] p.12; 高橋 [2004] p.112.

³³⁴ 高坂 [1978] p.12; 高橋 [2004] pp.115-6, 118-9.

たうえで、ヒュームの国際政治論を解明しようと試みている。これに対して、経済学史の研究や社会思想史の研究におけるヒュームの勢力均衡論の諸解釈では、「公債」(公信用; Public Credits)の論点との関連性の指摘が頻出しているが、この公債論と勢力均衡論の連関というトピックについては、高坂、高橋、加えてメイヨールやハールらは何ら取り扱っていない。次項では、経済学での研究を中心とするヒューム解釈において、勢力均衡や国際政治の論説と、それに関連する公債などの経済論説がどのように扱われているのか、またヒューム国際政治経済論について、近年日本で提示されている解釈を概観する。

III.1.3 先行研究におけるヒューム国際政治経済論の解釈

III.1.3.1 思想史における国際関係に関するヒューム研究

思想史と経済学の領域では、イシュトファン・ホント(Istvan Hont)や田中秀夫、北村裕明、竹本洋、ジョン・ロバートソン(John Robertson)、森直人らは、経済学や社会思想史の観点から勢力均衡論を解釈するが³³⁵、何れの研究においても、「勢力均衡」論と「公債」の問題との連関が見出されている³³⁶。例えば、ロバートソンは、モンテスキューやアンドリュウ・フレッチャー、そしてチャールズ・ダヴナントらの議論を参照して³³⁷、ヒュームの「勢力均衡」論・「公債」論・「王位継承」論などの各種論説を総合し³³⁸、同時代の論者らの言説とヒュームの国際政治に関する言及との違いを主張する。

さらに森は³³⁹、既存のヒューム解釈の整理を行ったうえで、ヒューム勢力均衡論に着目し、この論説に連なりうる公債論や商業論などを参照し、ヒュームの「警戒的な国際関係認識」を炙り出す一方、先行研究が強調する、貿易論や学芸論などのヒュームの各種論説に見られる、「協調的な国際関係認識」にそれを対置している³⁴⁰。

III.1.3.2 国際政治経済に関する二つの解釈ライン

森の研究が指摘した「協調的な国際関係認識」と「警戒的な国際関係認識」のヒュームにおける二面性の問題は、とくにヒュームの貿易論などの国際政治経済論を解釈する際、

³³⁵ Hont, Istvan [2005] *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective*, Belknap Press. (ホント, イシュトファン 著, 田中秀夫 監訳 [2009] 『貿易の嫉妬—国際競争と国民国家の歴史的展望』(昭和堂)); 田中秀夫 [2002] 『社会の学問の革新』(ナカニシヤ出版); 北村裕明 [1981] 「D.ヒュームと国家破産」『経済論叢』128 巻 1・2 号; 竹本洋 [1990a] 「D.ヒュームの『政治論集』にかんする試論(1)」『大阪経大論集』196 号; 竹本洋 [1990b]; Robertson, John [1993] "Universal monarchy and the liberties of Europe: David Hume's critique of an English Whig doctrine" in Phillipson, Nicholas & Skinner, Quentin (eds.), *Political discourse in early modern Britain*, Cambridge University Press; 森[2006,2007]

³³⁶ 例えば、ホントは「公債論の序文」として勢力均衡論を位置付けている(ホント[2009] p.244)。

³³⁷ Robertson [1993] pp.357-68.

³³⁸ *ibid.*, pp.351-6.

³³⁹ 森は、本論で先に挙げた高坂・高橋・ロバートソンらの論考を参照し、ウィランらの論説を先行研究に含めたいうえで、ヒュームの国際関係認識について概観している(森[2006,2007])。

³⁴⁰ こうした分析を通じ、ホントやロバートソンおよび田中秀夫らが示唆している、ヒュームの社会哲学の「両義性」(二面性)を、森も指摘している(森 [2010])。

二つの解釈がありうることを示している。

第一は、自由貿易を是として、文明社会における順調な経済・文化的発展が見込まれる「協調的」な国際関係が、ヒュームの論説から展望されるとする解釈である。森の研究が示唆したように³⁴¹、既存の代表的諸研究はヒュームをこのラインによって解釈してきたとされる。

そして第二は、経済活動と国家のパワーとを結び付けて、「警戒的」な視点から国際関係を認識し、勢力均衡政策や貿易政策をヒュームは論じていたとする解釈である。こうした解釈からは、ヒュームは経済自由主義の立場ではなく、「経済ナショナリズム」の思想家や理論家として位置付けられうることになる。そして、とりわけ近年、英国学派の「源流」として再評価が進められているヒュームはまた、「経済ナショナリズム」の思想的な系譜における「源流」などとしても評価されているのである。

III.1.3.3 経済ナショナリズムの源流としてのヒューム解釈

「経済ナショナリズム」や「国力」論を研究する中野剛志は、ヒュームの思想を国力論の「源流」と解釈する³⁴²。中野によれば、「国力」とは「ネイション(nation)の力」を意味し、国民共同体が有する「富を創造するパワー」つまり「能力」であるとして、「ステイト(state)の力」たる国家の法的・政治的権力、つまり「支配力」と区別して概念化される³⁴³。中野の研究は、A・ハミルトンやF・リストらへと継受される「経済ナショナリズム」の原型を、ヒュームの理論のうちに見出しており、ヒュームの政治経済論は、「自由放任」や「方法論的個人主義」などを旨とする「経済自由主義」とは、大いに異なる思想に基づくものとして解されている。

経済学においてヒュームは、中野の研究によれば、スミスとともに当時の「重商主義」を批判した「経済自由主義」の重要な政治経済学者として、一般に高く評価されてきたとされる。だが、「重商主義」は寧ろ、「方法論的個人主義」や「富の配分への関心」、さらに「ステイトと区別されるネイションの概念を持たないこと」などの点で、「経済自由主義」と共通するところが大きであって、ヒュームはこれらの共通点を共有してはならず、同研究は彼を経済自由主義者でも重商主義者でもないとする³⁴⁴。そしてヒュームは、「ステイト間での富の配分にではなく、富を自ら創造するネイションの能力」に主な関心を寄せる³⁴⁵、「経済ナショナリズム」の理論を展開したと解釈されているのである。

以上の評価に従うならば、ヒュームの政治経済理論は、前章でみたように多元主義的な国際社会論として定位されうるものであり、なおかつ「経済自由主義」とも「重商主義」とも異なる「経済ナショナリズム」の論理を含むものだと解されうるのである。よって、カーやメイヨールらが問題提起していた「経済ナショナリズム」の国際政治経済における

³⁴¹ cf. 森 [2006]

³⁴² 中野剛志 [2008] 『国力論—経済ナショナリズムの系譜』(以文社)

³⁴³ Ibid., esp. pp.14-5; 中野剛志 [2011] 『国力とは何か—経済ナショナリズムの理論と政策』(講談社) pp.87-91.

³⁴⁴ 中野 [2008] pp.107-9.

³⁴⁵ Ibid., p.109.

意味を再考するにあたって、ヒュームの国際政治経済論を検討することは欠かせないものと述べるだろう。次節以降では、彼のテキストからその理論を解明する。

Ⅲ章 2 節 国際社会における経済と人間本性

ー ヒューム『政治論集』の国際政治経済論

Ⅲ.2.1 ヒューム『政治論集』における「パワーと経済」の論理

Ⅲ.2.1.1 ヒューム政治経済論における「国家とそのパワー」の論点

ヒュームは『政治論集』(*Political Discourses*; 後に、他の論説と共に『道徳・政治・文芸論集』(*Essays, Moral, Political, and Literary*)の第二部として統合)に所収の諸論説において、商業(*commerce*)・奢侈(*luxury*)・貨幣・利子・貿易・勢力均衡・租税・公信用(*public credit*)等についての政治経済論を展開していた。本節では、同『論集』の経済に係る論説を参照して、「経済ナショナリズム」として解釈される可能性のある、ヒュームが示した国際社会における「パワーと経済」の論理を確認する。

ヒュームは、カーと同様に「政治と経済の分離不可能性」を解し、国家のパワーと経済の関係を論じている。とりわけ国際交易たる貿易も含意する「商業」(*commerce*)は、個人の富を増大させるとともに、安全保障に資する国家の力を提供しうるものであることを、ヒュームは議論する³⁴⁶。彼はまた、国際政治経済を論ずる際、抽象化された市場における「個人」ではなく「国家」に、具体的にはブリテンやフランス、トルコや中国などといった「ネイション」(*nation*)に焦点を当てている。これらの点からは、前節でみた中野の先行研究だけでなく、森直人による最新の先行研究³⁴⁷でも強調されているように、「利己心」のみを基盤とする「方法論的個人主義」を採る、経済自由主義などとは確かに異なる思想が示されていると言える。

Ⅲ.2.1.2 ヒュームにおける保護貿易政策論

加えてヒュームは、「貿易収支」(*balance of trade*; 貿易差額)についての論説にて、「外国商品に課される関税のすべてが、有害ないし無益だとみなされるべきではない。ただ嫉妬に基づくものだけが有害無益なのである」と述べており³⁴⁸、関税政策も自国産業の奨励や保護などの条件付きではあるものの容認している。さらに、財貨の輸出を禁止し貨幣流出を防ごうとする重商主義的政策への批判を展開する、同論説の末尾では、「政府(*government*)は、その国民(*people*)と製造業(*manufactures*)を注意して保持すべき大きな理由がある」とも簡単にだが論じられている³⁴⁹。

以上の議論を一見するならば、国民とその産業の維持発展にこそ、政府は尽力すべきであって、その目的達成のためには自由貿易を拒む場合があると主張する、まさしく「経済

³⁴⁶ Hume, "Of Commerce" in *Essays*, pp.253-67.

³⁴⁷ 森 [2011]

³⁴⁸ Hume, "Of the Balance of Trade" in *Essays*, p.324.

³⁴⁹ *Ibid.*, p.326.

ナショナリズム」の論理として、ヒュームの貿易論を解釈することができると思われるかもしれない。

Ⅲ.2.1.3 経済ナショナリズムの解釈とその限界

確かに、ヒュームにおける商業や貿易の議論は、国家の「パワーと経済」の結合という認識を示しているほか、完全自由貿易を論ずるものではないため³⁵⁰、単純な経済自由主義の議論として範疇化されるものではない。では、ヒュームの国際政治経済の思想は、「経済ナショナリズム」としてのみ特徴付けられるものなのであろうか。

しかし、前節で略説したように、ヒュームは従来、「調和」的な国際関係を論じたなどとも評価されてきたのであり、これらの解釈ラインに沿うようなヒュームのテキストを参照しなければ、国家とそのパワーの視点を強調する、経済ナショナリストとしてのヒュームの解釈が妥当であるか、判別することは不可能である。次項以降では、ヒューム国際政治経済論を経済ナショナリズムとする解釈を、まずは「ネイション」と「ステイト」の区分との視点から内在的に再検討したうえで、ヒュームの云わば「調和」的な国際関係理解として解しうる、国際経済の視点が見出される著名な論説から、同解釈の当否について検証することにしよう。

Ⅲ.2.2 国際経済における「国家」の論理

Ⅲ.2.2.1 「ネイション」と「ステイト」の問題

経済ナショナリズムとして描き出されうるヒュームにおける、国家の「パワーと経済」の結合論を読み込むと、まず以て「ネイション」を基点とする政治経済論として解釈することには、困難が伴う。その理由は以下のとおりである。

ヒュームは、経済ナショナリズムが強調するような「富の原動力」としてのネイションの重要性を主張しているわけではない。彼が個人の富と国家の力との連動を論ずるとき、富の原動力としての「ネイション」の力を議論していたわけではなく、寧ろ主権者の軍事力ないし権力を含意する「ステイト」の力を論じていたのである。例えば商業論においては、「私人が、自らの交易関係(trade)と富を所持するにあたり、公権力(the power of the public)からより大きな安全保障(security)を受け取ることと同様に、国家もまた私人の豊かさと広範な商業の程度に比例して、強大となる」と述べられており³⁵¹、ヒュームは、経済的發展と軍事力などの「ステイト」の力との連関を論じているのである。中野の先行研究では、経済ナショナリズムの定義において「ネイションとステイト」の分離が前提とされているが、ヒュームはここで、「ネイション」の力(national power; 「国力」)ではなく、寧ろ私人の経済活動と安全保障に関わる「ステイト」のパワーとの相互連関をこそ論じていたと、指摘できるのである。

³⁵⁰ cf. Skinner, Andrew S. [1993] "David Hume: Principles of Political Economy" in Norton, David Fate (ed.), *The Cambridge Companion to Hume*, Cambridge University Press, p.244.

³⁵¹ Hume, "Of Commerce" in *Essays*, p.255.

Ⅲ.2.2.2 「ステイト」のパワーと経済の問題

ところが、かえって以上の解釈によれば、ヒュームは、関税政策を許容するとともに、安全保障を担保しうるステイトの「パワー」と、国際的な「経済」との関連を論じていたことになる。そして、このステイトにおける「パワーと経済」の関連性を見ていたとするヒューム解釈からは、国際政治的問題、つまりⅠ章3節でも指摘した、「経済とパワー」の結合や連動による、国際紛争や商業戦争の勃発、領土・エネルギーの争奪戦の激化、帝國的拡大政策やブロック政策を含む保護貿易政策の応酬など、「経済」の国家的追求がパワーと結合した際に引き起こしうる重大な諸問題を、ヒュームがどのように取り扱っているのかが問われることになる。これらの国際関係の「経済とパワー」をめぐる問題に関し、いかにヒュームは議論しているのだろうか。

Ⅲ.2.2.3 ステイトと個人の間での緊張関係

ヒュームは、経済活動による富の増大がステイトの力に結びつくと論ずる一方、他方でステイトの主権者の力を抑える論理もまた、同時に示している。彼は「主権者(the sovereign)の野望は諸個人の奢侈(the luxury of individuals)を侵害するに違いないが、それと同様に、諸個人の奢侈は主権者の力を減退させ、その野望を監視する(check)に違いない」³⁵²とする推論を示す。そして、これは歴史と経験に基づくものであると述べて、「国家の偉大さ(the greatness of the state)と臣民の幸福(the happiness of the subject)との間の緊張関係」を彼は描き出すのである³⁵³。

さらに進んで、ヒュームは、「個人を貧しくすることで、国家を強大化しようとする政策は乱暴である」と述べるなど³⁵⁴、同論説では、経済的活動に関して「国家のために個人を犠牲にすること」が国家の偉大さとは大抵の場合結びつかないこと、そして逆に商業社会における個人の経済的発展が国家強大化のためにもなることを論じているのである。この「商業社会の擁護」論が、彼の「パワーと経済」の連関論の本旨だとする解釈は提唱可能であり、「国力(national power)の増強をいかに図るべきか」などの、経済ナショナリズムの如き問題意識を基軸として、彼は議論しているわけではないと言えよう³⁵⁵。

³⁵² Ibid., p.257.

³⁵³ Ibid.

³⁵⁴ Ibid., p.260.

³⁵⁵ なお、ここでさらに指摘されるべきことは、商業論説の最後部でヒュームが、「あらゆる国民が享受する財や所持する物が少なければ少ないほど、彼らの中に不和が生ずることは少なくなるであろうし、また外敵(foreign enemies)から、あるいは互い(each other)から自らを保護し防衛するための、安定した治安機構や規則に準じた権威をもつ必要性も低くなる」(Ibid., p.267)と論じている点である。彼の正義論でも、富を多く持たない小規模の社会では統治機構が必ずしも必要とはされないことが述べられており(cf. Hume, *THN* 3.2.8.1)、上記と同様の認識が示されている。こうした論理からは、商業発展によって国民の財産が増大すると、それをめぐり生ずる不和が増大し、したがって国内外の安全保障を担う統治機構の必要性もまた増大しうることに、ヒュームは自覚的であったことが示唆される。経済発展は公務や軍事に転用可能なステイトの力を増大させるだけでなく、安全保障のためにその増大を「必要」ともするのであって、ヒュームの認識において、商業発展と安全保障の必要性とステイトの力は連続し比例するものであると把握されているのである。この連続性の認識は、経済ナショナリズムが抱える「国力増大による国際紛争の招来や激化」などの問題を透視することを可能にするであろう。次節

そして、国際経済を論ずるにあたり、ヒュームは「ネイション」を根本的な富の原動力としていないことはとくに、彼の自由貿易を肯定する議論から析出される。次項においては、第一にこの点について論じ、次いでこの点と関連する貿易論を参照して、国際関係の調和的な側面をヒュームがいかにかに論考していたのか、そしてそれが国際社会論としてどのような含意を有するのかを明らかにすることにしよう。

Ⅲ.2.3 経済に関する「国際社会」の原理

Ⅲ.2.3.1 「勤労」の精神と貿易の理論

ヒュームは、国際経済を視野に入れて議論する政治経済論説において、「富の原動力」をいかなるものに求めていたと考えられるのであろうか。実は、自国の国民や産業のために保護貿易を容認するヒュームは、「国家(state/nation)の増強」やその力の視点からではなく、「人間本性」の原理から経済全般を論じていたのであって、その原理に従えば、寧ろ自国側の問題を棚上げした一方的な保護貿易政策が批判されることになる、彼は論じているのである。

ヒュームの経済思想に関する主要な先行研究が明確に議論しているように³⁵⁶、富を生産する原動力について彼は、ネイションではなく「勤労の精神(spirit of industry)」をその原理として論じている。「貿易収支」論説を発表した後に『論集』へと追加された³⁵⁷、「貿易の嫉妬」(the jealousy of trade)についての論説では、「各国民のうちに、「勤労の精神」が維持されているならば、国家間での自由な通商の結果、ある産業部門の需要が減少したとしても、容易に他の産業部門へと転換されうる」と論じている³⁵⁸。またこの点とともに、一国が、他国よりも自然的条件などにより有利であった製造業を失う事態が発生したとしても、その際に非難されるべきは、他国民の「勤労」ではなく、自分たちの「怠惰」(idleness)や自国の「悪しき政府」(bad government)であると述べるなど³⁵⁹、ヒュームは、「人間本性」における勤労などの原理から、原則的に自由貿易を肯定し、保護貿易政策の制限を論じているのである。

で論ずるように、ヒュームは、「勢力均衡原則からの逸脱」に対する批判などによって、そうした問題に应答していたものと考えられる。

³⁵⁶ ヒュームの経済論については膨大な研究や評価が存在するが、ここではとくに、重要な分析と解釈を含む代表的研究として、Rotwein, Eugene [2007] "Introduction" in David Hume, *Writings on Economics*, eds. by Rotwein, Eugene and Schabas, Margaret, Transaction Pub., および田中敏弘 [1971] 『社会学者としてのヒューム—その経済思想を中心として』(未来社)、坂本 [2011] を参照のこと。

³⁵⁷ この追加執筆の背景として、「貿易収支」論説で批判の対象となった、重商主義的な「貿易差額説」と関わる「嫉妬」の問題だけでなく、「もう一つの商業国家間での嫉妬」の問題として「近隣国の経済を犠牲にしなければ、自国の繁栄はありえない」とする見解を取り除く必要があると(Hume, "Of the Jealousy of Trade" in *Essays*, pp.327-8)、ヒュームが認識していたことが挙げられる。

³⁵⁸ Hume, "Of the Jealousy of Trade" in *Essays*, p.330.

³⁵⁹ Ibid.

Ⅲ.2.3.2 国際社会における貿易の論理

そしてヒュームは、各国の国民が「競争心・模範・指導(emulation, example, and instruction)」を欠くことで国が衰退し、他の諸国とともに惨めな状態に陥ってしまう危険性から、自由貿易の政策が自国だけでなく周辺諸国でも行われることで、各国とも逃れることができると論ずる³⁶⁰。そのうえで、I・ホントが自身の書名に採用したことでも著名な、当の「貿易の嫉妬」論説は、しばしば引用される以下の有名な言辭で締め括られる。

私は、単なる一人の人間としてだけでなく、ブリテンの臣民の一人としても、ドイツ・スペイン・イタリア、さらにまたフランスの商業の繁栄を願っている。私が少なくとも確信するところでは、グレート・ブリテンとそれらすべての国々(all those nations)がさらに繁栄しうるかどうかは、これら諸国の主権者や大臣ら(their sovereigns and ministers)が、こうした寛大で慈愛的な心持を取り入れるかどうかにかかっているのである³⁶¹。

以上のヒュームの言説からは、国力の増強による国際紛争等の発生を考慮しない、国際政治の論理を軽視した一方的な経済ナショナリズムの論理ではなく、諸国のパワーの存在を前提としつつも、諸国相互が、国際秩序の維持と相互の共存と発展を目指す「国際社会」の論理と視点こそが、明らかに見出される。これこそ、「調和」的な国際政治経済の関係を齎すためのヒュームによる提案であり、そしてヒュームが国際政治経済を論ずるにあたり、各国が自国の利益のみを追求して角逐する国際関係認識ではなく、「国際社会」の世界像と視座を有していたことの証左である。

Ⅲ.2.3.3 「国際社会」と「人間本性」の国際経済論

ヒュームは人間本性における「勤労」などの原理から、保護貿易の条件付きの擁護³⁶²と自由貿易の肯定を論じていた。つまりこの原理からは、経済ナショナリズムが主張する、「自国産業」を保全し促進する政策への肯定が導き出されると同時に、過剰な自国経済の保護が呼び寄せうる、国際的な紛争や問題を回避するための論理もまた、導き出される。自国の国民と産業そして勤労に目を向けた貿易政策を追求すべきとする彼の国際経済論は、まさしく国際的政治経済問題を過激化させる「他国への敵意と警戒」あるいは「嫉妬心」に基づく政策や思考を批判していたのである³⁶³。しかも以上の国際経済論は、人間本性における「競争心」や「模範」などの観点を通じて、自国のみならず「諸国の全体」に適用されるべきであるとする「国際社会」³⁶⁴の視点から説かれている。このヒュームの議論に

³⁶⁰ Ibid., p.331.

³⁶¹ Ibid.

³⁶² ヒュームは具体的に、「ドイツのリンネルに対する課税は、国内製造業を奨励し、それにより我が国の人口や勤労(people and industry)を増大させる」(Hume, “Of the Balance of Trade” in *Essays*, p.324)と述べている。

³⁶³ 坂本達哉による研究は、「理性的根拠のない貿易ナショナリズムに発する関税だけが、有害無益」であるとヒュームが強調していたことを明らかにしている(坂本 [2011] p.234.)。

³⁶⁴ ヒュームの議論では、「諸国家の社会」(the society of nations)との表現が使われている(cf. “Of

は、「経済」の国家的追求がパワーと結合することによって発生しうる国際紛争を抑制する、「国際社会」における経済政策の人性論的な原則が示されているのである。

さて、ヒュームは「パワーと経済」の連動性や、経済発展が国家の力を増大させることを論じていたが、国家のパワーの増強は、軍事力の国際競争たる「軍拡競争」や「戦争の準備」の問題へと連結しうるものとなおも考えられる。「パワーと経済」の連関によるこの問題と、ヒュームはどう格闘していたのか。次節では、当該の問題に答えうる、ヒュームの示唆を析出するとともに、本節までで示された本論の解釈を敷衍して、ヒュームの国際社会における政治経済論の特徴について概観することにしよう。

Ⅲ章 3 節 「均衡と自制」の法哲学と政治経済学

Ⅲ.3.1 均衡のための「自制」 — 国際社会の理論としての「勢力均衡」論

Ⅲ.3.1.1 国際政治論としての「勢力均衡」の理論とその先行研究

ヒュームは、著名な「勢力均衡」についての論説³⁶⁵を中心に、国際政治に関する論考を残しており、これと経済論説とをどのように解するかが、彼の国際社会における政治経済論を理解するうえで課題となる³⁶⁶。国際政治経済論の解釈上枢要な、この課題に取り組む考察として、思想史研究におけるI・ホントの高名な論考『貿易の嫉妬』(*Jealousy of Trade*³⁶⁷)にて示唆された経済論と勢力均衡論との関係を土台としつつ、ヒューム社会思想の解明において勢力均衡論などに見られる国際関係認識が重要な要素となることを明らかにした、森による研究³⁶⁸が挙げられる。同研究が詳しく解釈しているように、ヒュームは国際的な領域の議論として、「貿易」や「国際正義」とともに、それと関連する「勢力均衡」の意味もまた論じている。森の研究では、ヒュームの勢力均衡論についての主要な先行研究³⁶⁹を視野に入れて³⁷⁰、「戦時公債累増」と「勢力均衡政策」との関わり³⁷¹の叙述や、そこに見出

Public Credit” in *Essays*, p.355)。

³⁶⁵ Hume, “Of the Balance of Power” in *Essays*, pp.332-41.

³⁶⁶ なお、ヒュームの政治学を主題とする英米圏の重要な諸研究は、国際政治や「勢力均衡」について項を設けて詳述していない(cf. Forbes, Duncan [1975] *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge University Press; Stewart, John B. [1963] *The Moral and Political Philosophy of David Hume*, Greenwood Press; Miller, David [1984] *Philosophy and Ideology in Hume's Political Thought*, Oxford University Press; Whelan [1985]; McArthur [2007]; Hardin [2007]; Schabas, Margaret & Wennerlind, Carl (eds.) [2007] *David Hume's Political Economy*, Routledge)。

³⁶⁷ Hont [2005]. なお、ホント『貿易の嫉妬』論の読解によって、思想史の視座から「経済ナショナリズム」と国家理性の論議を抽出し検討する、最新の経済学史研究として、伊藤誠一郎 [2012] 「経済ナショナリズムと国家理性論についての再検討—『貿易の嫉妬』にみるリアリズムの意味—」『経済学史研究』53 巻 2 号を参照。同論では、中野剛志や森直人の研究、および岸野の議論を含む、近時の日本における政治経済学の領域でのヒューム研究が紹介されている。

³⁶⁸ 森 [2010]

³⁶⁹ 高坂 [1978]; Robertson [1993]; Whelan, Frederick G. [1995] “Robertson, Hume, and the Balance of Power”, *Hume Studies*, XXI No.2; 高橋 [2003,2004]; 森 [2006,2007]

³⁷⁰ 但し、森が整理する先行研究のなかには(森 [2010] 7 章)、ワイトやメイヨール、ハールらといった英国学派的視点からのヒューム解釈は含まれていない。

³⁷¹ 勢力均衡論の意義を含意しつつ、ヒュームの経済論を解明した邦語での代表的研究として

される、戦争を含意するヒュームの「現実的な国際関係認識」などが議論されている。

Ⅲ.3.1.2 勢力均衡における「相互抑制」

ヒュームは、「勢力均衡」(balance of power)の原則について、古代の歴史家ポリュビオスによる歴史論を引用して、次のように明示する。

ポリュビオスによれば、「…強大な力が一つの手に落ちて、その力に対して、周辺の国々が自らの権利を護ることを不能にするようなことは、あってはならないことだからである」とされる。ここに、近代における政治の目的(the aim of modern politics)が、明確な言葉で示されている³⁷²。

「世界帝国」³⁷³の成立を批判するこの勢力均衡論からは、小国を含め各国の「権利」(rights)を踏みにじりうる、「強大な勢力」(国家)の出現を阻止することこそが「勢力均衡の原則」であると、ヒュームが認識していたことが解される。よって、ヒュームの勢力均衡の概念は、「厳密なつり合い」としての力の均衡を意味していないことが判然とする。彼の均衡概念は、云わば「消極的均衡」を意味しており、強大な勢力の出現なる「不均衡」の状態を是正することを含意するものである。これに対し厳密なパワーの均等配分は、「積極的均衡」とも言うべき均衡の概念であり、I章でみたように、ワイトが現実主義者の伝統から実現不可能などとして批判されうるとしていたものであるが、ヒュームの均衡概念はこの批判に適合するものではない³⁷⁴。

は、森による最新の研究のほか、北村 [1981]; 竹本 [1990a,1990b]; 田中秀夫 [2002] が挙げられる。また、経済学史の観点による田中敏弘の研究では、「「勢力均衡について」は・・・貿易差額論との関連で読まれるべきであり、そこでヒュームが述べている国際経済関係の視点を、勢力均衡という国際政治の側面から補強するものと言ってよい」(田中敏弘 [1984] 『イギリス経済思想史研究—マンデヴィル・ヒューム・スミスとイギリス重商主義—』(御茶の水書房) p.104)と明言されている。

³⁷² Hume, “Of the Balance of Power” in *Essays*, p.337. ヒュームによる引用文は、ポリュビオス『歴史』の第1巻83章2-4文である(cf. ポリュビオス 著、城江良和 訳 [2004] 『歴史 I』(京都大学学術出版会) pp.121-2)。ここでのポリュビオスの議論は、「ローマと同盟を結んでいたシラクサが、ローマと対立するカルタゴを援助したこと」についての評価である。なお、同訳書の注記によると、当時のシラクサにとって、ローマとカルタゴの両勢力が相互に牽制し「均衡」を保つことこそが、シラクサが安全を確保して、シチリア島において相応の地位を維持する方法であったとされ、したがって「カルタゴ滅亡とローマの圧倒的強国としての残存」は避けねばならなかったとされる(Ibid., p.123)。同書の第1巻16章10~11文によると、現実的な情勢判断に優れたヒエロ王の下で、シラクサは繁栄を享受したとされる。なお、勢力均衡の歴史的展開を論じるハンス・モーゲンソーも、同箇所を引用している(cf. モーゲンソー, ハンス 著、現代平和研究会 訳 [1998] 『国際政治—権力と平和』(福村出版) p.200)。

³⁷³ ヒュームは、勢力均衡論説において、「世界帝国」(universal empire)や「世界君主制」(universal monarchy)のほか、「巨大な諸君主国」(enormous monarchies)などのタームを、同義的に用いている(Hume, “Of the Balance of Power” in *Essays*, esp. pp.336-8; 340)。

³⁷⁴ 所有権や契約についての基本的な三規則をはじめとする「正義」もまた、所有権の無視や契約不履行などの「不正義」を糺すことを意味する「消極的正義」の概念であると言え、「正義」と「均衡」はともに一種の「消極性」を帯びた概念であると考えられる。

そしてヒュームは「勢力均衡」の論説において、各国の権利を奪う「世界帝国」の出現の阻止を目的に据えて³⁷⁵、18世紀当時の対仏戦争におけるブリテンの「勢力均衡原則」に基づく行いを称賛する。しかしまた間髪を入れずに彼は、戦争継続に加熱する当時のブリテンを戒めるべく、「我々の熱情は、寧ろ、幾分かの緩和(moderation)を必要としているように思われる」と警鐘を鳴らすのである³⁷⁶。

ヒュームは、古代ギリシアのアテネを具体例として引き合いに出して、ブリテンの戦争継続に対する過度な熱情は、戦争の継続を困難にせしめるような対極へと行き着き、対外情勢に無頓着となって、勢力均衡を維持する政策を放棄することになりうると述べる。

恐らくやがては普通よくあるような対極を作り出すことにより、ヨーロッパの命運について我々が全く以て注意を失って怠惰になってしまい、それによってより大きな不利益を与えることとなるだろう。アテネ人はギリシアでもっとも活気のある、魅力的で好戦的な国民であったが、あらゆる戦争への介入の誤りに気付いた後、全ての外事への注意を放棄してしまい、ただ勝利者に対してお世辞と愛想を示す以外には、いかなる争いにおいてもどちらの味方をするともなかったのである³⁷⁷。

してみると、ヒュームの勢力均衡論は、「勢力均衡」の政策によって、他国が強大化して世界帝国となることを防ぐと同時に、自国が「勢力均衡」の原則を逸脱して「過剰な戦争」を遂行することをもまた防ごうとする議論であったことがわかる³⁷⁸。彼の勢力均衡論では、自国を含む各国の「相互抑制」が説かれているのである。

Ⅲ.3.1.3 勢力均衡における「自制」

勢力均衡原則を逸脱した「過剰な戦争遂行」を回避するための「緩和」が必要とされる具体的な理由として、ヒュームは大きく三つの問題を論じるが³⁷⁹、それらは全て「国債」

³⁷⁵ Hume, “Of the Balance of Power” in *Essays*, esp. pp.337-8.

³⁷⁶ *Ibid.*, pp.338-9.

³⁷⁷ *Ibid.*, p.340.

³⁷⁸ ヒュームの勢力均衡論を分析する森直人は、ヒュームは「勢力均衡の言説に対し懐疑的な批判」を加え、「勢力均衡政策の行き過ぎ」を問題として論じたと解釈しているが(森 [2007] p.79)、その解釈が、勢力均衡の名の下に遂行されている「戦争の行き過ぎ」を批判したということの意味しているならば、本論の解釈と齟齬を来すことはない。だが、勢力均衡政策が「行き過ぎ」ていることを論じたと解釈すべきではない。寧ろ、「勢力均衡原則の不徹底」を、勢力均衡論と公債論を通じて嘆いていたと言うべきであろう。「過剰な戦争」が公債累増とそれによる勢力均衡の原則への意欲低下を齎すことから、戦争は限界付けられ抑制されるべきであることが、まさに勢力均衡論と公債論の双方で論じられていたわけであるから、ヒュームは「勢力均衡」という原則から、過剰な戦争とそれに伴う財政・軍事の諸政策を批判したと解釈されるのである。

³⁷⁹ その三つの問題は次のとおりである。第一は、過度の熱情ではない冷静な「賢明な観点」を喪失していることにより、各戦争において和平条約をより早く締結できたであろう諸々の機会を逸してしまっただけでなく、対仏戦争の遂行とそのために発行された戦時公債の過半数が、敵国の野心にではなく、ブリテンの加熱に起因していることである。第二は、ブリテンの熱情のゆえに、同盟諸国がブリテンの軍隊や戦費をあてにし過ぎており、結果としてやはり和平が遠退いたということであり、そして第三は、同盟国(オーストリア)への支援を行う戦争に加熱するあ

の増大に関わる問題である。なぜヒュームは、国債つまり公債の増大を、勢力均衡の議論で重大視していたのか。この点については、彼の公債(公信用)論において、「公債増大」の帰結として危惧すべきとされる、公債の「暴力死」の議論で明瞭に論じられている。公債の「暴力死」とは何か。ヒュームは以下のように説明する。

そして恐らくは、我々の外敵(our foreign enemies)が抜け目なくも、我々の安全が絶望的なことになっていると発見するであろうが、そうした抜け目なさのゆえに、この危険が不可避になるまでは、そうした危険を発見しているということを率直かつ露骨に示すことはないだろう。ヨーロッパにおける勢力均衡(The balance of power in EUROPE)は、我々の注意や助力なしには保持することができないほど不均等(unequal)であると、我々の祖父も父も我々自身も皆そのように見做してきた。しかし、我々の子供たちが、争いにうんざりして、先取特権つまり負債(incumbrances)に束縛されることで、安全を甘受しようとして、圧迫され征服される近隣諸国(their neighbours oppressed and conquered)をただ見ているだけになるかもしれない。ついには、彼ら自身と彼らの公債の債権者はともに、征服者の慈悲にすぎようになるだろう。そして、こうしたことは、まさに公債の暴力死と呼ばれてしかるべきものである³⁸⁰。

つまり、公債の暴力死とは、公債の増大によって、勢力均衡が等閑視されるようになり、最終的には対外勢力による侵略と征服を招くことで、まさしく「国家」もその国の「信用」つまり公債もともに暴力によって消滅することを意味するのである。「戦時公債」(国債)の累増が、国家破産や勢力均衡政策放棄の危機を招くと議論するヒュームは³⁸¹、ブリテンのために、勢力均衡の原則から、戦争遂行の「自制」を求めていたのである。

ヒュームは、勢力均衡論説と経済論説のともに、軍備拡張や戦争準備による国際的緊張の高まりの問題を特定して論じているわけではない。だが、以上の議論は、「自国」の利益から、「勢力均衡原則」を逸脱した過剰な戦争遂行とそれを可能にする公債発行を批判していたと解されるのであり、勢力均衡は、他国の勢力伸長を阻止する原理であると同時に、過剰な戦争遂行とそれによる英仏間での相互の敵視が強まることを緩和すべく、ブリテンに「自制」を求める原理でもあり、ヒュームは認識していたと考えられる。勢力均衡の原則は、パワーと経済の結合が、主権者らの野心を伴い、世界帝国の出現や「他国の征服」などに発展することを防止する。そしてその均衡の原則に基づいた「自制」の論理がなければ、他国の征服から身を守るための勢力均衡の原則そのものが機能しない。このように彼は論じていたのである。ヒュームの勢力均衡の原理は、I章で確認した、現実主義的な「銀行収支」や合理主義的な「均等な配分」などを意味する、ワイトが整理した勢力均衡

まり、最終手段とされるべき国債の制度が既に許されてしまっていることである(Hume, "Of the Balance of Power" in *Essays*, pp.339-40)。

³⁸⁰ Hume, "Of Public Credit" in *Essays*, p.365.

³⁸¹ Hume, "Of Public Credit" in *Essays*, pp.349-65. なお、公債累増の問題とその国際関係における含意などについては、森の研究がつとに明らかにしている(森 [2010] 8章)。

の二つの概念とは異なるものであり、「自制」を含み持つ論理として特異化されうるものである。

Ⅲ.3.2 均衡の世界 — 国際社会における国家の「均衡」と「自制」

Ⅲ.3.2.1 国際政治経済における「均衡」と「自制」

勢力均衡論説に見出された、「均衡」の原理とそのための「自制」の論理は、他の政治経済論説や彼の書簡などでも、多角的に析出されうるものである。先に参照したヒュームの貿易論説なども、勢力均衡論説と同様、自国と他の諸国双方のために、理性的根拠のない嫉妬心を基礎とする種々の貿易障壁をなくすとともに、「勤労」の原理の下で製造業の維持を目的とする各国政府の関税政策を肯定するなど、人間本性に基づいた国家間の経済政策上の「均衡」と³⁸²、自国たるブリテンを含む各国の「自制」をも説くものであった。

そして、国際政治における「勢力均衡」と、国際経済における「貿易」の双方において、自国たるブリテンの他国に対する過剰な感情や情念を鎮静化すること³⁸³、すなわち「自制」をヒュームは求めていたのである。また彼は、自国たるブリテンの帝國的拡大政策批判を通じて「自制」の必要性を説きながら³⁸⁴、諸国間の政治的および経済的な「均衡」を重視する政治論や貿易論を展開していたと解される³⁸⁵。

³⁸² 「勤労」のみならず、「競争心」や「模範」の人間本性的な原理から、諸国における自由貿易の利点を説明するヒュームの国際経済論は、現代の国際経済政策を考えるにあたり示唆的な、「均衡」の論理を提供している。自由貿易は同等の経済的・技術的水準国間だけでなく、全ての国家に利点があることを例証すべく、ヒュームは、先進国の技術を後進国が「模範」とすることを挙げていた。だが、先進技術を「模範」とすることは、現代では明らかに「知的財産権」の問題に抵触する。また、「勤労」や「競争心」の人間本性を注視する彼の政治経済論は、国内を含む各種の経済政策に関して適応されるものであり、「自由」や「公平」、または「成長」や「国力」などといった現代における理念的で抽象的な経済政策の目標とは、次元の異なる政策原理について議論するものである。現代の日本や欧米諸国などでしばしば当然視されている法的枠組や政策目標において、経済的関係の「均衡」の維持と背反する特権などを許容し、また実際に経済を支える基盤的な「人間本性」を破壊する傾向性が内在しているかもしれないこと、そしてそれらが、我々の時代でもなお問題でありうることなどの認識が、ヒュームの政治経済論を読解することにより再発見されうるかもしれない。

³⁸³ ヒュームは、例えば、フランスに対する過度な嫉妬心(jealousy)と憎しみが、自国の商業の障壁や妨げとなっていることを批判的に述べている(“Of the Balance of Trade” in *Essays*, p.315)。

³⁸⁴ またヒュームは、書簡の中で(Hume, Letters 420, 434, 454, 458, 509-511, 514 in Greig, J.Y.T. (ed.), *The Letters of David Hume* (2 vols.), Oxford University Press)、アメリカやインドなどの「植民地の独立」に多大な賛意を示し、勢力均衡論説と類似した論理を用いて、ブリテンの重商主義的な当時の対植民地政策を批判している。

³⁸⁵ 尤も、ヒュームの国際政治経済論説は、同時代の時世に合わせた具体例や提言なども含まれ、またエッセイの形式を採っていることから、学術的な理論としてテキスト全体を読み通すことは困難である。書簡の場合は出版を前提としたものでもなく、個人的なものであり、より一層、この困難は度合いを増す。しかし、本論で照会してきたように、明らかに矛盾するテキストがヒュームの著述のうちに見られない場合、彼の政治経済論の理論的な輪郭を描き出そうとする本論のような理論的解釈研究の試みは、少なくとも無意味ではないと考えられるほか、史実との関連やコンテクストを重視する歴史・思想史的研究への示唆を与えうるものであろう。

Ⅲ.3.2.2 国家における「均衡」と「自制」

ヒュームは、「完全な共和国」についての考察のなかで、「掣肘と均衡」(check and balance)に則った政治体制を実現可能な理想像として提起している³⁸⁶。ヒュームの「完全な共和国」における統治機構の構想は、中央の議会と州(county)の議会を用意する、「連邦制」の一案として類型化することが可能である。中央すなわち首都の議会は「元老院」(the senate)と表現され³⁸⁷、国全体に関わる外交権と行政権を有するとされる。また各州には、州代議員による議会がそれぞれ設置され³⁸⁸、その各州の代議員は地方議員として自らの州の自治を行うとともに、国全体の立法権を有するとされる。各州の代表者一名からなる「元老院」と、諸州の代議員らによる「州議会」群は、各々国の議会の「上院と下院」として構造化されており³⁸⁹、「二院制」の議会が構想されている。そして、各州は「州法」(county-law)を制定することができるが、一定数を超える周辺の他州や元老院の反対議決によって無効にできるものとされ³⁹⁰、他の州や共和国全体の「全般的な利害」に合致する範囲内でのみ、州法制定が認められることになる。

つまりこの構想では、地方議員たる各州の代議員らが国家の立法権を有し、各州の法は国と周辺地域の州の双方から限定されるという、「連邦制」と「二院制」が複合的に体系化された、中央と地方の間および自治体間の政治的な「均衡」の構造が提起されているのである。実現可能だが理想的とされる、こうしたヒュームの中央地方関係に関する統治機構の構想からは、彼が国際関係だけでなく、一国内の統治構造においても「均衡」の原理を最適解としていたことが窺えるのである。

さらに、同論説の末尾では、「勢力均衡」の原則と同様の「国際的な領土拡張」への原理的な批判が、以下のように示される。

広範な征服(extensive conquests)が実行されれば、いかなる自由な統治機構も滅亡せざるを得ない。・・・よってそのような完全な国家は、征服に反対する基本法(a fundamental law against conquests)を創設すべきである³⁹¹。

統治構造における均衡の議論において、「征服に反対する基本法(憲法)」の必要性が主張されていることは、まさにヒュームが、「均衡と自制」の原理とその重要性を強調していたことを物語るものである。ヒュームにおけるこの首尾一貫した「均衡」と「自制」の論理は、先行するヒューム研究の一般的な諸解釈では必ずしも明確に析出されていないが³⁹²、

³⁸⁶ Hume, "Idea of a Perfect Commonwealth" in *Essays*, pp.512-29.

³⁸⁷ *Ibid.*, pp.516-7.

³⁸⁸ *Ibid.*, p.516.

³⁸⁹ *Ibid.*, pp.517, 522-3.

³⁹⁰ *Ibid.*, p.525.

³⁹¹ *Ibid.*, p.529.

³⁹² 先行研究において、ヒュームが国際関係における「貿易の均衡」と「勢力均衡」を連関させて議論したことや、国家内部の「権力の均衡」の視点から、国王と議会の分離による混合政体や、理想像とされる共和国の政治体制などについて論じていたことは、しばしば指摘されてきた(cf. 竹本洋 [1995] 『経済学体系の創成—ジェイムズ・ステュワート研究—』(名古屋大学出版会) pp.118-21; 犬塚元 [2004] 『デイヴィッド・ヒュームの政治学』(東京大学出版会); Whelan

彼の政治経済論全体における顕著な特徴でありうると解釈できよう。

Ⅲ.3.2.3 均衡と「自制」の現実政治における限界

ところで、ヒュームが示した「自制」を求める均衡の原理は、自然的傾向ないし「事物の自然な成り行き」にではなく、主権者や大臣らの為政者の「政策」によって、その実践の成否が左右されかねないものである³⁹³。さらに勢力均衡の原理を含む彼の国際関係認識では、国家間の「戦争」を峻拒しない³⁹⁴。よって、「自制」と均衡の原理は、政治判断の不安定性や戦争を含意する国際関係の下にあり、恒常的で安定した平和を保障できるように、常に一貫して実現されるものであるとは言い難い。そうであれば「自制」とは、時勢に依存せざるをえない、「理想ではあるが、偶発的かつ機会的な政治的目標」に過ぎないのであろうか。本章の最後に、この現実政治的問題について、「国際社会の基礎理論」としてのヒュームの法哲学を再び鑑みて思惟することにしよう。

Ⅲ.3.3 均衡と自制の法システム — 国際社会における法・政治・経済の均衡構造

Ⅲ.3.3.1 コンヴェンション・「自制」・均衡

ヒュームの「均衡と自制」の原理は、政治経済論のみならず、実は彼の「正義論」にも発見されうるものであり、ヒュームの社会思想や道徳哲学の全体から汲み取ることが可能であるかもしれない。本節で示してきた解釈を、あらゆる「社会」とその秩序維持のためのルールに関する、彼の法哲学全体を参照して理解しようとするとき、その可能性は高くなるものと考えられる。正義の根幹は「自身と他人の所有を区別し、互いに互いの所有に手を出さない」という基礎的な所有権にあり³⁹⁵、そのように個々人相互が「自制」を保ち続けることの「共通利害の一般感覚」という「コンヴェンション」にあると³⁹⁶、正義論においてヒュームは議論していたためである。

正義を成立させる「コンヴェンション」の論理において、ヒュームは「共通利益の一般感覚」を人々が「互いに示すこと」を論じており³⁹⁷、正義成立の要件として、彼の正義論では「相互性」が想定されていると解釈できる。正義の成立条件たる「相互性」として、

[1995]; 山内峰行 [1994] 「ヒュームの勢力均衡論について」『岡山大学教育学部研究論集』97号)。だが、彼の「均衡」の理論において、「自制」の原則が国際関係と国家体制の双方においてとくに剔出されることについては、代表的な先行研究では詳解されていない。

³⁹³ ヒュームの『論集』などでは頻繁に、「事物の自然的／一般的な成り行き」(the natural/general course of things)との表現が登場する(cf. esp. “Of Commerce” in *Essays*, pp.254, 260; 坂本 [1995]; 田中敏弘 [1971] esp. p.25)。ヒュームは、対外政治を、国内政治に比して一般的な原則が一貫しない、為政者など少数者の判断に左右されやすい流動的なものとして概括しており(Hume, “Of Commerce” in *Essays*, pp.254-5)、また「対外征服の禁止」についても、野心の人間本性を抑えることの難しさから、常にそれを保全し続けることは困難であるとも述べている(Hume, “Idea of a Perfect Commonwealth” in *Essays*, p.529)。

³⁹⁴ cf. 森 [2011] pp.234-6.

³⁹⁵ Hume, *THN*, esp. 3.2.2.2-11.

³⁹⁶ *Ibid.*, 3.2.2.10.

³⁹⁷ Hume, *THN* 3.2.2.10

より具体的には、第一に法や規則の「相互遵守」が、また第二に主体の「対等性」ないし力の「均衡」が挙げられる。

第一の相互性は、次のように指摘されている。「有徳な人物が悪党の社会に入り込んでしまった状況」³⁹⁸や、「文明国と戦争法規を守らない未開国との関係」³⁹⁹など、具体的事例を想定しつつ、ヒュームは、社会的関係のための規則の「相互遵守」がなし得ない状況下では、正義つまり法が成立しないと論ずる⁴⁰⁰。

次に、第二の相互性については、以下のように示されうる。ヒュームは「社会のために正義が必要であること」を議論する際、社会を構成する「個人」などの主体について、同等の「力」(strength; power)を有するものを想定していると解される。何故ならば、能力の差が大きい場合、正義が成立しないことを彼は論じており⁴⁰¹、正義の条件として、「社会」を実現する単位(個人や集団)の同等性ないし対等性が前提とされていると考えられるためである。「コンヴェンション」の論理を基盤として、個人や社会間の「均衡」という「相互性」を前提とする彼の正義論は、正義の諸規則や国内法から国際法に至る様々なルールの前提として、主体間での「均衡」⁴⁰²と「自制」を含意するものとして解釈可能である。

なお、付言するならば、第二の相互性からは、正義の周辺にある「権力性」が垣間見えることになる。正義が成立しない主体間では、ヒュームが論じているように⁴⁰³、自ずからパワーの差による主従関係あるいは「権力性」が存在しうるのである⁴⁰⁴。この「権力性」が、国家間の関係において苛烈な結果を齎しうることは、想像に難くないであろう。

III.3.3.2 国際社会における「均衡」

「規則の相互遵守」と「主体の対等性や力の均衡」という正義の成立に必要な相互性は、「国際社会」においては、とくに「国際法と勢力均衡」との連続ないし表裏一体性の論理

³⁹⁸ Hume, *EPM* 3.9

³⁹⁹ Hume, *EPM* 3.11

⁴⁰⁰ この点は、例えば現代のテロ攻撃の問題や、国際関係における「道徳的不均衡」の問題を考へるうえで、興味深い論点であると述べよう。

⁴⁰¹ cf. Hume, *EPM* 3.18-19.

⁴⁰² ヒュームは、正義の成立条件として、主体相互が正義のルールを遵守することで得る「利益」の対等性を挙げて論じている。例えば彼の「戦争法」についての議論では、規則遵守の相互利益が一致する文明国間では、戦時でも「戦争法」(the laws of war)が平時の国際法の利点や効用(*advantage and utility*)を継承して成立するとされるが、その利益が一致しない文明国と未開国(*barbarians*)との間では、戦争法は成立しないとされる(Hume, *EPM* 3.11)。

⁴⁰³ cf. esp. Hume, *EPM* 3.18

⁴⁰⁴ してみると、森直人の研究にて、とくに「正義に対する統治優先の論理」が見られるとされた、ヒュームの公信用論における「公債破棄」の正当化の論理がより明確になる。公債破棄(国の債務不履行)について、同研究は統治者による「正義の侵害」と呼称するが(森 [2010] esp. pp.210-2.)、公債は「政府(統治者)と個人」の間での債務契約であり、自然法が通常想定する「個人間(私人間)の契約」とは別の、力に圧倒的な差異のある主体間の契約である(とりわけヒュームの公信用論で国家の契約不履行が認められる論理は、その不履行が彼の議論枠組では「社会の維持」に資するという点とともに、私人間での不履行の容認とは異なり、公債破棄によって直接「社会の混乱」が齎されるわけではないとの点とにあると指摘可能である(cf. Hume, “Of Public Credit” in *Essays*, p.364))。かくして、正義に対する背反すなわち法の停止は、力に差がある場合に起こりうることであり、ヒュームが理解していたことがここで改めて確認されよう。

として見出すことができる⁴⁰⁵。

ヒュームは同時代の代表的な国際法論者たるヴァッテルのように、「国際法と勢力均衡」の関連性を理論的に明記しているわけではないが、勢力均衡論では「他の権利を圧倒するパワーの出現」を阻止することが目的とされていたのであって、この点から、国際関係における「正義の条件」を不能にする問題とその対処のための論理が、直截に浮かび上がる。他国の権利を踏みにじりうる「権力性」を帯びた強大な国家の成立を阻止することを意味する勢力均衡論は、諸国家の「均衡」が、「国際社会における正義」の成立のために必要であるとする、ヒュームの理解を示しうるものである。国際関係において、勢力均衡により「不均衡」を阻止することが、「不正義」の条件を排することになり、結果として国際社会における「国際法」を諸国が「相互遵守」しうる状況が維持されるのである⁴⁰⁶。

「勢力均衡と国際法」の相互関係については、ヴァッテルやオッペンハイムらといった国際法学者も指摘しているほか⁴⁰⁷、ブルも、国際的なルールの持続のために、勢力均衡が国際制度として必要であることを論じていた⁴⁰⁸。ヒュームの理論解釈によってはとくに、ブルらが論議するような国際社会における「秩序」の持続ではなく、諸国家間での「正義」の規範性を高めるために、勢力均衡が必要であり、諸国の連携によって国際正義の実効性を高めていく可能性、換言すると、現実には諸国家間のパワーに差異がある場合、「勢力均衡」によって国際法の実効性を高めうるという可能性が読み取られうるかもしれない。

こうした解釈からは、国際社会の維持に関わる基礎的なルールを遵守しない大国に対し、中小国家などが「連盟」の如く結びついて連携し、ルールの遵守を求めるといふ、云わば「国際社会のルール化」の構図が想起されよう。すなわち、盟約を手段とする「勢力均衡」によって、国際社会におけるルール化や「法の支配」を確立するなどといった実践的戦略が、国際関係についてのヒュームの理論を用いて構想されうるのである。ここにおいて、ホブズ主義的な権力闘争の「国際システム」の状態から、国際関係がルールに基づいた「国際社会」へと移行するための方策が見出されるようになるだろう。

III.3.3.3 「均衡と自制」の法哲学と政治経済学

ヒュームは、人間は本性上、社会を形成しなければ存立しえない存在であると考察した。

⁴⁰⁵ 国際社会を不要とし、他国の権利を封殺しうる「強大な勢力」が現れた場合には、国際正義たる国際法は停止しうることになり、国際法の持続のためには勢力均衡が必要である。また、勢力均衡の原則は同盟の組み替えを要するため、条約破棄など「国際法の停止」を含意することも解されうる(cf. 森 [2007])。

⁴⁰⁶ 社会の維持のために「正義が必要であること」と並行して、ヒュームが同等の論拠によって、「正義の停止」の必要性についても論じていると解することが可能である。統治機構のある政治社会(国内社会)にて、社会の便益(the benefit of society)のために執行される「刑罰」について、ヒュームは自然法の一時的停止という「正義の停止」の事態として表現している(Hume, *EPM* 3.10)。この論理を国際社会に該当させるならば、勢力均衡の原理から執行される「戦争」は、諸国家全体の利益や国際社会の維持のために必要とされる、国際法の一時的停止すなわち「正義の停止」の事態であると考えられる。ここでは、戦争回避による「平和」のあくなき追求は、「刑罰執行を必要としない社会」の追求と同様の意味を示すものと言えよう。

⁴⁰⁷ cf. Armstrong & Farrell & Lambert [2012] pp. 58-61, 87-8; Butterfield and Wight (eds.) [1966] esp. ch.3, p.172.

⁴⁰⁸ Wilson [2009] p.169.

そして彼は、人々が共生し、よりよい生活や経済的活動を可能にするための基礎として、社会の全成員の共通利益となる、一般規則ないしシステムとしての法の構造を明確化した。社会の基礎をなすコンヴェンションなど正義の論理は、まさにその起点において「自制」や「均衡」の原理を基盤ないし主軸とするものであった。ヒュームは、主体間での相互の「自制」を、理想的だが偶発的な政治目標などではなく、国際社会を含む、あらゆる人間社会を維持するために根本的かつ本来的に必要とされる、人間本性に由来する原理として、提示していたと理解されうるのである。

ヒュームの法哲学は、多分に「権力性」や「過剰な他国への敵視や警戒」が問題となる国際政治経済において、ルールが機能した、各国が互いに対等に尊重する「国際社会」を構成し維持するための根幹をなす原理を、「人間本性」の理論から論じたものである。多元主義的な「国際社会」における政治経済の秩序は、法・政治・経済における諸国家相互の「均衡」と、そのための「自制」によって、調和的な維持と発展が可能となるのである。

結章 — 英国学派の再構築への展望

i. 結語

i. 1) I 章 概括

本論では、英国学派とデイヴィッド・ヒュームの国際政治経済論を講究してきた。以下は、その概括と結論である。

I 章では、国際関係研究の英国学派における国際政治経済論を考察した。「国際社会」を理論化する英国学派は、主流派の理論とは異なる多元的ないしは解釈学的方法論を採用するものであり、「世界全体の歴史」や国際社会として表現される現代の「世界像」を概念化しようとする立場であった。英国学派理論を精緻化する B・ブザンは、経済の要素を同学派に導入し、グローバリゼーションと地域的規模の国際社会の分析枠組を有するものとして、英国学派の理論的な再構築を目指す。しかし国際的な自由経済秩序の動揺が収束していない現代のパーспекティブにおいては、彼の立論には「限界」が存在することが指摘される。

英国学派の思想的伝統のうち定位されうる E・H・カーは、『危機の二十年』において、ブザンの立論に「限界」を与える問題として本論が提起した、自由主義的思想に依拠した国際的な政治経済秩序の瓦解問題とともに、繰返し勃興する経済ナショナリズムの問題とを歴史的に描き出していた。そしてカーは、国際政治経済秩序に関わる問題対処するためには、「政治経済学」への回帰が重要であるとしたうえで、権力政治とともに法や道義を含み保つ国際秩序は、「持てる国」の「持たざる国」に対する譲歩によってのみ維持されうると結論していたのである。

i. 2) II 章 概括

II 章において、英国学派におけるデイヴィッド・ヒュームの位置付けが検討された。

古典的な「政治経済学」の代表的理論家の一人であるヒュームは、英国学派の国際社会理論の伝統に位置付けられる法・政治・経済の理論を著していた。J・メイヨールと E・v・d・ハールが指摘したように、ヒュームは現代にも通用する国際社会の理論的基礎を明瞭に論じた哲学者であり、英国学派の「源流」などとして再評価されうる論者であった。

ヒュームの法哲学は、第一に、哲学的基盤が脆弱であると批判されている、H・ブルの国際社会理論を補強しうるものである。人間本性と自然環境の諸条件から、個人間の自然な社会形成と、ブルが示した秩序維持のための法と同じ内実のルールが成立することなどを説くヒュームは、個人間のケースと同様の原理と論理で、「諸国からなる社会」とそこで成立する法を理論化していたのである。また第二、以上のヒューム法哲学は、ヴァッテルの国際法論に先んじて出版された『人間本性論』の一部において展開されており、国際法の議論に特化するヴァッテルに比して、より道徳哲学の全体から国際社会や国際法の原理を理解することを可能にするものであった。そして第三、ホッブズ主義的な自らの「利益」の視点を基礎とする、秩序維持のために統治者を必要とみなす人間本性理解とは異なり、

ヒュームは、各人が自己利益を追求しつつも、統治者なき社会的秩序を諸個人が自ずから導出する人間本性理解を示していた。以上の点から、ヒュームの法哲学は、主権国家から構成される国際社会の原理を明確にしたブルやヴァッテルの理論に対し、その哲学的基盤を提供する、多元主義的な国際社会の基礎理論であることが明らかとなった。

i. 3) Ⅲ章概括

Ⅲ章では、ヒュームの国際政治経済論を考察した。ヒュームは、経済ナショナリズムが主張する「国力」の重要性からではなく、勤労や競争などの普遍的な人間本性の原理から、政府の保護貿易政策を部分的に許容する一方、また「国際社会」全体の利益の視点から、過剰な保護貿易や重商主義的政策を批判していた。こうした彼の国際経済に関する主張は、自国の個別的な利害の重視へと傾倒する立場からではなく、人間本性の経験論的哲学や、自国を含む「諸国家の社会」全体という普遍的な相互利害の顧慮を基本として展開されたものであり、「自由な市場経済の秩序」を基礎としつつも、その例外的な政策を理論化し、国家とそのパワーの存在を「国際政治経済の秩序の維持」と「国際社会の全体的発展」を目標にする観点からどう取り扱うべきであるのか、その指針となる原則や原理を示唆しているものと解することができる。

「経済ナショナリズム」が主張する富の生産能力を、領域限定的で政治的なネイションにではなく、勤労や競争の精神などの人間本性の原理に見出したヒュームは、結果として、経済ナショナリズムが求める保護貿易について、自由貿易の擁護とともに人間本性の原理という地平において擁護していた。彼の人間本性に基づく国際政治経済論をいま再考することは、「自由か公平か」などを問い質す抽象的な正義論や、「自由主義的経済」の是非や、あるいは「経済ナショナリズム」の意義などを問う思想的論議から巻き起こる多分に政治的な論争から距離をとって、経験的・歴史的な人間と社会の原理を探究する「道徳哲学」(moral philosophy; あるいは自然哲学と対置される「精神哲学」)への回帰を可能とするであろう。

ヒュームは、政治・軍事・経済的なパワーについて、その過少とともに過剰なパワーの伸張・拡大を問題視して、「自制」を伴う各国相互の政治的・経済的な「均衡」の重要性を説いた。「諸国間の不平等」と「持てる国の譲歩」を重要な論点として見做していたカーと比較するならば、ヒュームはさらに進んで、諸国家からなる社会の維持にとって各国相互の「均衡」と、そのためにとりわけ優勢な国家の「自制」が必要であることを議論し強調していたものと解釈される。なお、カーやヒュームが求めていた「自制」とは、国家が国際関係においてただ「自己抑制的になること」を意味するのではない。寧ろ有利な立場にある国家や、ナショナリズムあるいは他国に対する嫉妬心などの熱情に駆られた国家が、「自らを省みて、行き過ぎを制御すること」こそを意味しているのである。諸国のパワーが角逐した、18世紀の西欧や二度の世界大戦前後の政治・経済的な国際社会の情勢を念頭に置くヒュームとカーは、「持てる国の譲歩」や「嫉妬心の緩和」などと表現される、法や道義が意味を有し機能する調和的な国際秩序の維持における、「自己省察」(内省・反省)や、自国に対する冷静な批判的思索の意義や必要性を主張していたのである。

本論で講究した英国学派の国際関係理論とその伝統は、歴史的・哲学的・規範的探究による国際社会の理論化と、その国際的な政治経済秩序を原理的に理解しようとするものであった。そして、現代の多元的な国際秩序にも通底するヒュームの法哲学は、英国学派の理論に哲学的基礎を与える理論であり、さらにヒュームの国際政治経済論は、道徳哲学の視座によって国際社会の政治経済秩序を省察する論考であった。以上の結論から、多元的な国際社会のなかでグローバリゼーションが進行する国際政治経済をいかに理論化すべきかが問われる現代世界において、英国学派の理論とその系譜としてのヒュームの理論は、なおも含意と示唆を有すると解されよう。

ii. 含意

ii. 1) 先行研究への貢献

本論では、英国学派の国際関係理論における「経済」の問題を明らかにしたうえで、同学派の思想的系譜を遡り、「国際社会における政治経済」の基礎理論を探求した。終章たる本章では以下、序章で示された三つの本論の目的について、本論における解釈研究としての結論と直接関連する第三の目的から、順次検討していくことにしよう。まずは、第三の目的だった「本論の論究による英国学派とヒュームに関する先行研究への貢献」に関して、以下の三点が挙げられる。

第一は、英国学派の系譜研究として、ヒュームと E・H・カーを含む、長期的視野での学派の伝統理解を可能にした点である。主として大戦後あるいは冷戦後の国際政治秩序をめぐる議論に特化する傾向がある、国際関係研究における英国学派について、本論では、ヒュームの哲学へと歴史的にその伝統を遡りうることを論じ、また彼の議論から「多元的な国際社会における政治経済」の視角を導入できることを明示した。さらに同学派の源流として、ヒュームの法哲学および国際政治経済論を解釈することにより、道徳哲学としての国際関係研究への回帰可能性とその意義を示唆したことが、哲学的・歴史的・古典的なアプローチを重んずる英国学派の諸研究への、本論の貢献として明記できよう。

第二の点は、ヒューム研究において、「均衡」の体系として理論を解釈する可能性を開拓したことである。本論で確認したように、既存の諸研究でもヒューム政治経済論における「均衡」の意味が示唆されてきたが、国際政治経済論のみならず彼の正義論をも包摂する論理として、「均衡」および自製の原理を析出する解釈は、とりわけ本論が新たに提起するものである。

そして第三は、プザンの新たな英国学派理論を検討し、その「限界」を指摘するとともに、E・H・カーを媒介とした、ヒュームの法・政治・経済の理論への注目とそのテキスト解釈によって、同上の「限界」を乗り越えて、英国学派の理論枠組において議論を続ける可能性とその方向性を明らかにした点である。ヒュームの国際政治経済論と法哲学を理論的基盤に据えることによって、「国際的な自由経済秩序」の不安定性が露見し、そこに諸国の「経済ナショナリズム」が錯綜して複雑に絡まりあう、現代のグローバル政治経済の全体像とその原理を分析する理論として、英国学派を再構築できることが展望される。

ii. 2) 理論研究への貢献

次に、本論の中心をなす研究課題であり、第二の目的であった「多元的な国際政治経済の秩序についての基礎理論の探究」を通じた「理論研究への貢献」や学術的貢献として、以下の三点が挙げられる。

第一は、国際政治経済学における米国を中心に発展してきた主要な諸理論(リアリズム・リベラリズム・批判理論(マルクス主義やコンストラクティヴィズムなど))に対し、「英国学派」の国際政治経済論を新たに対置できることを示した点である。なお、国際政治経済学における近年の潮流として、国家間関係にとらわれない、地球規模での様々な主体間での政治経済活動を包括して考える、「グローバル政治経済学」(Global Political Economy; GPE)の形成と発展が挙げられる⁴⁰⁹。IPE/GPEの諸研究と「経済」の要素を導入した英国学派の国際関係理論との接合により、規範・歴史・古典・哲学などを重要視する同学派のアプローチから、グローバル化と多主体化が進む現代の世界において、「主権国家からなる社会とは何か」を問い続け、主権国家を中心的な主体とする国際社会におけるグローバル政治経済を多角的・総合的に分析して理論化することが可能になるであろう。今後、英国学派の理論研究において「経済」の視点がさらに導入され、論議が発展していくにつれ、同学派のアプローチと国際政治経済学(IPE/GPE)の理論との統合可能性やその含意などについても、研究が進められていくものと予想される。

加えて第二の点は、国際政治経済学(IPE)についての最新の学史研究で議論されつつある、スーザン・ストレンジらを主要人物とする「国際政治経済学における英国学派(the British School)」⁴¹⁰と、ワイトやブルらを中心とする「国際関係理論の英国学派(the English School)」を統合して理論化するための予備的議論を提示したことである。米国型の諸理論と英国をはじめとする米国外でのストレンジらの議論とを分離して、別個の学派を特定化

⁴⁰⁹ cf. Gilpin, Robert [2001] *Global Political Economy: Understanding the International Economic Order*, Princeton University Press; Cohn [2011]; Ravenhill, John [2011] *Global Political Economy*, Oxford University Press.

⁴¹⁰ 著名な現代米国の国際政治経済学者ベンジャミン・J・コーエン(Benjamin J. Cohen)らによる国際政治経済学(IPE)についての最新の学史研究では、ロバート・コヘイン(Robert Keohane)やジョセフ・S・ナイ・ジュニア(Joseph S. Nye, Jr.)、およびロバート・ギルピン(Robert Gilpin)らを中心として発展してきた、「米国学派」(The American School)と対置される、国際政治経済学における「英国学派(The British School)」の存在が議論されている(Cohen, Benjamin J. [2008] *International Political Economy: An Intellectual History*, Princeton University Press, ch.2; cf. Murphy, Craig N. and Nelson, Douglas R. [2001] “International Political Economy: A Tale of Two Heterodoxies”, *British Journal of Politics and International Relations*, vol. 3 no. 3, pp.393-412)。コーエンによると、英国の研究は米国の研究スタイルと比較すると「定量的(quantitative)というより定性的(qualitative)」な傾向にあり、「より制度的で歴史的」な「古典的な政治経済学」(classical political economy)の伝統に立ち戻るものであるとされる。また同学派では科学的方法論には比較的低い評価が与えられ、「社会」(society)つまり国際政治経済の社会的文脈についての幅広い理解がより高い評価を得るとされる(Cohen [2008] p.44)。米国ではコヘインやナイらを中心として国際政治経済学の分野が切り拓かれたのに対し、英国ではスーザン・ストレンジ(Susan Strange)が、米国とは別個のアプローチでの国際政治経済研究を形成したとされ(Ibid., esp. pp.44-5)、「米国外、とりわけLSEにおいては、スーザン・ストレンジは未だ長い影を落としている」とされる(Walter, Andrew and Sen, Gautam [2009] *Analyzing the Global Political Economy*, foreword by Benjamin J. Cohen, Princeton University Press, p. xi)。

する視座は、いまだ確固たる地位を得ているわけではなく、また、ストレンジらの分析は「国際社会」の理論を中核とするものでもない。したがって、彼女らの理論については、「国際社会における政治経済」の基礎理論を採求する本論においては、講究対象外としてきた。しかし、解釈学的とされる方法論や道徳的・規範的要素への注視など、理論探究の方法論や思考の重心に関して、彼女らと英国学派とが重合する点は少なくない⁴¹¹。よって、本論の議論を発展させることで、ストレンジらの分析手法や思考法と英国学派の伝統との接合可能性を究明することは、不可能ではなくまた有意であると言明できよう。

第三、「国際社会における政治経済」の基礎理論として英国学派の伝統を理解しうることを示した本論の理論研究は、思想史研究および歴史研究に対し、次の示唆を与えうるものである。思想史研究への示唆は、グロティウスを起点とする「国際法と国際社会」の西洋思想における系譜において、ヴァッテルと並びヒュームを現代へ至る思想的転換点に位置付けることができる可能性を示したことである。歴史研究への示唆としては、近代の国際社会とその世界展開により現代のグローバリゼーションへと至るグローバル・ヒストリーと、国際関係理解を巡るイギリス的思考の継続ないし変遷を並行して検討しうる可能性を拓いたことが提起できる。長期の英仏戦争とその帰結としてアメリカ独立とフランス革命が到来する「長い 18 世紀」(long eighteenth century)におけるヒュームの論考から、二つの世界大戦前後において国際関係を理論化しようとした E・H・カーを経て、大英帝国の覇権が凋落し、脱植民地化・米ソの冷戦期における二極対立・そして米国のヘゲモニー化が進む戦後において、国際秩序を理解しようとした英国学派へと、同学派の系譜を歴史的事象の変遷とともに辿ることは、グローバリゼーションの嚆矢から現在に続く、「国際社会の政治経済」の歴史と理論の理解を深めることに直結するであろう。

ii. 3) 現代的示唆と含意

最後に、序章で掲げた「問題の所在」に連続する、第一の目的であった「現代的問題への視角」の獲得に関して、次の三点が示唆される。

第一の示唆は、本論の探究は、「国家間関係」としての国際関係の視点から、個人とその

⁴¹¹ コーエンは、ストレンジらと「国際関係研究におけるいわゆる英国学派(English school)」との共通点として、とくにコーエンは厳格な科学的モデルに抗し、形式的な方法論を重視しないところを挙げており、「英国(Britain)において、同様のやり方で国際政治経済論が発展してきたであろうということは、驚くべきことではない」と述べている(Cohen [2008] p.60)。彼はこれ以上踏み込んで論じていないが、方法論のみならず、「古典的・歴史的なアプローチ」や「社会」の文脈を重視する傾向性は、まさに国際政治理論の英国学派と共通する研究姿勢であると言え、両者を架橋して学派の特徴を別出することは可能であろう。またより具体的に、例えば、国際政治経済における『国家の後退』(Strange, Susan [1996] *The Retreat of the State: The Diffusion of Power in the World Economy*, Cambridge University Press (櫻井公人 訳 [1998=2011] 『国家の退場—グローバル経済の新しい主役たち』(岩波書店)))を明らかにしようとしたストレンジの論理を踏まえたうえで、彼女の現代的な国際政治経済分析と、政治・経済・国家・社会そして人間の本性を抉り出す E・H・カーやヒュームの古典的な国際政治経済論との対比、そしてまた英国学派の分析枠組との連関について、十分に検討しうる余地があろう。とくに、主権国家以外の政治主体が前景に登場する、プルの「新しい中世」論や、カント主義的な「世界社会」の概念、あるいはプザンが示していた「超国家的社会」の概念や理論枠組などと、ストレンジらの議論との連関を精査する研究の可能性が挙げられよう。

集合体たる諸国家から構成される「国際社会」の視座への転換をもたらしうることに関連するものである。主流派の国際関係理論は、リアリズムとリベラリズムの何れを問わず、「対峙・協力・併存する<主権国家>群」の構図を前提とするものであり、国際関係は二国間であろうと多国間であろうと、ともかくも原則として「アクターたる国家」間の関係を意味する。この関係性理解においては、例えば日本は米国と中国の狭間にあつて、「いかに各国と協調すると同時に国益を守るか」との問いが立てられることになる。左の如き問いは、まさしくプザンが指摘していた「リベラルーリアリスト・ディレンマ」を引き起こし、とくに各国との外交的緊張関係がある最中では、リベラリストまたは協調派とリアリストもしくは国益派との和解困難な論争を惹起しうる。しかし、英国学派とその系譜に位置付けられるヒュームの国際社会理論は、以上の従来のな国家間関係の構図から脱却して、「諸国家からなる社会」として世界政治経済を展望しうるものである。

第二に、「自由か平等か」などの抽象的議論とは異なる、「社会的存在としての人間像と人間本性に基づく国際政治経済」の視角確立と理論の構築が可能となる点が、本論の結論より示唆される。本論のヒューム解釈からは、「自由貿易か保護貿易か」を問う経済学的な政策論や「正義はいかにあるべきか」を探究する抽象的な正義論と距離を置いた、歴史的・経験的に観察可能な「人間本性」と、それを起点として生ずる個人間関係から国家間関係までに至る人間社会の原理を問い直す、分析的な「道徳哲学的アプローチ」が抽出される。このアプローチによって現代の国際政治経済を考察するならば、「諸国家からなる社会」を維持するためのルールを尊重する、現代世界の認識や外交政策・経済政策の立案等が提起されることになるであろう。

そして第三、費用便益分析や諸国間でのパワーや利益の配分などを重視する、主流派の国際関係理論とは異なり、国際社会の視点から世界政治経済を論ずる英国学派の理解からは、「共通の利益とルール」を基盤とする国際社会の認識に則った、現代日本における外交的展開が枢要であることが示唆される。例えば、「国際秩序の維持」なる共通の利益に適う「国際社会における「法の支配」の強化」を軸として、現代日本の対米・対中外交政策を練り上げる必要性を説く議論⁴¹²などが、政治的・経済的な相互依存とグローバル化が進行し続ける現代世界の全体像を「国際社会」として理解する視点によって、さらなる理論的説得力を有するようになるのである。

iii. 展望

iii. 1) 研究の展望

以上の現代的示唆と理論研究上の貢献より、次のような研究の展望が見通されよう。

第一は、道徳哲学の視座から国際関係を探究する理論として、英国学派の思考を再定位することである。ヒュームの道徳哲学と英国学派の理論の統合とともに、現代の国際政治経済分析において「道徳哲学」の視座を重視した S・ストレンジの議論などを、英国学派の理論研究に総合することが可能となれば、因果関係の解明と実証的な理論モデルを志向

⁴¹² 「国際社会」のルール化を軸とする現代日本の対米・対中外交アプローチについては、豊下 橋彦 [2012] 『「尖閣問題」とは何か』(岩波書店)・第 6 章において、つとに提唱されている。

する米国ないし主流派の諸理論とは異なるアプローチから、世界全体を見渡す分析枠組を提供する伝統を有するものとしての、英国学派理論の再構成が、さらに包括的なかたちで実現しよう。

第二に、グローバル政治経済の理論化を目的とした英国学派の再構築に際し、ヒュームの批判的視座を取り入れることで、西洋世界から拡大した近現代の国際社会が内包する、今日のグローバリゼーションにおいても見出されうる「負の側面」を、西洋国際社会思想を用いて内在的に再検討しうる事が展望される。グローバル化の端緒たる近代、つまりブリテンが大英帝国へ変貌しつつあった 18 世紀において、当時のブリテンの過剰な国債発行と対外戦争の遂行・重商主義的貿易政策などに警鐘を鳴らした、ヒュームの国際政治経済に関する諸論説を再考することで、西洋近代の国際社会とそのグローバリゼーションが萌芽において有した問題が明確化されるとともに、それを批判する論理と、その代替の世界秩序とはいかなるものであったのかが鮮明になろう。また加えて、英国学派の理論が用いる国際システム・国際社会・世界社会の理念型とともに、「世界システム」の理論 (World-Systems Theory) の分析枠組を包含することで、英国学派の国際関係理論は、西洋型の国際社会が有する世界秩序維持の意義のみならず、「資本主義」および「主権国家」の体系における歴史的・現代的問題をも取り扱うグローバリゼーションの理論として再構成されることが可能となる。西洋型のグローバリゼーションと国際社会が世界的に拡大する直前の時代におけるヒュームの対ブリテン批判の論理と、その拡大後の構造的問題を披瀝せんとする I・ウォーラスティン (Immanuel Wallerstein) らによる「世界システム」論とを相互参照することで、英国学派の理論は、さらに多面的で長期的かつ総合的な現代世界の歴史分析と構造理解のための諸概念・原理・モデルを提供できるようになるであろう。

そして第三の展望は、現代の国際関係理論の基礎をなす思想とされるホッブズやカントらの哲学に対し、ヒュームの理論がどのように位置付けられるのかを検討することである。ヒュームは、ホッブズの『市民論』 (*De Cive*) やカントの『永遠平和論』などと、部分的に類似した議論を展開していると考えられ、この点をさらに掘下げていくことで、ホッブズとホッブズ主義、カントとカント主義とを一つの直線上に繋ぎうる国際関係思想として、ヒューム哲学が解釈されうるかもしれない。この場合、ホッブズやカントを含む思想史的検討は言うに及ばず、ホッブズ以前のグロティウスや、ホッブズ以後のプーフENDORF、そしてヒューム以後かつカント以前のヴァッテルらの国際法思想史にも注意を向ける必要がある。ヒュームにおける「均衡」の理論の射程とその解釈可能性を吟味することで、ホッブズ主義的な「国際システム」から国際法と勢力均衡が制度化された「国際社会」へ至る論理の解明、および「国際社会」がカント主義的な「世界社会」に至る前提としての「権力の均衡が保たれた共和制」の条件や論理に関する考察が可能となろう。

iii. 2) 今後の課題

以上に示された研究の展望からは、今後の検討を要する三点の課題が見出される。

第一の課題は、ヒュームから S・ストレンジらへと至る英国で発展してきた国際関係の理解モデルや思考法の伝統を明らかにすることである。この検討を通じて、「国際社会理論」

としての英国学派の伝統と、より広範な英国における国際関係思考の代表格とを統合し、「国際社会における政治経済理論」の系譜と視座を総合的に理解することが可能となろう。

上記と関連する第二の課題として、ストレンジと並んで米国型の国際政治経済学と対置される、ネオ・グラムシ主義的アプローチを採用する R・W・コックスやスティーヴン・ギル(Stephen Gill)らの理論のほか、彼らが依拠している批判理論と連関する、先述の世界システム論などを参照して、英国学派理論の再構築へ向けた研究をさらに進展させることが挙げられる。こうした長大な理論的視野をもった諸研究の検討を介することで、従来の米国型の諸理論とは異なる、グローバル政治経済学の理論的アプローチの全容が明らかとなるだろう。本論は、その全貌を解明するための序説的研究である。

そして第三は、法学と政治学の理論研究の視点で、ヒュームの人間本性と社会の理解を彼が遺した複数の哲学的・理論的テキストの分析によって再考することである。具体的にはまず以て、ヒュームにおける人間本性理解や社会的原理の解釈として、「均衡」の論理を提起することの妥当性について、どこまでの幅をもって可能となるのかを検証することが肝要である。とりわけ、正義たる自然的徳と並ぶ自然的徳を理論化するヒュームの道徳論において、彼の正義論すなわちコンヴェンションの理論からも別出された「均衡」の論理が、どの程度共通しているのかを検討することは、国際関係理論における「道徳哲学」的アプローチの原理をヒューム哲学から考究するにあたり重要と考えられよう。

iii. 3) 論考の総括

本論が講究した、英国学派とデイヴィッド・ヒュームの国際政治経済論は、「国際社会における政治経済」の基礎理論として解釈されるものである。英国学派の理論は、西洋世界の古典や哲学と歴史への洞察に裏打ちされた「世界像の理論化」を志向するアプローチであり、ヒュームの哲学は、現代にも通用する歴史貫通的・通時的な「人間本性の理解」に基づき、諸個人の間関係から国際関係までの諸社会を分析しようとする理論であった。

はたして、現代日本における国際関係ひいては社会科学の理論研究は、通時的・共時的な普遍化可能性を希求し、哲学や歴史そして人間本性の省察と理解に基礎付けられた世界像や世界認識を探究するものであったのだろうか。ヒュームを系譜に含む英国学派の理論に関する考究は、我々が理論探究をさらに深化させていく契機となりえよう。

主要参考文献一覧

英語文献 (本文脚注内で、書誌情報を明示したヒュームのテキストを除く)

- Bellamy, Alex J. [2005] "Introduction: International Society and the English School"
in Bellamy, Alex J. (ed.), *International Society and its Critics*, Oxford University Press.
- Armstrong, David & Farrell, Theo & Lambert, Hélène [2012] *International Law and International Relations*, 2nd ed., Cambridge University Press.
- Bull, Hedley [1966] "International Theory: The Case for a Classical Approach", *World Politics*, XVIII, 3.
----- [1972] "International Relations as an Academic Pursuit", *Australian Outlook*, 26: 3.
----- [1976] "Martin Wight and the Theory of International Relations: The Second Martin Wight Memorial Lecture", *British Journal of International Studies*, Vol. 2, Issue 2.
----- [1990] "The Importance of Grotius in the Study of International Relations" in Bull, Hedley & Kingsbury, Benedict & Roberts, Adam (eds.), *Hugo Grotius and International Relations*, Clarendon Press.
----- [1991] "Martin Wight and the Theory of International Relations" in Wight, Martin, *International Theory: The Three Traditions*, Leicester University Press.
----- [1995] *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 2nd edn., Columbia University Press.
----- [2002] *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, 3rd edn., Columbia University Press.
- Butterfield, Herbert and Wight, Martin (eds.) [1966] *Diplomatic Investigations: Essays in the Theory of International Politics*, G. Allen & Unwin.
- Buzan, Barry & Gonzalez-Pelaez, Ana (eds.) [2009] *International Society and the Middle East: English School Theory at the Regional Level*, Palgrave Macmillan.
- Buzan, Barry [1993] "From International System to International Society: Structural Realism and Regime Theory Meet the English School", *International Organization*, 47 (3).
----- [2001] "The English School: an underexploited resource in IR", *Review of International Studies*, 27 (3).
----- [2004] *From International to World Society?: English School Theory and the Social Structure of Globalisation*, Cambridge University Press.
----- [2005] "International Political Economy and Globalization" in Bellamy, Alex J. (ed.), *International Society and its Critics*, Oxford University Press.
----- [2012] "How regions were made, and the Legacies for World Politics: an English School reconnaissance" in Paul, T. V. (ed.), *International Relations Theory and Regional Transformation*, Cambridge University Press.
- Buzan, Barry and Little, Richard [2000] *International Systems in World History: Remaking the Study of International Relations*, Oxford University Press.

- Buzan, Barry and Wæver, Ole [2003] *Regions and Power: The Structure of International Security*, Cambridge University Press.
- Carr, E. H. [1939] *The Twenty Years' Crisis*, Macmillan.
- [1945] *Nationalism and After*, Macmillan.
- [2001] *The Twenty Year's Crisis: An Introduction to the Study of International Relations*, Palgrave.
- Clark, Ian [1989] *The Hierarchy of States: Reform and Resistance in the International Order*, Cambridge University Press.
- Cohen, Benjamin J. [2008] *International Political Economy: An Intellectual History*, Princeton University Press.
- Cohn, Theodore H. [2011] *Global Political Economy*, Longman.
- Cox, Michael (ed.) [2000] *E.H. Carr: A Critical Appraisal*, Palgrave.
- Cox, Michael [2001] "Introduction" in Carr, E. H., *The Twenty Year's Crisis: An Introduction to the Study of International Relations*, Palgrave.
- Cox, Robert W. [1996] "Social Forces, States and World Orders: Beyond International Relations Theory" in Cox, Robert W. with Sinclair, Timothy J., *Approaches to World Order*, Cambridge University Press.
- Donelan, Michael (ed.) [1978] *The Reason of States: A Study in International Political Theory*, G. Allen & Unwin.
- Dunne, Tim [1998] *Inventing International Society: A History of the English School*, Palgrave.
- [2005] "The New Agenda" in Bellamy, Alex J. (ed.), *International Society and its Critics*, Oxford University Press.
- [2008] "The English School" in Reus-Smit, Christian & Snidal, Duncan (eds.), *The Oxford Handbook of International Relations*, Oxford University Press.
- Finnemore, Martha [2001] "Exporting the English School", *Review of International Studies*, 27: 3.
- Forbes, Duncan [1975] *Hume's Philosophical Politics*, Cambridge University Press.
- Gill, Stephen & Law, David [1988] *The Global Political Economy: Perspectives, Problems, and Policies*, Johns Hopkins University Press.
- Gilpin, Robert [1987] *The Political Economy of International Relations*, Princeton University Press.
- Gilpin, Robert [2001] *Global Political Economy: Understanding the International Economic Order*, Princeton University Press.
- Haar, Edwin van de [2008] "David Hume and international political theory: a reappraisal", *Review of International Studies*, 34.
- [2009] *Classical Liberalism and International Relations Theory: Hume, Smith, Mises, and Hayek*, Palgrave Macmillan.
- Hardin, Russell [2007] *David Hume: Moral and Political Theorist*, Oxford University Press.
- Harrison, Jonathan [1981] *Hume's Theory of Justice*, Clarendon Press.
- Haslam, Jonathan [1999] *Vices of Integrity: E.H. Carr, 1892-1982*, Verso.

- Hirst, Paul [1998] "The eighty years' crisis, 1919-1999 - Power" in Dunne, Tim & Cox, Michael & Booth, Ken (eds.), *The Eighty Years' Crisis: International Relations 1919-1999*, Cambridge University Press.
- Holsti, K.J., [2009] "Theorising the Causes of Order: Hedley Bull's *The Anarchichal Society*," in Navari, Cornelia (ed.), *Theorising International Society: English School Methods*, Palgrave Macmillan.
- Hont, Istvan [2005] *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective*, Belknap Press.
- Jackson, Robert H. [1996] "Is There a Classical International Theory?" in Smith, Steve & Booth, Ken & Zalewski, Marysia (eds.), *International Theory: Positivism and Beyond*, Cambridge University Press.
- James, Alan [1973] "Law and Order in International Society" in James, Alan (ed.), *The Bases of International Order: Essays in honour of C.A.W. Manning*, Oxford University Press.
- Jones, Charles [1998] *E. H. Carr and International Relations: A Duty to Lie*, Cambridge University Press.
- Keene, Edward [2005] *International Political Thought: A Historical Introduction*, Polity.
 ----- [2009] "International Society as an Ideal Type" in Navari, Cornelia (ed.), *Theorising International Society: English School Methods*, Palgrave Macmillan.
- Lewis, David K. [1969] *Convention: A Philosophical Study*, Harvard University Press.
- Linklater, Andrew [2009] "The English School" in Burchill, Scott & Linklater, Andrew et. al. (eds.), *Theories of International Relations*, Palgrave.
- Linklater, Andrew and Suganami, Hidemi [2006] *The English School of International Relations: A Contemporary Reassessment*, Cambridge University Press.
- Little, Richard [1998] "International System, International Society and World Society: A Re-evaluation of the English School" in Roberson, B.A. (ed.), *International Society and the Development of International Relations Theory*, Pinter.
 ----- [2005] "The English School and World History" in Bellamy, Alex J. (ed.), *International Society and its Critics*, Oxford University Press.
 ----- [2009] "History, Theory and Methodological Pluralism in the English School" in Navari, Cornelia (ed.), *Theorising International Society: English School Methods*, Palgrave Macmillan.
- Mackie, J. L., [1980] *Hume's Moral Theory*, Routledge.
- Manning, C. A. W. [1962] *The Nature of International Society*, The London School of Economics and Political Science (G. Bell and Sons).
- Mayall, James (ed.) [1982] *The Community of States: A Study in International Political Theory*, G. Allen & Unwin.
- Mayall, James [1990] *Nationalism and International Society*, Cambridge University Press.
 ----- [2000] *World Politics: Progress and its Limits*, Polity.

- [2009] "The Limits of Progress: Normative Reasoning in the English School" in Navari, Cornelia (ed.), *Theorising International Society: English School Methods*, Palgrave Macmillan.
- McArthur, Neil [2007] *David Hume's Political Theory: Law, Commerce, and the Constitution of Government*, University of Toronto Press.
- Miller, David [1984] *Philosophy and Ideology in Hume's Political Thought*, Oxford University Press.
- Murphy, Craig N. and Nelson, Douglas R. [2001] "International Political Economy: A Tale of Two Heterodoxies", *British Journal of Politics and International Relations*, vol. 3 no. 3.
- Navari, Cornelia (ed.) [1991] *The Condition of States*, Open University Press.
- [2009] *Theorising International Society: English School Methods*, Palgrave Macmillan.
- Palan, Ronen (ed.) [2000] *Global Political Economy: Contemporary Theories*, Routledge.
- Paul, T.V., & Wirtz, James J. & Fortmann, Michel (eds.) [2004] *Balance of Power: Theory and Practice in the 21st Century*, Stanford University Press.
- Quayle, Linda [forthcoming] *Southeast Asia and the English School of International Relations: A Region-theory Dialogue*, Palgrave Macmillan.
- Ravenhill, John [2011] *Global Political Economy*, Oxford University Press.
- Roberson, B.A. (ed.) [1998] *International Society and the Development of International Relations Theory*, Pinter.
- Robertson, John [1993] "Universal monarchy and the liberties of Europe: David Hume's critique of an English Whig doctrine" in Phillipson, Nicholas & Skinner, Quentin (eds.), *Political discourse in early modern Britain*, Cambridge University Press.
- Rotwein, Eugene [2007] "Introduction" in David Hume, *Writings on Economics*, eds. by Rotwein, Eugene and Schabas, Margaret, Transaction Pub.
- Schabas, Margaret & Wennerlind, Carl (eds.) [2007] *David Hume's Political Economy*, Routledge.
- Seabury, Paul (ed.) [1965] *Balance of Power*, Chandler Publishing.
- Sheehan, Michael [1996] *The Balance of Power: History and Theory*, Routledge.
- Skinner, Andrew S. [1993] "David Hume: Principles of Political Economy" in Norton, David Fate (ed.), *The Cambridge Companion to Hume*, Cambridge University Press.
- Stewart, John B. [1963] *The Moral and Political Philosophy of David Hume*, Greenwood Press.
- Strange, Susan [1996] *The Retreat of the State: The Diffusion of Power in the World Economy*, Cambridge University Press.
- Suganami, Hidemi [1983] "The Structure of Institutionalism: An Anatomy of British Mainstream International Relations", *International Relations*, 7 (5).
- [2005] "The English School and International Theory" in Bellamy, Alex J. (ed.), *International Society and its Critics*, Oxford University Press.
- Taylor, Michael [1987] *The Possibility of Cooperation*, Cambridge University Press.

- Vattel, Emer de [2008] *The law of nations, or, Principles of the law of nature, applied to the conduct and affairs of nations and sovereigns, with three early essays on the origin and nature of natural law and on luxury*, edited & with an introduction by Kapossy, Béla and Whatmore, Richard, Liberty Fund.
- Wæver, Ole [1998] “Four Meanings of International Society: A Trans-Atlantic Dialogue” in Roberson, B.A. (ed.), *International Society and the Development of International Relations Theory*, Pinter.
- Walter, Andrew and Sen, Gautam [2009] *Analyzing the Global Political Economy*, foreword by Benjamin J. Cohen, Princeton University Press.
- Whelan, Frederick G. [1985] *Order and Artifice in Hume's Political Philosophy*, Princeton University Press.
- [1995] “Robertson, Hume, and the Balance of Power”, *Hume Studies*, XXI No.2.
- [2004] *Hume and Machiavelli: Political Realism and Liberal Thought*, Lexington Books.
- Wight, Martin [1977] *Systems of States*, ed. by Bull, Hedley, Leicester University Press.
- [1978] *Power Politics*, eds. by Bull, Hedley and Holbraad, Carsten, Royal Institute of International Affairs.
- [1991] *International Theory: The Three Traditions*, Leicester University Press.
- Wilson, Peter [1989] “The English School of International Relations: A Reply to Shelia Grader”, *Review of International Studies*, 15 (1).
- [2009] “The English School’s Approach to International Law” in Navari, Cornelia (ed.), *Theorising International Society: English School Methods*, Palgrave Macmillan.
- Wright, Moorhead (ed.) [1975] *Theory and Practice of the Balance of Power 1486-1914: Selected European Writings*, J.M.Dent & Sons LTD.

邦語文献

- 飯島昇藏 [2001] 『社会契約』(東京大学出版会)
- 飯田敬輔 [2007] 『国際政治経済』(東京大学出版会)
- 飯田高 [2004] 『<法と経済学>の社会規範論』(勁草書房)
- 池田丈佑 [2009] 「賢慮・正義・解放—英国学派の倫理観と現代世界政治理論における展開」
『立命館国際地域研究』29
- 伊藤誠一郎 [2012] 「経済ナショナリズムと国家理性論についての再検討—『貿易の嫉妬』に
みるリアリズムの意味—」『経済学史研究』53 巻 2 号
- 犬塚元 [2004] 『デイヴィッド・ヒュームの政治学』(東京大学出版会)
- 遠藤誠治 [2003] 『『危機の20年』から国際秩序の再建へ—E.H.カーの国際政治理論の再検討』
『思想』945号

- 大中真 [2010] 「英国学派の源流—イギリス国際関係論の起源」『一橋法学』9(2)
 ----- [2011] 「英国学派(イングリッシュ・スクール)の生成—チャールズ・マニングとその思想」『一橋法学』10(2)
- 桂木隆夫 [1988] 『自由と懐疑—ヒューム法哲学の構造とその生成』(木鐸社)
- 河村しのぶ [2010] 「英国学派の国際政治理論とその諸批判」『九大法学』(102)
- 北村裕明 [1981] 「D.ヒュームと国家破産」『経済論叢』128 卷1・2号
- 久米暁 [2005] 『ヒュームの懐疑論』(岩波書店)
- 高坂正堯 [1978] 『古典外交の成熟と崩壊』(中央公論社)
- 小松志朗 & 角田和広 [2012] 「人道的介入における国益と価値の調和—ブレアと英国学派を手がかりに」『社会と倫理』26
- 坂本達哉 [2011] 『ヒューム 希望の懐疑主義—ある社会科学の誕生』(慶応義塾大学出版会)
- 桜井徹 [1988] 「ヒュームにおけるコンヴェンションの概念」『一橋研究』13(2)
 ----- [2008] 「ザームエル・プーフェンドルフ」、勝田有恒 & 山内進 編著 『近世・近代ヨーロッパの法学者たち—グラウティアヌスからカール・シュミットまで』(ミネルヴァ書房)
- 下川潔 [2005] 「ヒュームの正義概念と近代自然法学の伝統」『人文』4号
 ----- [2007] 「ヒュームと近代自然法学の変容」『法哲学年報 2007』(有斐閣)
- スガナミ, H. [2001] 「英国学派とヘドリー・ブル」『国際政治』126号
- 高橋和則 [2003] 「国際秩序思想としての勢力均衡—思想史的考察—」『法學新報』110 卷3・4号
 ----- [2004] 「ヒュームにおける国際秩序思想」『政治思想研究』4号
- 竹本洋 [1990a] 「D.ヒュームの『政治論集』にかんする試論 (1)」『大阪経大論集』196号
 ----- [1990b] 「D.ヒュームの『政治論集』にかんする試論 (2)」『大阪経大論集』197号
 ----- [1995] 『経済学体系の創成—ジェイムズ・ステュワート研究—』(名古屋大学出版会)
- 田所昌幸 [2008] 『国際政治経済学』(名古屋大学出版会)
- 田中敏弘 [1971] 『社会科学者としてのヒューム—その経済思想を中心として』(未来社)
 ----- [1984] 『イギリス経済思想史研究—マンデヴィル・ヒューム・スミスとイギリス重商主義—』(御茶の水書房)
- 田中秀夫 [2002] 『社会の学問の革新』(ナカニシヤ出版)
- 角田和広 [2011] 「英国学派から観る国際政治理論と勢力均衡」『政治学研究論集』33
 ----- [2012] 「M・ワイトの国際社会論における勢力均衡の役割—英国学派の文脈から」『立命館国際地域研究』35
- テラー, マイケル 著、松原望 訳 [1995] 『協力の可能性—協力、国家、アナーキー』(木鐸社)
- 豊下楯彦 [2012] 『「尖閣問題」とは何か』(岩波書店)
- 中西寛 [2009] 「国際政治理論—近代以後の歴史的展開」、日本国際政治学会 編 『日本の国際政治学 1 「学としての国際政治」』(有斐閣)
- 中野剛志 [2008] 『国力論—経済ナショナリズムの系譜』(以文社)

- [2011] 『国力とは何か—経済ナショナリズムの理論と政策』(講談社)
- ホーコンセン, クヌート 著、永井義雄・市岡義章・鈴木信雄 訳 [2001] 『立法者の科学—
デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学』(ミネルヴァ書房)
- 細谷雄一 [1998] 「英国学派の国際政治理論—国際社会・国際法・外交」『法学政治学論究』37
----- [2005] 「「新しい社会」という誘惑—E・H・カー」『大英帝国の外交官』(筑摩書房)
- ポリュビオス 著、城江良和 訳 [2004] 『歴史 I』(京都大学学術出版会)
- ホント, イシュトファン 著、田中秀夫 監訳 [2009] 『貿易の嫉妬—国際競争と国民国家の歴史
的展望』(昭和堂)
- 三牧聖子 [2008] 「『危機の二十年』(1939)の国際政治観—パシフィズムとの共鳴」『年報政治学』
2008 巻1号
- メイヨール, ジェームズ 著、田所昌幸 訳 [2009] 『世界政治—進歩と限界』(勁草書房)
- モーゲンソー, ハンス 著、現代平和研究会 訳 [1998] 『国際政治—権力と平和』(福村出版)
- 森直人 [2006] 「十八世紀ヨーロッパに関するヒューム国際関係認識の二面性について」
『調査と研究』32号
- [2007] 「十八世紀ヨーロッパに関するヒューム国際関係認識の総合性について」
『経済論叢』179 巻2号
- [2010] 『ヒュームにおける正義と統治—文明社会の両義性』(創文社)
- [2011] 「利己的な情念と利他的な情念—ヒュームと自己利益の問題に関する試論—」
『思想』1052号
- 山内峰行 [1994] 「ヒュームの勢力均衡論について」『岡山大学教育学部研究論集』97号
- 山中仁美 [2003] 「「E.H.カー研究」の現在の状況をめぐって」『国際関係学研究』29号
- [2009] 「国際政治をめぐる「理論」と「歴史」—E・H・カーを手がかりとして」
『国際法外交雑誌』108 巻1号